



常陸大宮市総合計画

ひたちおおみや未来創造ビジョン

基本構想・基本計画

人が輝き 安心、快適で活力と誇りあふれまち
「住みたい」「育みたい」「来たい」まちづくり



常陸大宮市総合計画
ひたちおおみや未来創造ビジョン



ごあいさつ



常陸大宮市長
鈴木 定幸

本市では、常陸大宮市総合計画「ひたちおおみや未来創造ビジョン」を平成 29 年度に策定し、将来像である「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」の実現に向けて、まちづくりを進めてまいりました。

この間、全国的な人口減少や少子高齢化は急速に進行し、若い世代を中心として、東京圏などの都市部への人口集中が進んでいます。

また、地球規模での環境問題の深刻化や、それに伴う気候変動は、全国各地に災害をもたらしており、本市においても令和元年東日本台風により甚大な被害をもたらされるなど、自然災害が甚大化、頻発化をしています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市を取り巻く社会情勢は、これまでに経験したことがない状況を迎えており、新たな対応が求められております。

このような状況のなか、人口減少対策を本市における最重要課題と捉え、計画を見直すとともに、3つの戦略を構築し、政策プロジェクトとして位置づけました。

この政策プロジェクトは人口流出を防ぐためのダム（政策）を構築するものであり、効果的・効率的、かつスピード感をもって戦略に基づいた各種施策を実践してまいります。

また、分野別の施策においても、柔軟な発想をもって、あらゆる課題に積極果敢に挑戦しながら、着実に前進することで、総合計画で掲げる、目指すべき市の将来像の実現につなげてまいります。

総合計画は本市の「まちづくりの指針」となるものでございます。市民の皆様には引き続き協働によるまちづくりに、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート等によりご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、策定にご尽力頂いた総合計画審議会委員の皆様及び関係各位に対し、心よりお礼を申し上げます。

常陸大宮市の概要

1

位置・地勢

本市は、茨城県の北西部に位置し、北は久慈郡大子町及び栃木県那須郡那珂川町、東は常陸太田市、南は那珂市及び東茨城郡城里町、西は栃木県那須烏山市及び芳賀郡茂木町とそれぞれ接しています。

地形的には、八溝山地及び阿武隈山地南端と関東平野周縁台地北端の境界部に位置し、東に久慈川、南に那珂川の2大河川が、中央部を緒川と玉川がそれぞれ流れています。北西部からその清流の流れに沿って、奥久慈県立自然公園や御前山県立自然公園等が含まれる広大で起伏の多い山地、ゴルフ場などが点在する丘陵と畑地帯、そして南東部の河川の流域には水田地帯が開けています。

面積は、東西約 20.8 km、南北約 26.4 kmにおよぶ 348.45 km²で、茨城県の面積のおよそ 5.7% を占めています。

気候は、比較的小雨低温の関東北部の内陸型で、年間平均気温は約 13℃、年間降水量は 1,300 mm 前後、降雪は年間数回程度と過ごしやすい地域です。



2

市章 〔平成 17 年 3 月制定〕

常陸大宮市の頭文字「ひ」を川の流れにたとえ、人々のふれあい、人と物、産業、文化などの交流を通じて、街が大きく発展していく様子を表しています。外側の円は英文字の「O」を用い、川の部分の 5 つのパーツは、旧町村を示し、それらが一つにまとまり、新しい市として歩み始める団結を表しています。色の緑は豊かな山々を、青は恵みをもたらす久慈川、那珂川、緒川を表しています。

3

市民憲章 〔平成 19 年 9 月制定〕

常陸大宮市は、緑豊かな自然環境に恵まれ、すばらしい歴史と文化のもとで発展してきました。わたしたちはこの自然、歴史、文化をいかし、安全で、快適で、活力あるまちを、みんなの手でつくります。

- 一. 豊かな自然をいつくしみ、安らげるまちをつくります。
- 一. 歴史と文化を大切にし、誇り高いまちをつくります。
- 一. 一人ひとりが知恵を出し、暮らし、仕事、いのちが輝くまちをつくります。
- 一. さまざまな人たちとの出会いと交流が楽しめるまちをつくります。
- 一. 尊重しあい、助けあい、みんなの未来をひらくまちをつくります。

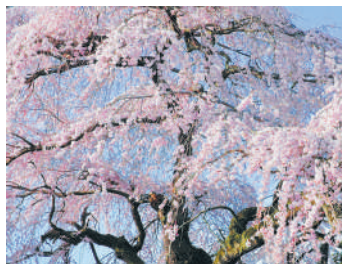
4

市の花・市の木・市の鳥 〔平成 19 年 8 月制定〕



市の花「ばら」

気品高く情熱ある美しい花は、市を愛する市民の心と幸せのシンボルとしてふさわしい花です。



市の木「さくら」

市民の優しい心と、希望に満ちた明るい未来を築きあげるシンボルとしてふさわしい木です。



市の鳥「かわせみ」

鮮やかな色彩から「溪流の宝石」と呼ばれ、市の豊かな自然のシンボルとしてふさわしい鳥です。

清らかな流れの中を銀色にきらめく姿で泳ぐその優美さが、清流のまちのシンボルとしてふさわしい魚です。



市の魚「あゆ」

常陸大宮市の花（ばら）、木（さくら）、鳥（かわせみ）、魚（あゆ）を組み合わせ、自然や文化の豊かな市のイメージを丸みのあるやわらかいデザインで表しました。またアルファベットのロゴは国際性を意識しています。4 つが統合された市標のほかに、様々な場面で使用できるよう個別市標もそれぞれ定め、色彩は、市章の色である青と緑を用いて、市の魅力を明るく表現しています。

常陸大宮市市標



常陸大宮市個別市標

「ばら」



「さくら」



「かわせみ」



「あゆ」



ひたちおおみや未来創造ビジョン

■ はじめに

総合計画の改訂にあたって

1. 計画改訂の趣旨..... P. 7
2. 計画の役割..... P. 8
3. 常陸大宮市創生総合戦略との関係..... P. 8
4. 計画の名称と構成及び期間..... P. 9

■ 基本構想

- 第1章 時代の潮流と課題..... P. 12
- 第2章 将来像..... P. 22
- 第3章 まちづくりの基本理念..... P. 23
 1. 郷育立市の考え..... P. 23
 2. まちづくりの方向性と基本理念..... P. 24
- 第4章 施策の大綱..... P. 26
- 第5章 人口の見通し..... P. 30
 1. 人口動向..... P. 30
 2. 人口の見通し..... P. 32
- 第6章 土地利用..... P. 33
 1. 土地利用の基本的な考え方..... P. 33
 2. 土地の利用・管理の方向性..... P. 33
 3. 将来の都市構造..... P. 34

■ 政策プロジェクト

P. 38

人口流出を防ぐダム（政策）の構築と実践

戦略 1

常陸大宮市に「住みたい」
～魅力あるまちづくり～

P. 39

戦略 2

常陸大宮市で「育てたい」
～子育て支援と教育の充実～

P. 40

戦略 3

常陸大宮市に「来たい」
～新たな魅力の創出と磨き上げ～

P. 41

■ 施策

体系

基本計画の施策の体系

P. 42

大綱 1

未来を拓き、自分らしく輝くひとを育むまち
（子ども子育て・教育・生涯学習）

P. 44

大綱 2

だれもが安心して暮らせるまち
（医療・福祉・防災）

P. 66

大綱 3

自然と調和した快適で安全なまち
（土地利用・社会基盤・環境・安全対策）

P. 90

大綱 4

みんなでつくる協働のまち
（自治・交流・連携）

P. 116

大綱 5

魅力ある資源を生かした活力と誇りあふれるまち
（産業・観光）

P. 134

■ 資料編

P. 153

はじめに

総合計画の改訂にあたって

1

計画改訂の趣旨

2004 年（平成 16 年）10 月に那珂郡大宮町、山方町、美和村、緒川村及び東茨城郡御前山村が合併して誕生した本市は、合併に際して策定した「常陸大宮市新市建設計画」を踏まえ、2007 年度（平成 19 年度）から 2016 年度（平成 28 年度）までを計画期間としたまちづくりの指針となる「常陸大宮市総合計画」を策定しました。続く、2017 年度（平成 29 年度）を計画初年度とする「常陸大宮市総合計画」では、市の将来像として掲げた「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」の実現に向けて、本市の特性や優位性を最大限に活用しながら、効果的・効率的な施策を推進してまいりました。

この間、世界全体を見渡すと、経済のグローバル化の進展、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化、新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会情勢は大きな変化をみせています。また、日本国内を見渡すと、人口減少や少子高齢化の急速な進行などにより、社会経済活動の停滞から抜け出せずにいます。さらに、2011 年（平成 23 年）に発生した東日本大震災や 2019 年（令和元年）の東日本台風などの教訓から、自然災害をはじめとする様々なリスクに対し、総合的な危機管理体制の強化が求められるようになりました。

本格的な地方分権時代を迎え、地方の自主性、自立性が一層重要になる中、本市では、依然として厳しい財政状況が続き、さらには少子高齢化や若年層の都市部への流出などによる人口減少、道路・上水道、公共施設などの社会インフラの老朽化が進むなど、本市を取り巻く環境はより一層厳しさを増しております。

このような状況の中、今後、本市が持続的な発展を目指すためには、健全な行政経営を図りながら、市民・企業・行政などが相互に連携し、共通の理解と信頼のもとに、協働のまちづくりを推進していく必要があります。

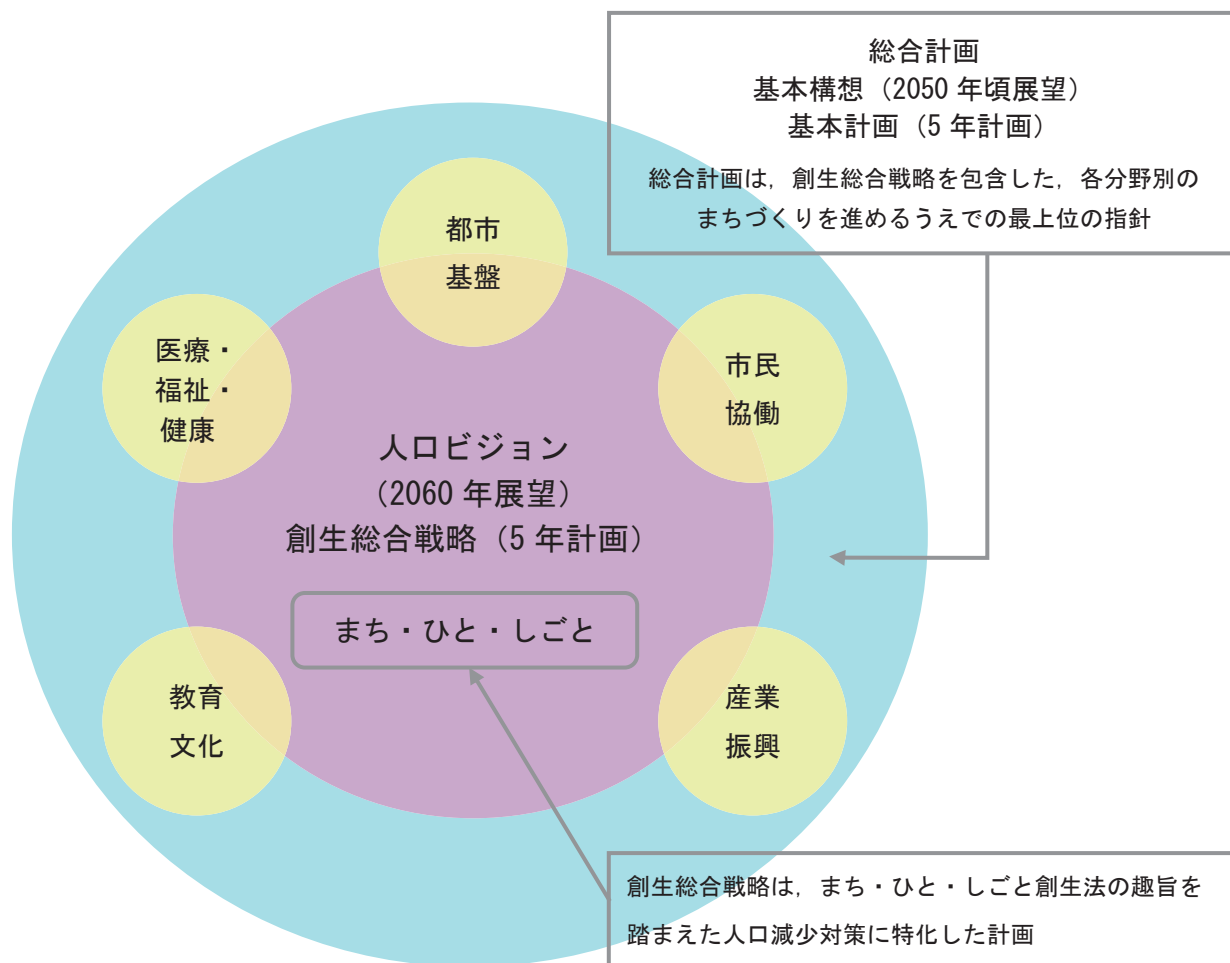
この度、現行の「常陸大宮市総合計画」の計画期間は、2021 年度（令和 3 年度）をもって終了することに伴い、このような本市の現状や諸課題、時代の潮流や市民ニーズを的確にとらえ、引き続き将来像として掲げた「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」の実現に向けて、長期的な視点を持ったまちづくりを進める指針として、「常陸大宮市総合計画」の改訂を行いました。

長期的な視点を持った総合計画を市の最上位計画として位置づけます。

本市が目指す将来像及び進むべき方向性を明確にすることで、その実現に向け市民と行政が目標を共有し、まちづくりに取り組むための計画とするとともに、市政運営の指針となり、分野別のまちづくりを進めるうえでの最上位の指針としての役割を果たします。

まち・ひと・しごと創生法に基づき策定し、2020年（令和2年）3月に改訂した「第2期常陸大宮市創生総合戦略」及び「常陸大宮市人口ビジョン【改訂版】」において位置づけられたまちづくりの方向性や事業を、総合計画の基本計画や重点事業計画に位置付け、今後の人口減少・少子高齢化を見据えた計画としています。

総合計画と創生総合戦略との関係（イメージ）



本計画は、まちづくりを進めるうえでの最上位の指針として、「基本構想」、「基本計画」、「重点事業計画」で構成します。

(1) 計画の名称

常陸大宮市総合計画 「ひたちおおみや未来創造ビジョン」

(2) 計画の構成及び期間

① 基本構想

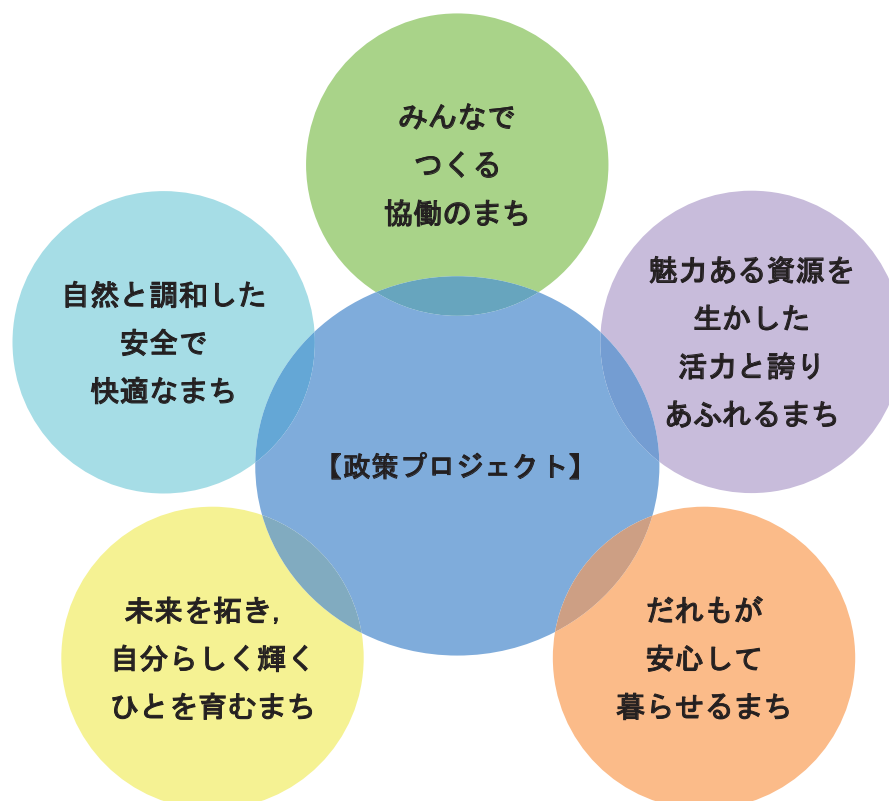
基本構想は、本市の持続的な発展を目指し、長期的な視点に立った一貫したまちづくりのビジョンを示すものです。この基本構想は、概ね 2050 年（令和 32 年）頃を展望した長期構想（ビジョン）とし、目指すべき市の将来像やまちづくりの基本的な理念などを掲げ、その実現に向けた施策の大綱を定めます。

② 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するために示された施策の大綱に基づいて、社会経済情勢の変化を可能な限り予測し、市が推進すべき個別施策の体系を具体的に定めます。また、重点的・優先的に取り組む施策などについて、施策体系の枠組みを超え、横断的かつ総合的に進めることにより、相乗効果が期待できるものを位置づけた取組として、「政策プロジェクト」を設定します。

基本計画の期間は、2022 年度（令和 4 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 5 年間とし、以後、社会経済情勢などに迅速に対応するため、5 年ごとに見直しを行います。

政策プロジェクト(イメージ)

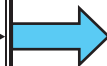
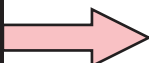
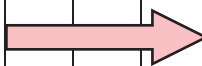
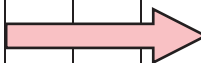


③重点事業計画

重点事業は、より重要性・緊急性の高い課題などに対応するため、基本計画で定めた施策を実現するための具体的な事業の中から、重点的に取り組む事業として位置付けるものです。

重点事業を取りまとめた計画（重点事業計画）の期間は3年間を基本とし、社会経済情勢や財政状況の変化、市民ニーズへの対応などを勘案しながら、毎年度見直しを行います。

■ 計画の期間

	H29～R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～R13	R14～	
基本構想									
基本計画									
重点事業計画						※R4～R8 と同様に作成			

基本構想

第1章 時代の潮流と課題

第2章 将来像

第3章 まちづくりの基本理念

第4章 施策の大綱

第5章 人口の見通し

第6章 土地利用

〔趣旨〕本市の持続的な発展を目指し、長期的な視点に立った一貫したまちづくりのビジョンを示すものであり、概ね2050年（令和32年）頃を展望した長期構想（ビジョン）とし、目指すべき市の将来像やまちづくりの基本的な理念などを掲げ、その実現に向けた施策の大綱を定めるものです。

〔構成〕『時代の潮流と課題』、『将来像』、『まちづくりの基本理念』、『施策の大綱』、『人口の見通し』、『土地利用』の6つの章で構成しています。

人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、2011年（平成23年）以降、一貫して減少を続けており、2050年（令和32年）には約1億192万人にまで減少すると推計されています。さらに、総人口に占める老年人口（65歳以上）の割合は、2015年（平成27年）の約27%から、2050年（令和32年）には約38%まで上昇すると見込まれます。

本市においても、人口減少が続く中、2025年（令和7年）には、生産年齢人口（15～64歳）100人が年少人口（15歳未満）と老年人口を何人支えているかを示す従属人口指数が100を超え、さらに、2035年（令和17年）には、老年人口が生産年齢人口を上回ることが見込まれるなど、人口減少とともに少子高齢化が一段と深刻化する姿が予想されています。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」※2018年（平成30年）推計）

人口減少・少子高齢化の進行は、国内需要や労働力人口の減少による経済成長の鈍化をはじめ、国や地方公共団体の財政悪化による社会生活基盤の劣化など、様々な面で多大な影響を及ぼすと考えられます。

特に、生産年齢人口の減少により、活力の低下が懸念される中で、高齢者や障がい者、女性をはじめ、年齢や性別に関係なく、誰もが最大限に力を発揮できる社会を構築することが喫緊の課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部でテレワークが普及したことに加え、密な空間を避けるために地方へ移住する動きもみられています。



＜常陸大宮市の課題＞

本市の人口は、今後も減少傾向で推移していくことが避けられず、同時に少子高齢化も進行していくことが予想されます。

このため、2020年（令和2年）3月に改訂した「第2期常陸大宮市創生総合戦略」及び「常陸大宮市人口ビジョン【改訂版】」に基づき、急激な少子高齢化の進展に対して的確に対応していくとともに、人口減少の進行を可能な限り緩やかなものとしていくために、移住・定住の推進や子育て世代の負担軽減など、各種施策を推進していく必要があります。また、本市が将来にわたって活力を維持していくためには、市民・企業・行政が本市の課題や将来像を共有し、一体となってまちづくりに取り組んでいく必要があります。



少子化が進行する中、未来を担うすべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援する支え合いの仕組みづくりが求められています。子どもを産み育てることに夢を持ち、子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に向け、総合的な子ども・子育て支援が求められています。

また、持続可能な開発目標（SDGs）では、包摂的かつ公平で質の高い教育を提供することが目標として掲げられています。子どもの学力・学習意欲・規範意識などの向上に向けて、学校教育や家庭教育の重要性はもちろんのこと、地域住民や企業などの多様な主体が教育に参画し、家庭・学校・地域が相互の立場や役割を認識し、連携を図りながら、社会全体で教育環境の醸成や各種取組を推進していくことが求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全児童・生徒にタブレット端末の配置を行うなど、学校教育における情報通信技術（ICT）の活用が進みつつありますが、効果的な利用について、今後も推進していく必要があります。

＜常陸大宮市の課題＞

本市においても、核家族化や共働き夫婦の増加などに伴い、家庭内で子育て・教育に費やすことのできる時間が以前にも増して制限されてきています。こうした中、家庭・学校・地域が一体となった子育て・教育環境の整備や行政による各種支援の充実が求められています。

さらに、2020年（令和2年）3月に改訂した「第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期における質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

また、「第2期常陸大宮市教育大綱」や「常陸大宮市教育振興基本計画【後期改訂版】」に基づき、教育施策の推進を図るとともに、教育と郷育の両面から、引き続き本市ならではの特色ある学校教育などの推進を図り、家庭・学校・地域が密接に連携しながら、のびやかでたくましい人を育む教育環境の充実を図っていく必要があります。



3

地域産業の活性化、雇用の創出

我が国の経済情勢は、2019年（令和元年）10月1日の消費税率の引き上げや新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2019年度（令和元年度）と2020年度（令和2年度）ともに、2年連続で実質GDPがマイナス成長となりました。また、新型コロナウイルス感染症への対策などにより、財政支出が拡大し、債務残高も増加の一途を辿るなど、財政についても非常に厳しい状況にあります。新型コロナウイルス感染症による経済への影響が払拭されるまでは、企業の倒産や工場の閉鎖などの回避を全力で支援し、雇用の維持に努める必要があります。一方、今後の少子高齢化の進展を見据え、生産性向上に向けた各種取組を推進していくことが求められています。

また、TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）に代表されるように、世界経済の結び付きが深まるグローバル化が一層加速しています。さらに、我が国が目指す未来社会である「Society 5.0」は、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムによって実現を目指しますが、これに関連するデジタル技術分野などを中心として、国家を跨いだ優秀な人材の獲得競争が激化しています。我が国においても、多様性の受容や働き方改革など、優秀な人材の獲得・定着に向けた各種施策を推進していくことが求められています。

＜常陸大宮市の課題＞

本市の地域経済や産業の活力を維持・向上させていくためには、引き続き農林畜産業や製造業、商工・観光業など、本市の主力産業を中心として、地域ブランドの確立や販路拡大の支援など、各種振興策を展開していくことが必要となります。加えて、起業支援による新たな産業の創出により地域産業の活性化を図るとともに、企業誘致による新たな雇用の創出や安定した雇用の確保により、本市への定住・定着を促していくことが求められています。

また、市内の道の駅や物産センターの有効活用、地域ブランドの創設、6次産業の推進などを通じて、本市の魅力ある地域資源をさらに磨き上げるとともに、地域に根ざした新たな産業を創出していくことが求められています。



2011 年（平成 23 年）に発生した東日本大震災による未曾有の被害や福島第一原子力発電所事故の影響、また、2019 年（令和元年）に本市を襲った令和元年東日本台風（台風 19 号）などの被害により、防災に対する意識はより高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症の脅威、慢性的な医療・介護・福祉人材の不足といった地域医療・介護・福祉の課題、巧妙化する特殊詐欺、食品の安全性など、市民の安全・安心な暮らしに対する意識も以前にも増して高まりをみせており、総合的な危機管理体制の強化が必要となっています。

＜常陸大宮市の課題＞

本市においても、「第 3 期常陸大宮市地域防災計画」などにに基づき、自助・共助による地域防災力の強化を図るなど、引き続き災害に強い、災害に的確に対応できる安全なまちづくりに取り組むとともに、市民生活の安全を守るため、防犯体制の充実を図る必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、人流の制限や医療資源の確保など、国や県と連携しながら各種施策を展開するとともに、新たな感染症の脅威に備え、対応策の策定や実施体制の整備を進める必要があります。さらに、医師や看護師、介護士などの医療・介護・福祉人材の確保に努め、地域医療・介護・福祉体制を整備し、いつでも適切な医療・介護サービスを受けられるようにするなど、誰もが生涯にわたり安心して暮らすことのできるまちづくりを推進する必要があります。



5

環境問題の深刻化

地球温暖化や大気汚染など、地球規模で環境問題が深刻化する中で、SDGs においても、海や陸の保全、クリーンなエネルギーの利用や気候変動に対する具体的な対策など、自然環境の保護に関する目標が掲げられています。こうした取組を通じて持続可能な社会を実現するために、世界全体で高環境負荷・エネルギー多消費型社会・産業構造を抜本的に見直し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築に取り組む機運が高まっています。

こうした環境問題や環境意識の高まりを受け、次の世代にかけがえのない豊かな環境を継承するためには、市民一人ひとりが日々の暮らしにおいて、環境負荷の軽減に取り組む責任と役割を自覚して、具体的な行動を起こしていく必要があります。森林や水辺をはじめとする豊かで多様な自然環境や生態系を保全・再生するとともに、自然エネルギーの利用、省エネルギーの推進、ごみの分別収集の徹底・再利用・再資源化などを促し、環境に配慮した低炭素循環型社会の構築に向けたまちづくりが求められています。

＜常陸大宮市の課題＞

本市では、2008 年（平成 20 年）に「環境にやさしいまち」を宣言しました。また、2018 年（平成 30 年）3 月に策定した環境面の分野別計画である「常陸大宮市環境基本計画」では、望ましい環境像を「豊かな自然と調和した環境にやさしいまち」と定め、日常生活や社会経済活動における環境負荷の軽減や豊かな自然環境の保全に関する取組を進めています。

本市の恵み豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民・企業・行政が相互に協力・連携して各種施策や取組を推進していくことが重要となっています。



地方分権時代を迎え、地方の自主性・自立性がより一層重要となっています。活力のあるまちづくりを推進するにあたり、移住・定住者や交流・関係人口の拡大、企業誘致などが大きな役割を担いますが、今後、都市間における競争がますます激化していくと考えられます。このような状況下で、まちの持続性、自立性を高めていくためには、従来にも増して各市町村の創意工夫により、地域経済の活性化や自主財源の確保、住民満足度の向上に取り組む必要があります。

また、ライフスタイルの多様化などにより、行政サービスに対する市民のニーズはますます多様化・複雑化し、これらのニーズに行政だけで対応していくことは、困難さを増していくと考えられます。日々の暮らしに直結する様々な地域の課題に迅速かつ的確に対応するためには、地域が抱える問題・課題解決に向けて、力を合わせて自主的・自発的に取り組む地域の力を高めるとともに、多様な主体と協働のまちづくりに取り組んでいくことが重要となります。

さらに、交通機関や情報通信網の発達により、様々な分野においてグローバル化が進み、国際化はより身近なものとなっています。日常から国際的な視野に立った判断・行動が求められるとともに、英語などの国際共通語によるコミュニケーションや、異なる文化的な背景を持つ人とも相互の文化を理解・尊重し合うことが重要となっています。



＜常陸大宮市の課題＞

本市の財政状況は、地方交付税などの依存財源に頼る財政構造となっており、今後の財政状況についても引き続き厳しい見通しにあります。一方で、多様化・複雑化する市民のニーズに対応した行政サービスが求められており、効率的な行財政運営を行う必要があります。そのためには、地域の諸課題に対して、情報の共有を図りながら、市民・企業・行政がそれぞれの役割を担い、ともに手を携えてまちづくりを進めることが重要です。引き続き、自立した財政基盤や効率的な事務の執行体制の確立に向けてさらなる行財政改革に取り組むとともに、自治組織の育成や支援を図りながら、多様な主体が一堂となって誰にとっても住みやすいまちを創り上げる「協働のまちづくり」を積極的に推進していく必要があります。

また、本市においても、様々な国の海外出身者が定住しており、円滑なコミュニケーションや、相互の文化を理解・尊重し合うことが重要となっています。そのためには、国際化に対応した人材育成や基盤づくりを推進するとともに、常陸大宮市国際交流協会への支援などを通して、多文化共生を目指した国際交流に取り組む必要があります。



我が国では、高度経済成長期以降に集中的に道路・橋梁・トンネル・上下水道などの社会インフラや、教育・福祉・文化施設などの公共施設が多く建設されました。建設から半世紀ほど経過した現在、各種施設の老朽化が進み、更新や改修の必要な時期に直面しています。SDGsにおいても、持続可能かつ強靱なインフラ開発に関する目標が掲げられており、激甚化する災害への対応や生産性向上に向けた取組などを考慮しながら、社会インフラや公共施設を整備する必要があります。

また、2005年（平成17年）前後に多く行われた市町村の合併（平成の大合併）により、合併後の市町村内に同様な機能を有する公共施設が複数存在し、維持管理に係る費用など効率的な施設の管理運営の観点から、施設の統廃合を図るなど公共施設の適正化が求められています。

＜常陸大宮市の課題＞

本市においても、道路や上水道・公共施設などの社会インフラの老朽化が進んでおり、特に2004年（平成16年）に合併した本市には、市内に同様の機能を有する公共施設が複数存在しているととともに、整備から相当の年数を経過している施設が多く、今後、維持補修や建て替えなどの必要が見込まれ、また、その時期が集中することが懸念されています。

一方で、施設などの更新経費や維持管理経費を確保することが課題であり、公共施設のあり方については、人口減少などによる利用需要の変化を踏まえて中・長期的な総合管理計画を策定し、その計画に基づき、施設ごとの個別計画を策定するなど、公共施設等の適正化に取り組んでいく必要があります。

また、効果的・効率的な運用を図るため、導入可能な施設には、指定管理者制度を導入するなど、行政経営の健全化に向けた公共施設等マネジメントに取り組んでいくことが求められています。



8

情報通信技術(ICT)などの進展

地域情報化を取り巻く社会環境は、情報通信技術の能力向上及び通信インフラ整備の進展、情報通信機器の普及などにより、これまでに情報社会（Society 4.0）が実現してきました。今後は、モノのインターネット（IoT）により様々な知識や情報が社会全体で共有されるとともに、人工知能（AI）により大量の情報処理や自動化が進み、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した「Society 5.0」の実現が期待されています。行政においても、ICT やビッグデータなどを活用し、市民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を推進していくデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応が求められています。

また、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、行政を効率化し、市民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤ですが、現段階では利用される機会が限定されており、今後は多くの分野で活用されることが求められています。

＜常陸大宮市の課題＞

本市においても、情報化社会に的確に対応するとともに、さらなる ICT を活用した市のまちづくりを進めるため、「常陸大宮市地域情報化推進計画」を策定し、総合的かつ計画的に地域情報化を推進してきました。一方で、ICT は飛躍的に進化を続けているため、常に最新の動向を把握しながら、市の魅力発信や防災・教育・医療・福祉など複雑化・多様化する市民サービスの向上、さらには、人口減少、少子高齢化に対応した市民サービスの維持など、多面的に活用することが求められています。



市の将来像

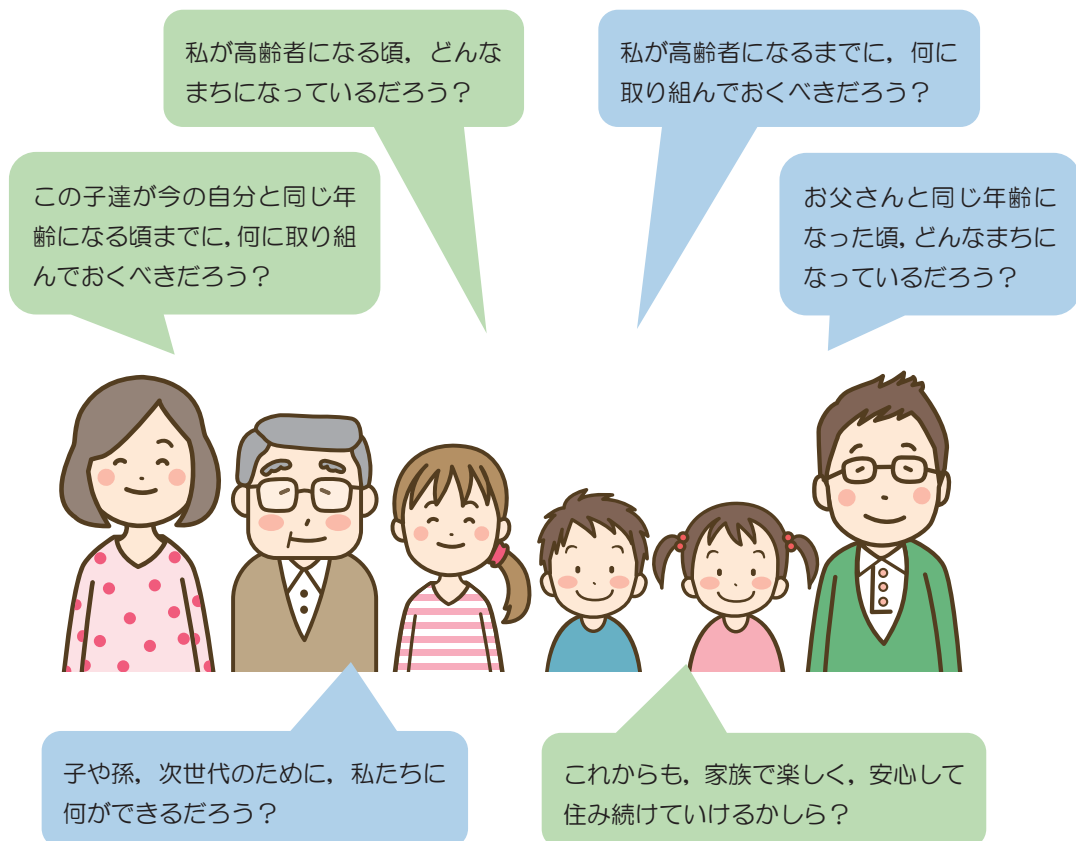
常陸大宮市の目指す将来像を次のように定めます。

将来像

人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち

一人ひとりが自分らしく輝き、誰もが安心して快適に暮らせ、いつまでも活力にあふれ、誇りを持ち続けることができるまちを目指します。

将来像に掲げるまちの実現に向けて、市民・企業・地域・行政というそれぞれのまちづくりの主体が一体となって協働し、「ふるさと常陸大宮」を次の世代、そして未来へとつないでいくまちづくりを進めます。



第3章

まちづくりの基本理念

1

郷育立市の考え

「人づくり」は「まちづくり」
故郷を「伝える」・「つなぐ」・「つくる」

本市では、次のとおり郷育立市きょういくりっしを宣言しました。この宣言は、郷育の根幹である教育に加え、それ以外の分野においても独自の役割の中で、郷土愛を育み、家庭、学校、地域、行政の強い連携のもと、市民が一体となって、新しい時代を生き抜くことができる人材を育て、ひいてはまちづくりにつなげていくことを広く市内外へ表明するためのものです。

私たちは、先人たちが作り上げた、この故郷の自然や歴史、文化、数々の英知、地域の絆など、かけがえのない財産をつないで生きています。このつながりを大切にし、かけがえのない財産をさらに磨き上げ、新たな故郷を創り上げるとともに、故郷を愛し、慈しんだ先人たちの心や行動を、次の世代、そして未来へと伝えていくことが大切です。

この郷育立市の考えを、市民をはじめとする多様な主体と共有していきます。

郷育立市宣言

〔平成28年3月制定〕

こどもたちは、未来の幸せを担うため、この地で育っています
歴史や文化に満たされた常陸大宮市すべてが、その学び舎です
そして、この「人づくり」への思いが、
この地の豊かさと誇りを支える原点です

私たちは、過去から学び、今の幸せを担うため、この地で暮らしています
豊かな自然や助け合う地域を支える常陸大宮市すべてが、その舞台です
だから、「人づくり」は「まちづくり」にほかなりません

故郷を愛し、故郷を慈しんだ先人たちの力が、常陸大宮市を作り続けてきました
今、私たちは確かにその足跡を想い、次の一步を歩み続けています
その心と行動は、必ず、次の世代に伝えなければなりません

自然や歴史をつなぎ、誇れるものやかけがえのないものをつないで、
人は生きてきました
このつながりを大切にし、故郷を愛し、慈しむ郷育を進めることで、
故郷を離れて輝くばかりでなく、故郷にあって輝くことができるのです
そして、この輝きこそが、「誇り高いまち」常陸大宮市を築き上げるのです

これらを強く願い、常陸大宮市は、ここに「郷育立市きょういくりっし」を宣言します

2050 年頃を見据えたまちづくりを進めます

本市が将来にわたって、持続可能なまちであり続けるためには、引き続き市民との協働によるまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

また、市民が市に愛着と誇りを持ち、将来も住み続けたいと思うまちとして発展、維持していくためには、未来を担う次世代の子どもたちが健やかに成長できるまちづくりを進める必要があります。

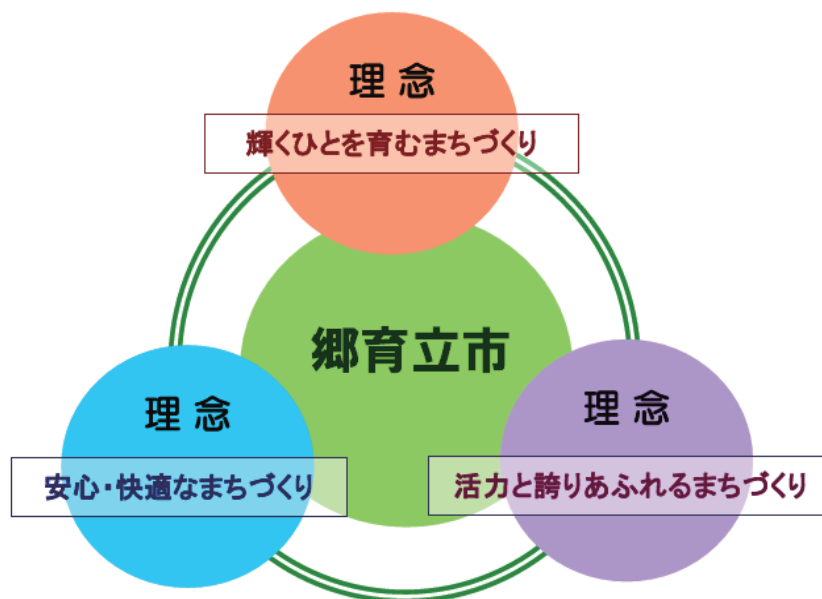
その子どもたちが大人になり、親になり、社会の中心として活躍する時期を概ね 30 年後と想定し、その 30 年後である 2050 年（令和 32 年）頃の市の姿を見据えたまちづくりを進めます。

さらに、「郷育立市」の考えを踏まえ、明確なまちづくりの理念を市民と共有しながら、市民一人ひとりの力を結集し、本市ならではのまちづくりを進めるため、総合計画における 3 つの基本理念を次のとおり定めます。

「輝くひとを育むまちづくり」

「安心・快適なまちづくり」

「活力と誇りあふれるまちづくり」



郷育立市とまちづくりの基本理念

輝くひとを育むまちづくり

若い世代が安心して子どもを産み、育てることができるように、子育て支援の充実を図り、そして未来を担う子どもたちを地域みんなで支える子育て環境づくりを進めます。また、生涯にわたり生きがいを持って取り組む市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、様々な世代が交流しながら、一人ひとりが自分らしく心豊かに暮らすことのできる環境づくりを進めます。

そして、故郷を愛し、故郷を慈しむ「郷育」を推進し、故郷を離れても、また、故郷にあっても輝くひとを育むまちづくりを目指します。

安心・快適なまちづくり

誰もが安心して暮せることが生活の基本であり、医療・介護・保健・福祉サービスの充実を図り、すべての市民が生涯安心して健やかに暮らすことのできる環境づくりを進めます。また、市の誇る美しい豊かな自然と共生しながら、良好な住環境の形成や道路・交通などの社会基盤整備を推進するとともに、住み慣れた地域で支えあい、助け合うコミュニティを高めながら、健康で生き生きと暮らすことのできる環境づくりを進めます。

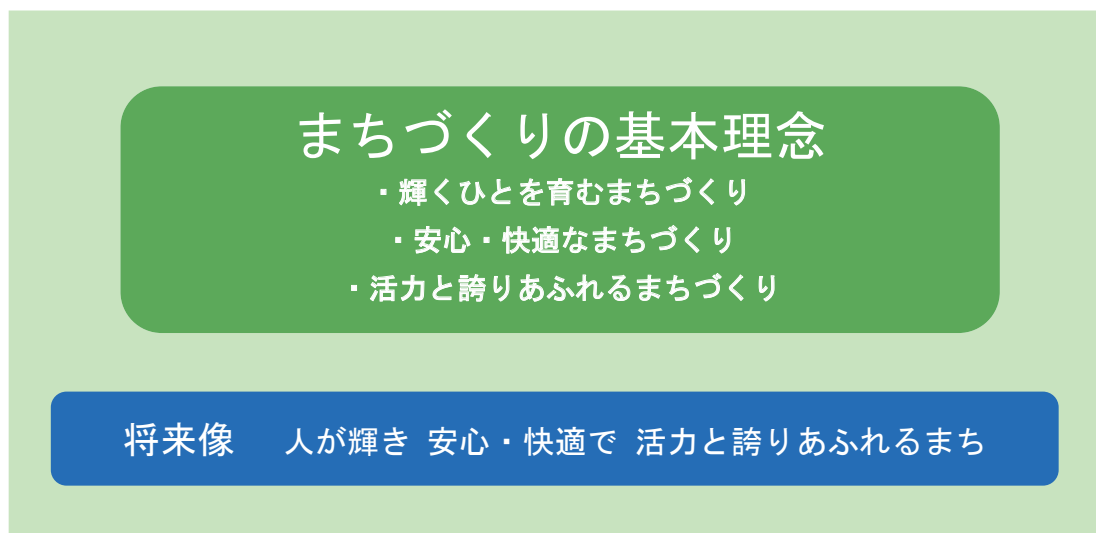
そして、東日本大震災や東日本台風の経験を教訓とし、災害に強い防災体制の確立や防犯・消防などの安全対策を強化し、誰もが住みたい、住み続けたい、快適な住みよいまちづくりを目指します。

活力と誇りあふれるまちづくり

市の主要産業である農業をはじめ、林業・畜産業や製造業などのさらなる活性化を図り、地域ブランド力を高め、魅力と特色あるものづくりを進めます。また、商店街、商業地域の活性化や企業誘致、起業支援を推進し、安定した雇用の確保を図りながら力強い産業の振興を図るとともに、道の駅や物産センターなどを有効に活用し、観光の振興や農林業と商工業が連携した6次産業を進めます。

そして、まちの活力を育み、賑わいを創出するとともに、市内外に戦略的、効果的に魅力を発信し、地域ブランド力を高めながら、「常陸大宮」ならではの誇れるまちづくりを目指します。

将来像「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」の実現に向け、郷育立市と3つの基本理念を柱として、次の5つの施策の大綱で取組を進めます。



施策の大綱

1

未来を拓き、自分らしく輝くひとを育むまち

2

だれもが安心して暮らせるまち

3

自然と調和した快適で安全なまち

4

みんなでつくる協働のまち

5

魅力ある資源を生かした活力と誇りあふれるまち

施策の大綱（基本理念に沿って推進する分野別の施策の枠組み）

1

未来を拓き、自分らしく輝くひとを育むまち（子ども子育て・教育・生涯学習）

- 先人たちが築き上げてきた地域固有の資源や歴史・文化・生活スタイルなどの魅力と価値を再確認し、それらを共有しながら学び合い、地域に誇りと愛着を持つ人材の育成を推進します。
- 子どもたちが未来を拓き、明るい希望や目標を抱けるように、常陸大宮らしい特色ある学校教育を推進するため、教育環境の充実を図るとともに、家庭・学校・地域が密接に連携しながら、のびやかでたくましい人を育む郷育を推進します。
- 安心して子どもを産み、育てることができるように、子育て支援の充実を図りながら、多様な子育てニーズに対応した総合的な子ども・子育て支援の推進に努めるとともに、子育てと仕事を両立できる環境整備に取り組み、男女がともに活躍できるまちづくりを推進します。
- 文化・芸術活動の振興を図るとともに、「いきいき茨城ゆめ国体」や「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」によって培われたスポーツに対する意識の高まりを生かし、心身ともに健康づくりを推進し、生涯にわたって生きがいを持って、いつまでも自分らしく輝いて暮らせる環境づくりを推進します。

2

だれもが安心して暮らせるまち（医療・福祉・防災）

- だれもが安心して医療サービスを受けることができる地域医療体制の確立に向け、関係機関と連携を図り、人材の確保に取り組みながら、医療体制の強化に努めます。
- 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、高齢者福祉の一層の充実を図ります。
- 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、早期から切れ目のない支援を行い、社会的自立に向けた生活支援及び就業支援の充実を図ります。
- 災害時や感染症発生などの非常時に対応するため、危機管理・防災体制や消防・救急体制の充実強化を図ります。

- 安全な暮らしを保持するため、防犯対策をはじめ、交通安全対策や消費者被害の防止対策の強化を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。
- 道路や河川などを計画的に整備・管理し、交通体系の維持など日常生活を支える生活環境を充実させ、安全性と利便性の高いまちづくりを推進します。
- 公園や緑地など自然環境と調和した住環境形成に取り組み、環境に配慮した快適な住環境づくりを推進します。
- 地域の特性を生かした良好な街並みの形成を推進するとともに、市街地・集落地の効率的・効果的な整備を進め、地域の活性化や定住促進を図ります。
- 市民ニーズを的確に把握し、防災・教育・医療・福祉などの必要な情報の提供と共有を図るため、情報通信技術の活用を推進し、市民サービスの向上に努めます。

- 自主的に取り組む市民活動や地域コミュニティ活動を支援するとともに、まちづくりのパートナーとして、相互に連携を図りながら、協働により地域の課題に対応できるような体制づくりに取り組みます。
- 市民の国際感覚を育み、国際的な視点に立った人材育成を推進するとともに、国際交流活動の促進や海外出身者とも相互に連携を図るなど、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。
- 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」により交流が深化したパラオ共和国や、パラオ共和国の事前キャンプを契機に友好都市協定を締結した宮城県蔵王町との交流を進めるなど、更なる地域間交流を推進します。
- 効率的・効果的な事務事業の執行や公共施設などの適正な維持管理に努めるとともに、将来を見据えた持続可能な財政基盤の構築を図りながら、健全な行政経営を展開し、さらなる行財政改革を推進します。

5

魅力ある資源を生かした活力と誇りあふれるまち（産業・観光）

- 高い付加価値を生み出す基幹産業の振興，特産品のブランド化，魅力ある地域資源の活用，農林業や商工業をはじめとした多様な主体との連携による 6 次産業化などを進め，本市ならではの誇れるものづくりを推進します。
- 農林畜産業，製造業，商工・観光業など，様々な産業分野において持続的な発展を図るため，魅力ある資源を生かしながら，地域に根ざした産業の活性化を推進します。
- 道の駅や物産センターなど，本市の有する観光資源の有効活用や磨き上げを行うとともに，積極的な情報発信により観光誘客を促進し，観光振興を図りながらシティセールスを推進します。
- 企業誘致活動を継続して進めるとともに，新たなビジネスにチャレンジする意欲ある起業家を積極的に支援し，雇用の場の確保や新たな雇用の創出を推進します。

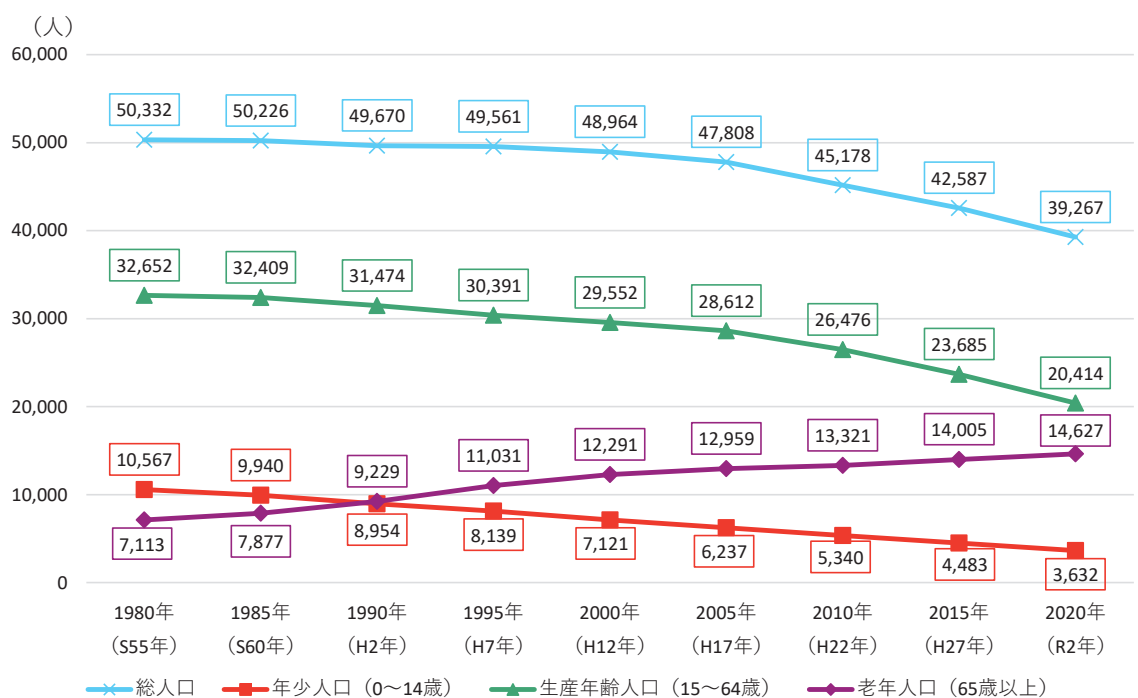


(1) 総人口と年齢3区分別人口

1980年(昭和55年)から2015年(平成27年)の総人口の推移をみると、総人口は一貫して減少が続いていますが、2000年(平成12年)以降、特に減少幅が大きくなっています。

年少人口、生産年齢人口は一貫して減少を続けている一方で、老年人口は一貫して増加を続けています。特に1990年(平成2年)以降は、老年人口が年少人口を上回る状況が続いています。

■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



出典：総務省「国勢調査」

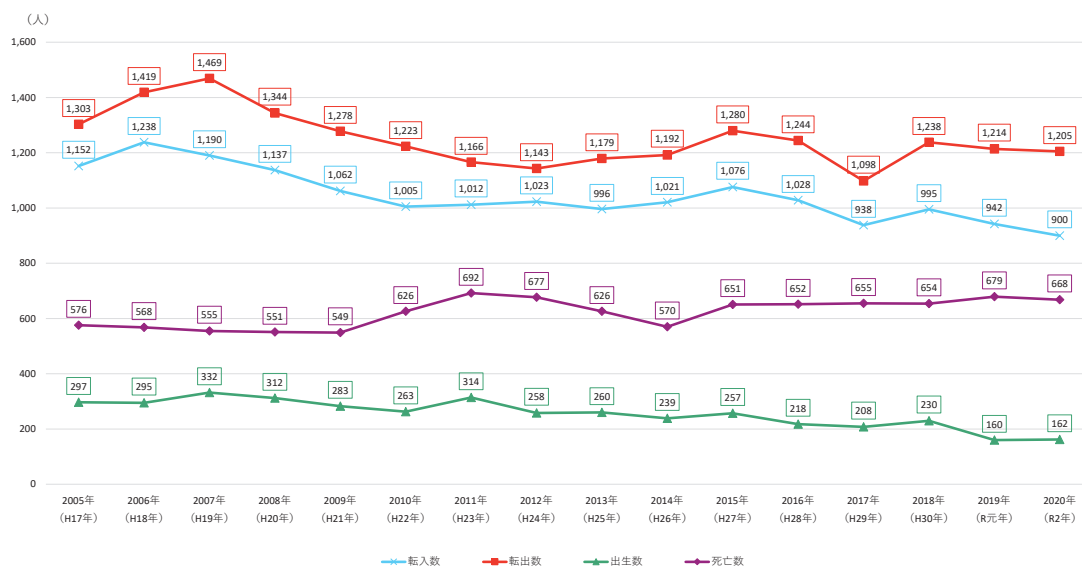
※総人口には年齢不詳者を含んでいるため、総人口と年齢3区分別人口の合計は必ずしも一致しない。

(2) 人口動態

転入・転出数は、2005年（平成17年）以降、一時的に増加することはあるものの、期間全体を通じて減少傾向にあります。また、一貫して転出数が転入数を上回っており、社会減の状態が続いています。

出生・死亡数については、同期間において、一貫して死亡数が出生数を上回っており、自然減の状態が続いています。さらに、出生数は、減少傾向にある一方で、死亡数は増加傾向にあるため、自然減の幅は拡大傾向にあります。

■人口動態の推移



出典：茨城県常住人口調査

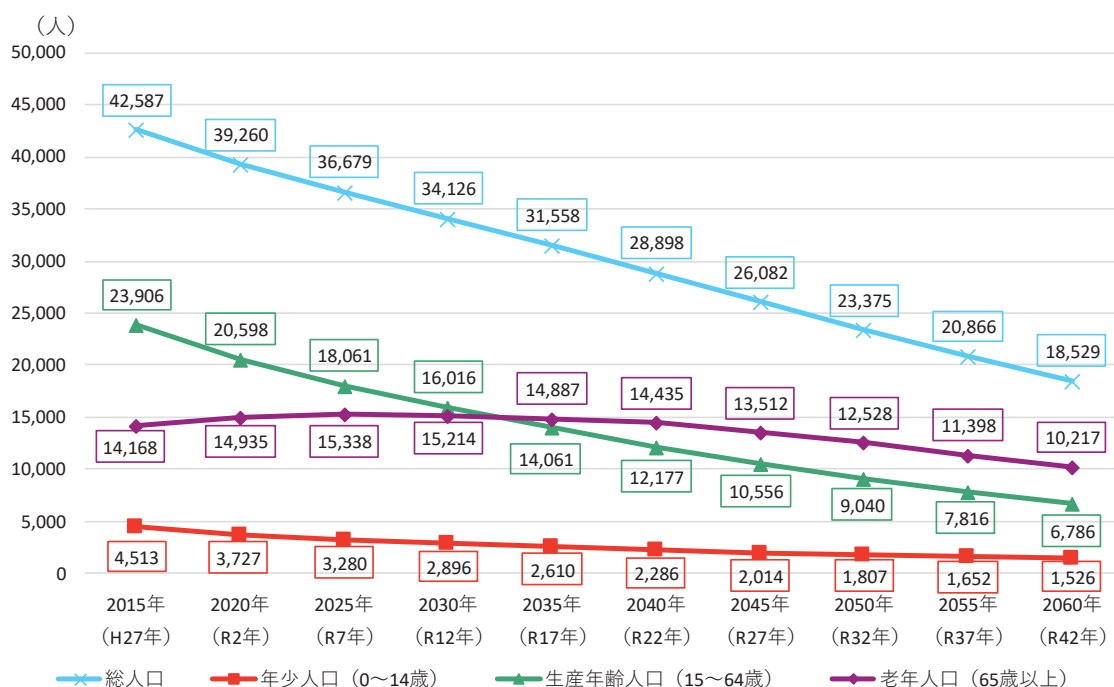
本市の人口ビジョンでは、人口構造のバランスを整えることを基本に、次のとおり目指すべき将来の方向性を定めました。

- ①進学・就職で転出する（した）人材のUターン促進
- ②女性を中心とした結婚・子育て世代の移住・定住促進
- ③合計特殊出生率の向上と出生数減少の抑制

これらの目指すべき将来の方向性の内容と関連性を考慮し、2060年（令和42年）までに「合計特殊出生率2.07」を目指すことで、人口構造のバランスが安定し、2060年（令和42年）の総人口約18,500人を本市の人口の将来展望として実現を目指します。そのために、雇用環境や定住環境、結婚・出産・子育て環境などの向上を図る各種施策を展開します。

この将来展望によると、基本構想において展望する2050年（令和32年）頃の人口は、概ね23,400人となる見通しです。

■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



出典：常陸大宮市人口ビジョン

第6章

土地利用

1

土地利用の基本的な考え方

市街地と森林や清流など豊かな自然からなる本市の空間構造を基本に、利便性が高く美しい市街地の形成や自然の恵みを生かした個性豊かなまちづくりなど、本市の特性や魅力を融合しながら、人と自然が共生する安全・安心・快適な都市空間を創造しつつ、調和のとれた土地利用を図ります。

また、人口減少・少子高齢化などの時代の潮流を的確に捉えながら、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

2

土地の利用・管理の方向性

公共の福祉の優先と豊かな自然との共生、次世代への継承を基本として、それぞれの土地利用の種類ごとに、魅力や特色を生かしながら適正に利用・管理し、長期にわたって安定した計画的な土地利用を図ります。

①都市形成ゾーン

大宮地域の市街地として位置づけられる用途地域は、定住を支える住宅地や暮らしの利便性を高める商業地、公共施設を含めた生活関連サービス施設用地など、都市的な土地利用を促進するとともに、都市形成の基盤となる道路や公園、美しい街並などの誘導によって、魅力ある都市空間・生活環境の形成を図ります。

②農業集落ゾーン

用途地域外の農地と宅地が集積する区域は、周辺の自然環境や農地などの維持・保全に配慮しながら、市民が安心して暮らし続けることができるように、公共交通や生活道路の充実などによって、良好な集落環境、営農環境の維持を図ります。

③工業流通ゾーン

既存の工業団地は、周辺の豊かな自然環境との調和に配慮しながら、既に立地している企業の操業環境の維持・向上や新たな企業誘致を図ります。また、新たな工業団地に適した用地の調査などを行い、さらなる雇用の場の確保と活力ある地域経済を支える基盤としての維持・整備を図ります。

④自然環境ゾーン

市域の広範に広がる森林の区域は、適切な森林施業や災害防止策などにより、環境の保全を行うとともに、市民や来訪者の余暇やレクリエーション、自然学習、子どもたちの郷育の場、レクリエーションの場として活用し、自然豊かな環境の維持と有効活用を図ります。

3

将来の都市構造

人口減少・少子高齢化の進展を踏まえ、都市的機能の強化や生活機能の確保、地域の活性化、地域コミュニティの形成などの多面的な視点を持って、持続可能なまちづくりを推進するため、それぞれの目的に沿った土地利用を進めながら、次に掲げる3つの拠点づくりの促進や交通網の構築、自然環境との調和により「魅力と活力」が集積された都市構造の実現を目指します。

(1)

拠点づくり

①都市中心拠点

常陸大宮駅や常陸大宮市役所の周辺を中心とした区域を、行政、医療・福祉、商業、情報・サービスなどの多様な機能が集積された都市中心拠点として、基盤施設の整備や景観形成を図り、魅力ある市街地の形成を推進します。

②地域拠点

市民が住み慣れた地域で、市民同士が協力・支えあいながら生活できるように、各地域の中心に「小さな拠点」として、公共施設や店舗、福祉施設などの集積を図り、活力ある地域拠点の形成・充実を図ります。

③交流拠点

道の駅をはじめとした観光物産施設や温泉温浴施設、さらに常陸大宮ショッピングセンターピサー口をはじめとした商業施設などにおいて、周辺の豊かな自然や景観などをいかした余暇やレクリエーション、特産品の提供などを行い、市民や観光客らとの交流を通じ、本市の魅力を発信する交流拠点として活用するとともに、各施設の充実を図ります。

(2)

交通網の構築

各拠点や周辺都市を効果的・効率的に結び、通勤・通学や各種生活関連サービス施設の利用、交流拠点の周遊性などの利便性を向上させるとともに、大規模災害時にも強靱な交通網の構築や持続可能な公共交通体系の充実を図ります。



(3)

自然環境との調和

自然の豊かさを象徴する水辺空間については、沿線の道路とも連携し、水とふれあいながら回遊できる空間として、自然環境との調和を図ります。



■ 将来の土地利用・都市構造図



凡例		
【土地利用ゾーン】	【拠点】	【軸】
 都市形成ゾーン	 都市中心拠点	 広域交通軸（構想）
 農業集落ゾーン	 地域拠点	 広域交通軸
 工業流通ゾーン	 交流拠点	 地域間交通軸
 自然環境ゾーン		 交流軸
		 自然環境軸
 主な道路		※位置づけが重複する場合は、より上位の軸で表示しています。
 鉄道		

基本 計画

ひたちおおみや 未来創造アクションプラン

政策プロジェクト

人口流出を防ぐダム(政策)の構築と実践

戦略1

常陸大宮市に「住みたい」～ 魅力あるまちづくり ～

戦略2

常陸大宮市で「育てたい」～子育て支援と教育の充実～

戦略3

常陸大宮市に「来たい」～新たな魅力の創出と磨き上げ～

大綱

大綱1

未来を拓き、自分らしく輝くひとを育むまち

大綱2

だれもが安心して暮らせるまち

大綱3

自然と調和した快適で安全なまち

大綱4

みんなでつくる協働のまち

大綱5

魅力ある資源を生かした活力と誇りあふれるまち

政策 プロジェクト

人口流出を防ぐ

ダム（政策）の構築と実践

市民生活や地域経済を維持・発展させるために、人口流出を防ぐダム（政策）を構築するとともに、効果的・効率的、かつスピード感を持って政策を実践します。

政策プロジェクトは、基本構想で掲げた目指すべき将来像の実現に向け、戦略的な視点に立ち、今後5年間に重点的・優先的に取り組む施策などについて、施策体系の枠組みを超え、横断的かつ総合的に進めることにより、相乗的な効果を発揮させ、その効果が期待できるものを位置づける取組です。

本市の最重要課題となっている人口減少対策について、政策プロジェクトのテーマとして設定し、「第2期常陸大宮市創生総合戦略」などとの連動を図りつつ、本市の特性や優位性を最大限に活用しながら、政策を推進します。また、政策プロジェクトの下に3つの戦略を設定し、今後5年間で目指していく方向性や、その実現に向けた主な取組を示すとともに、その取組の効果や成果を図るための指標を設定しています。

戦略1

**常陸大宮市に「住みたい」
～魅力あるまちづくり～**

戦略2

**常陸大宮市で「育てたい」
～子育て支援と教育の充実～**

戦略3

**常陸大宮市に「来たい」
～新たな魅力の創出と磨き上げ～**

常陸大宮市に「住みたい」 ～魅力あるまちづくり～

子育て世代をはじめ、全ての市民が暮らしやすく、住み続けたいと思える、コンパクトで便利なまちづくりを進めるとともに、移住・定住の地として本市が選ばれるための取組を推進します。

- 常陸大宮駅周辺を商業施設や交流拠点、交通結節点としての機能など、都市機能が集約した利便性の高い空間に整備します。
- 医療・防災体制や交通安全対策の充実を図るとともに、健康づくりや防犯対策の強化と一体となったまちづくりを推進します。
- 子育て住宅の整備など、移住・定住に関する各種支援策の充実を図るとともに、本市の魅力や各種支援策などを積極的に発信します。



KPI（重要業績評価指標）

①市内での暮らしの満足度

基準値（令和元年度） 63.1% → 目標値（令和8年度） 68.0%

②住宅取得の支援件数

基準値（平成28年度～令和2年度累計） 438件



目標値（令和4年度～令和8年度累計） 460件

常陸大宮市で「育てたい」 ～子育て支援と教育の充実～

子ども達が健全に成長し、勉強やスポーツに親しみ、幸せで将来に夢を持てるように、教育環境の充実を図るとともに、子育て中の保護者に係る経済的支援や、仕事と子育てを両立するための支援などの子育てサポートの取組を推進します。

- 子育てを支援するセンターの設置や子育てに関する相談体制の充実、経済的支援などにより、子どもの出産から大学などの卒業に至るまで、切れ目なく子育てをサポートします。
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）などの充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。
- 子ども達が、将来、希望する進路に進むことができるように、学力向上を実現する教育を推進します。
- 心身ともに健康な児童・生徒を育成するために、スポーツ環境を整備するとともに、体力向上に向けた施策やイベントの充実を図ります。



KPI（重要業績評価指標）

①市の子育て支援や環境に満足している市民の割合

基準値（令和2年度） 31.7% → 目標値（令和8年度） 35.0%

②授業がわかりやすいと思う児童生徒の割合（小学生・中学生）

基準値（令和元年度） 78.1% → 目標値（令和8年度） 80.0%以上

常陸大宮市に「来たい」 ～新たな魅力の創出と磨き上げ～

本市には「那珂川」・「久慈川」の二大河川や本市北部に広がる美しい里山風景などの豊かな自然をはじめ、積み重ねてきた歴史や伝統文化など、多くの魅力を有しています。これらの魅力や地域資源を生かし、産業や観光の振興、交流人口や関係人口の創出・拡大のための取組を推進します。

- 本市が誇る豊かな自然環境，貴重な歴史や文化遺産など，既存の観光資源の磨き上げを行うとともに，新たな観光資源の開発を推進します。
- 地域の産業間の連携を推進し，地域資源の有効活用を図るとともに，新たな商品・サービス，地域ブランドなどの創出を促進します。
- 観光振興に加え，友好都市交流や地域間交流などを通して，交流人口や関係人口の創出・拡大を図ります。



KPI（重要業績評価指標）

①観光入込客数

基準値（令和2年度）約 107 万人 → 目標値（令和8年度）170 万人以上

基本計画の施策の体系

大綱 1	1. 未来を拓き、自分らしく輝くひとを育むまち	
	政策 1	1-1. 未来を担う子どもたちを育むまちづくり
	施策 1	1-1-1. 子ども・子育て支援の充実
	施策 2	1-1-2. 教育の充実
	施策 3	1-1-3. 子ども・青少年の健全育成
	政策 2	1-2. 生涯にわたって元気に学び合うまちづくり
	施策 4	1-2-4. 生涯学習活動の推進
	施策 5	1-2-5. 歴史文化遺産の保護・活用と芸術・文化の振興
大綱 2	2. だれもが安心して暮らせるまち	
	政策 1	2-1. 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり
	施策 1	2-1-1. 安心できる医療体制の充実
	施策 2	2-1-2. 総合的な健康づくりの推進
	政策 2	2-2. みんなで助け合い支え合うまちづくり
	施策 3	2-2-3. 地域福祉の充実
	施策 4	2-2-4. 障がい者福祉の充実
	施策 5	2-2-5. 高齢者福祉の充実
	施策 6	2-2-6. 社会保障の充実
	政策 3	2-3. 災害に強いまちづくり
大綱 3	3. 自然と調和した快適で安全なまち	
	政策 1	3-1. 魅力と特色あるまちづくり
	施策 1	3-1-1. 計画的な土地利用と拠点づくりの推進
	施策 2	3-1-2. 移住・定住の促進
	政策 2	3-2. 社会基盤の整った快適なまちづくり
	施策 3	3-2-3. 道路・交通体系・河川の整備
	施策 4	3-2-4. 住環境の向上
	施策 5	3-2-5. ICTなどの先進技術の活用とDXの推進

大綱 3	政策 3		3-3. 豊かな自然と調和した環境にやさしいまちづくり
		施策 6	3-3-6. 自然環境の保全と活用
		施策 7	3-3-7. 地球環境・生活環境の保全と向上
		施策 8	3-3-8. 循環型社会の構築
	政策 4		3-4. 安全・安心な暮らしを守るまちづくり
		施策 9	3-4-9. 防犯・交通安全対策の充実
大綱 4		施策 10	3-4-10. 生活安全の充実
	4. みんなでつくる協働のまち		
	政策 1		4-1. 市民の多様な活動を推進するまちづくり
		施策 1	4-1-1. 地域コミュニティ活動の充実
		施策 2	4-1-2. 市民と行政による協働の推進
		施策 3	4-1-3. 友好都市交流・地域間交流の推進
		施策 4	4-1-4. 国際化への対応
		施策 5	4-1-5. 公平な社会づくりの推進
	政策 2		4-2. 戦略的な視点に立った持続可能なまちづくり
		施策 6	4-2-6. 効率的・効果的な行政経営の推進
		施策 7	4-2-7. 多角的な連携の推進
大綱 5	5. 魅力ある資源を生かした活力と誇りあふれるまち		
	政策 1		5-1. 誇りあふれる新たな産業を創出するまちづくり
		施策 1	5-1-1. 誇れるものづくりの推進
		施策 2	5-1-2. 新たな産業の誘致・育成
	政策 2		5-2. 交流とにぎわいを創出する魅力あるまちづくり
		施策 3	5-2-3. 魅力ある観光の振興
		施策 4	5-2-4. にぎわいのある商業の振興
	政策 3		5-3. 活力ある農林業等の推進によるまちづくり
		施策 5	5-3-5. 活力ある農業の振興
		施策 6	5-3-6. 地域の特色を生かした林業の振興

基本計画 大綱 1

未来を拓き、 自分らしく輝くひとを育むまち (子ども子育て・教育・生涯学習)

政策1

未来を担う子どもたちを育むまちづくり

- 郷土に誇りと愛着を持ち、将来に夢と希望を抱く常陸大宮市の未来を担う子どもたちを育成するため、少子化対策や子育て支援・教育の充実を図ります。

施策1

子ども・子育て支援の充実

施策2

教育の充実

施策3

子ども・青少年の健全育成



政策2**生涯にわたって元気に学び合うまちづくり**

- 誰もが生涯にわたって、生きがいと喜びのある生活を送れるように、スポーツ・文化・芸術に親しむことのできる環境づくりを推進します。
- また、いきいき茨城ゆめ国体や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを生かし、競技スポーツの強化や人と人との交流に関する取組を推進します。

施策4**生涯学習活動の推進****施策5****歴史文化遺産の保護・活用と芸術・文化の振興****施策6****スポーツ活動の推進**

施策1

子ども・子育て支援の充実

基本
方針

- 結婚を望む市民の出会い・結婚の支援や、妊娠から出産、産後までの一体的な支援を行い、結婚・出産をしやすい環境をつくります。
- 子育てを支援する事業やサービスの充実により、安心して子どもを産み育てることができ、子ども一人ひとりが心身ともに健康に成長することのできる環境をつくります。

現状

- 少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的な社会経済への深刻な影響が懸念されています。
- ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化など、少子化が進行している要因は様々であるため、結婚・出産・子育てにおける多様なニーズに対応した取組を進めることで、少子化・人口減少対策を推進していく必要があります。
- 障がいのある子どもや発達の遅れが気になる子どもに対して、一貫して総合的に支援し、社会的な自立を促す取組が求められています。

課題

- 結婚を望む人すべてが結婚を実現できるように、出会いの場の創出や経済的支援などの取組を進める必要があります。
- 住宅補助や住環境の整備などにより、結婚・子育て世代の移住・定住を促すことが必要です。
- 子育てへの不安や負担感を解消するための支援、子育てに伴う経済的負担の軽減、保育サービスを柱とするワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援など、子育て家庭を支える多様な取組が必要です。
- 障がいのある子どもや発達の遅れが気になる子どもが社会的に自立できるように、一貫して総合的に支援する体制を整備することが必要です。

施策の
方向と
主な取組

- ① 出会い・結婚支援の充実
- ② 妊娠・出産・産後支援の充実
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 子育て環境の整備
- ⑤ 子と親の健康づくり

① 出会い・結婚支援の充実

- 結婚応援サポーターを中心に、県や関係団体などと連携しながら、結婚を支援する体制の充実を図り、男女の出会いの場や交流の場の創出を図ります。
- 結婚し、自分の家庭を持つ素晴らしさや喜びについての意識啓発を行うなど、結婚に向けた機運の醸成を図ります。
- 新婚生活に必要な住宅の安定確保に向けた経済的支援を図ります。



② 妊娠・出産・産後支援の充実

- 不妊に悩む人への支援や妊産婦の健康診査、マタニティ教室の開催など、各種支援を行い、安心して出産できる環境づくりを推進します。
- マタニティサポート事業をはじめ、関係各課が連携し、産前から産後にわたって一体的に支援を実施します。
- 次代を担う子どもの誕生を祝福するとともに、健やかな成長を願い、出産祝い金を支給します。



③

子育て支援の充実

- 各種子育て支援事業や子育てに関わる情報提供・相談支援など、子育て支援サービスの充実を図ります。
- 市独自の保育料の軽減や、高校、大学進学までの子育て費用の助成などによる、子育て世帯の経済的負担の緩和を図ります。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や病児・病後児保育などの保育サービスの充実・向上に努めます。
- 仕事と育児が両立できるように、相互援助体制の充実を図ります。
- 学校・地域・家庭の連携のもと、地域における教育力を総合的に高めるとともに、家庭教育支援の充実を図ります。
- ひとり親家庭・障がいのある子どものいる家庭・経済的困難を抱える家庭など、特別な支援を必要とする家庭については、家庭の状況の把握に努め、きめ細かい相談事業の充実や必要な施策の展開を図ります。
- パンフレットや SNS などを活用し、子育てに関する情報を分かりやすく提供します。

- 発達の気になる子どもへの各種支援を行うとともに、生涯にわたり切れ目のない支援を行う施設の設置を目指し、各種検討を進めます。



④

子育て環境の整備

- 子育て世帯の住宅取得への助成や移住・定住に関わる情報発信など、子育て世代の移住・定住の促進を図ります。
- 子育て世帯向け住宅や子育て支援施設を充実させ、子育てを支援する生活環境を整備します。
- すべての子どもが安心して遊び、過ごせるような公園や遊び場の維持・整備を図るとともに、公園や遊び場の所在地やアクセス方法をわかりやすく情報提供します。
- 民間保育所などの施設整備を支援し、保育環境の充実を図ります。



⑤ 子と親の健康づくり

- 母子保健に関わる事業を充実させるとともに、親子で食育を推進し、子どもと親の健康づくりを支援します。
- 小児医療の確保・充実に努め、特に救急医療について体制整備を図ります。
- 思春期における児童生徒が命の尊さを学ぶ機会の充実及び健康に重大な影響を与える喫煙・飲酒・薬物乱用対策などの事業の推進により、次代の親となる世代の健全育成を図ります。



関連計画

- ・ 第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）
- ・ 第2期常陸大宮市創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）

施策2

教育の充実

基本
方針

- 人格を形成する幼児期における健やかな発達を支援するため、地域・学校・家庭の連携により質の高い教育を充実させるとともに、子どもが安心して生活することのできる環境をつくります。
- 情報化・グローバル化に対応した教育内容の充実と教育環境の整備を進めるとともに、子どもに対して確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育て、変化の大きい時代を生き抜くための力を養います。

現状

- 情報化・グローバル化の急速な進展や人工知能（AI）の飛躍的な進化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、社会の変化に対応し生き抜くために必要な資質・能力の育成が必要となっています。
- 本市では、幼児期において豊かな感性と情操を育むため、様々な機会地域や自然とのふれあいなどを通して幼児教育の充実を図っています。
- 学校教育においては質の向上を目指し、学力向上に向けた取組を基本に、さらには学校教育活動指導員などの配置や国際化・情報化に対応した教育に取り組んでいます。また、義務教育施設の適正配置、施設の計画的な維持・修繕に取り組むとともに、不登校児童・生徒に対するカウンセラーによる相談事業や ICT を活用した学習の推進など、教育環境の充実を進めています。

課題

- 幼児教育については、幼児期における教育の重要性を認識しながら、教育内容の充実、家庭や小学校、地域との連携の強化を図り、健全で質の高い教育を推進していくことが必要です。また、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼・保・小の連携強化が必要です。
- 変化の大きい時代を生き抜くために必要な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力の育成や豊かな人間性の育成を推進するとともに、故郷へ愛着を持ち、生まれ故郷を輝かせることができる人材を育成することが必要です。
- 少子化に伴い義務教育施設の適正配置について検討が必要となっているほか、ICT 教育に対応するため教職員の指導力向上など、子どもたちが安心して充実した教育を受けることができる環境づくりに取り組むことが必要です。

施策の
方向と
主な取組

- ① 幼児教育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 国際化・情報化に対応した教育の充実
- ④ 教育環境の整備
- ⑤ 学校給食の充実

① 幼児教育の充実

- 食育の導入や外国語活動の充実など、就学前教育の質的向上に努めるとともに、幼・保・小の連携強化に努めます。
- 生活習慣・しつけなど家庭の教育力の向上を図るとともに、保護者が子どもたちの自尊感情や命を大切にする心を育むことができるように施策の充実を図ります。
- 施設や遊具の適切な管理を行い、安全で安心な環境づくりに努めます。



②

学校教育の充実

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用する力の育成を図り、自主性・自立性を育む教育を推進します。
- 小中学生の読書の習慣化を図り、読解力や思考力、表現力の向上を目指します。
- 職業体験などを通じて、社会との関わり方や仕組みを学ぶとともに、自らのキャリアの適性や志向を考える教育の充実を図ります。
- いじめや不登校などの未然防止に向けた生徒指導の充実を図ります。
- 個に応じた指導や配慮を要する児童・生徒の教育の充実を図るために、学校教育活動指導員や特別支援教育支援員、学校図書館専任職員などを配置し、教育体制の充実を図ります。
- 子どもの体力を向上させるため、体育の充実や運動の日常化・習慣化を促進する施策を推進します。
- 秋田県大館市との教職員交流や授業力向上のための研修などを行い、教職員の資質能力の向上に努めます。

- 幼・保・小の連携による交流事業や教職員同士の情報交換の機会の充実を図り、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に努めます。
- 中等教育の一層の充実を推進するため、連携型中高一貫教育への支援を進めます。



③

国際化・情報化に対応した教育の充実

- 外国語（英語）による実践的なコミュニケーション能力の育成を図り、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努めます。
- ICT などを活用することによって児童生徒の情報活用能力を高めるとともに、児童・生徒一人ひとりが自ら課題の発見と解決に向けて主体的・共同的に学ぶことのできる学習を推進していきます。
- ICT 教育の充実に向け、1人1台の学習用端末の活用を進めるため、ICT 支援員の各学校への訪問や、教職員に対して ICT ツール使用への支援を行います。



④

教育環境の整備

- 義務教育施設の適正配置に努め、より良い教育環境の整備と魅力ある学校づくりを推進します。
- 校舎や屋内運動場などの施設、遊具や情報機器などの適切な管理を行い、安全性の向上に努めます。
- 効果的な学習活動の充実を図るため、教材・備品などの整備を推進します。
- 通学時の交通や安全を確保するために、スクールバスの運行やヘルメットの配布などの必要対策を講じます。
- 奨学金制度による就学支援を図り、社会に貢献できる人材の育成や経済的負担の軽減などによる教育機会の均等を図ります。

⑤

学校給食の充実

- 子どもたちの望ましい食習慣を形成するため、栄養教諭らを中心とした食に関する指導を実施し、正しい知識に基づいて自ら食を選択する自己管理能力を育成します。
- 食育や食の安全の観点から、地場産の安全・安心な食材を中心とした給食の提供を図ります。



関連計画

- ・ 第2期常陸大宮市教育大綱 (令和4年度～令和8年度)
- ・ 常陸大宮市教育振興基本計画【後期改訂版】 (平成30年度～令和4年度)
- ・ 常陸大宮市公共施設等総合管理計画 (平成29年度～令和28年度)

施策3

子ども・青少年の健全育成

基本
方針

- 子どもや青少年が健やかで幸福に成長できるように、健全育成のための支援体制の充実や、子どもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを推進します。

現状

- 少子高齢化や核家族化といった社会構造の変化により、虐待や社会的孤立が顕在化しているほか、近年のインターネット普及に伴う、SNSでの誹謗中傷・犯罪被害の増加など、子ども・青少年を取り巻く課題は多様化・深刻化しています。
- 本市では、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点となる放課後子供教室を実施しているほか、学校職員や保護者、青少年相談員、地域の青少年育成組織が連携して、児童生徒の見守り活動や非行防止活動を行っています。また、家庭教育に関する相談や家庭教育学級の開催などに取り組んでいます。
- 本市では、子ども会や青少年団体の自主的な活動を支援しています。

課題

- 青少年の豊かな心を育成するため、地域の自然・文化を体験できる活動を充実させるほか、青少年の自主的な活動への支援を継続的に行うことが必要です。
- 多様な課題を抱える子どもの居場所・支援体制づくりや、インターネットを適正に利用するための指導などを行い、青少年が安心して過ごすことのできる社会環境をつくる必要があります。
- 学校や家庭、その他関係機関などが連携し、それぞれが役割を分担しながら、青少年を地域全体で見守り育てることが必要です。
- 青少年団体の活動支援や家庭教育相談などに取り組み、青少年の健全育成を支える担い手を支援・育成することが必要です。

施策の
方向と
主な取組

- ① 地域ぐるみの健全育成の推進
- ② 支援体制の充実
- ③ 青少年団体の育成
- ④ 体験活動を通じた生きる力の育成

① 地域ぐるみの健全育成の推進

- 学校、家庭、地域と連携して、市全体で青少年健全育成の体制づくりを推進します。
- 青少年の事故や事件・非行を未然に防ぐため、見守り、相談・指導体制の充実を図るとともに、環境浄化活動を推進します。
- 家庭が果たす役割や課題を認識し、次代を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む家庭教育のあり方を学習する家庭教育学級の充実を図ります。
- 地域や関係機関が、子どもたちを地域の子として活動に取り込み、一緒に活動することを通して、子どもたちの社会性を育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。



②

支援体制の充実

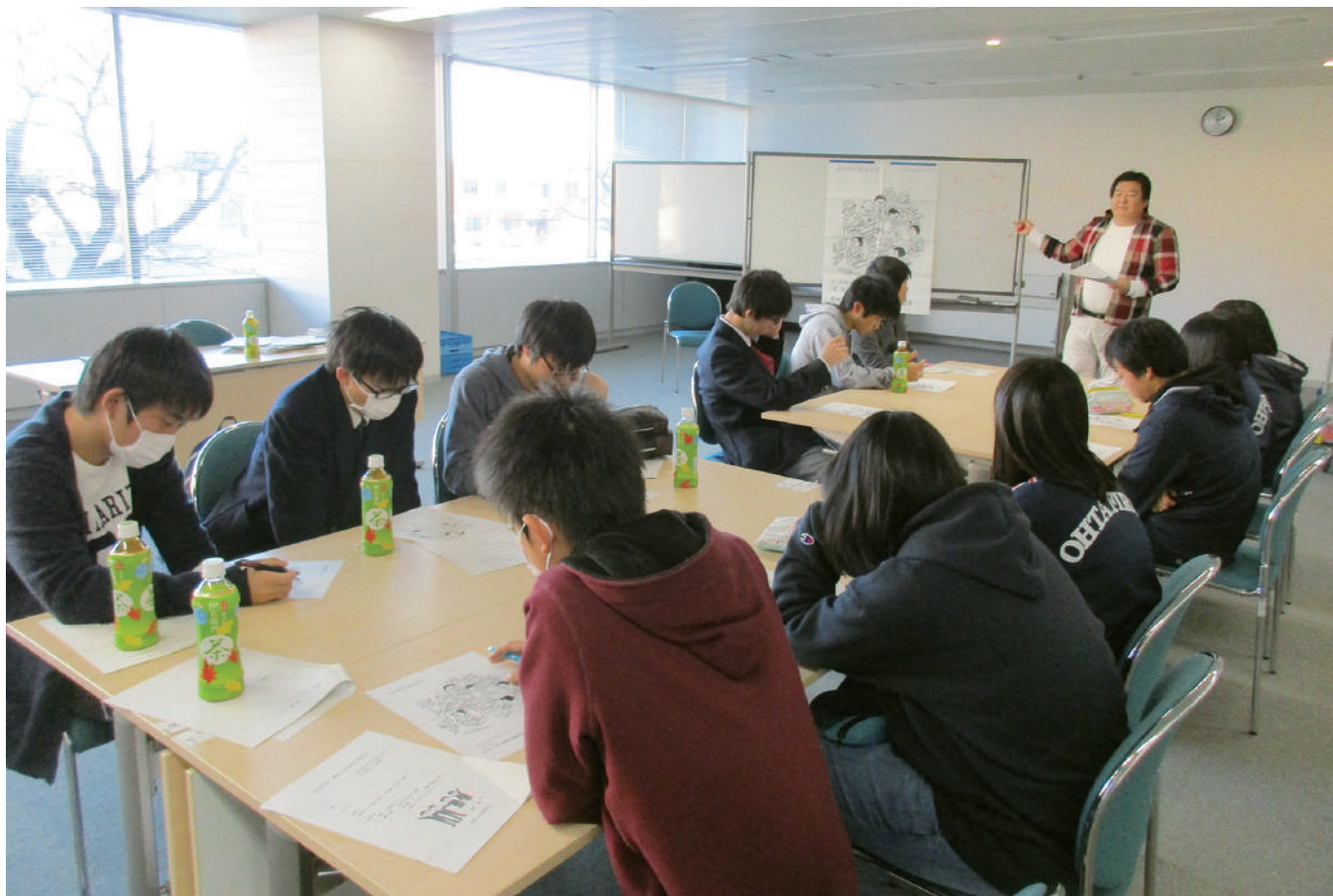
- 関係機関と連携しながら，子どもの健全育成に向けて相談・指導体制の充実を図ります。
- 青少年団体や育成活動にかかわる団体の相互連携体制の強化を図ります。
- 活動拠点となる青少年センターの充実を図ります。



③

青少年団体の育成

- 青少年団体の自主的な活動に対して支援を行います。
- 指導者研修や養成講座などを通して，指導者やリーダーの育成に努めます。



④ 体験活動を通じた生きる力の育成

- 地域の人材活用や児童・生徒の地域行事への積極的な参加を促すなど、地域と学校をつなぐ様々な取組を推進します。
- 友好都市協定を締結している秋田県大館市と本市が交流に至った歴史的な背景を子どもたちに伝えていくとともに、両市の小学生同士の交流を深めることで、他地域の文化や人とのつながりへの理解を深め、子どもたちの豊かな社会性の育成を図ります。



関連計画

- ・ 第 2 期常陸大宮市教育大綱 (令和 4 年度～令和 8 年度)
- ・ 第 2 期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)

施策4

生涯学習活動の推進

基本
方針

- あらゆる世代の人が自発的に学び、生きがいをもった人生を送ることができるように、市民のニーズに応じた学習機会を提供し、生涯学習社会の実現を目指します。

現状

- 「人生 100 年時代」「超スマート社会（Society5.0）」の到来にあたり、社会人の学び直しや高齢者の社会参加が注目されているほか、急激な社会の変化に対応するために、新たな知識や技能・教養を身に付けていく重要性が高まっているため、生涯にわたって学び続けるための環境づくりが必要となっています。
- 本市では、体験教室をはじめ、各種教室・講座の開催など、多彩な学習機会や情報の提供に努めるとともに、学習成果の発表の場として文化祭・発表会の開催、自主的な学習サークル活動への支援を推進してきました。また、図書館の充実を図り、ブックスタート事業や文学散歩事業など学習機会の提供に取り組んでいます。

課題

- 市民一人ひとりが生涯にわたって学ぶことができるように、市民の学習ニーズを把握し、ライフステージに応じた多様な学習機会や学習環境を提供することが必要です。
- 生涯学習施設の老朽化対策や適正配置を計画的に進め、快適な学習環境を整備することが必要です。

施策の
方向と
主な取組

- ① 学習機会の提供
- ② 自主的な学習の支援
- ③ 学習活動の拠点づくり

① 学習機会の提供

- 市民ニーズに対応した学習機会の提供に努め、生涯学習活動を推進します。
- 生涯学習に関する情報を市民にわかりやすく提供し、参加しやすい環境づくりを進めます。
- 子どもたちに対し、市内及び茨城県内での体験活動を通して、郷土のすばらしさを学習する機会の充実を図ります。



② 自主的な学習の支援

- 市民やサークルの自主的な生涯学習活動を支援するとともに、生涯学習活動について、気軽に相談できる体制の充実を図ります。
- 多様な生涯学習を推進する指導者やリーダーの育成・確保を図り、市民の生涯学習活動を支援します。
- 図書資料や視聴覚資料など生涯学習活動に役立つ資料の収集を図り、市民の生涯学習活動を支援します。

③ 学習活動の拠点づくり

- 生涯学習の拠点として、中央公民館や図書情報館の充実を図り、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。
- 中央公民館は老朽化や使用状況を考慮し、修繕・補修などを行い、適正な管理運営に努めます。
- 中央公民館や図書情報館における各種事業の充実を図ります。



関連計画

- ・ 第2期常陸大宮市教育大綱 (令和4年度～令和8年度)
- ・ 常陸大宮市教育振興基本計画【後期改訂版】 (平成30年度～令和4年度)
- ・ 第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)

施策5

歴史文化遺産の保護・活用と芸術・文化の振興

基本方針

- 本市の貴重な歴史文化遺産を適切に保護・継承するとともに、観光資源として活用し、地域の魅力を高めます。
- 本市の優れた芸術・文化に触れる機会の提供や芸術・文化活動への支援により、市民の芸術に親しむ心の醸成や芸術的感性の育成、芸術・文化活動の高揚を図ります。

現状

- 地域の過疎化、少子高齢化の進行に加え、コロナ禍でのイベントの中止・延期により、地域の文化財や芸術・文化活動の次世代への確実な継承が危ぶまれています。そこで、国では地域の文化財をまちづくりの核とし、社会全体でその継承に取り組んでいくため、文化財の計画的な保存と活用の推進に努めています。
- 本市には、地域の風土や歴史的特性を象徴する貴重な文化財や史跡、文化的資源が多く存在しています。特に、泉坂下遺跡は平成 29 年 10 月に国の重要文化財に指定され、「史跡泉坂下遺跡保存活用計画」に基づき、国指定史跡としての本質的価値を適切に保存し、次世代へ確実に伝え、より多くの人々に親しまれるための活用を推進しています。
- 本市では、文化協会を中心に多くの分野で活発な活動が展開されており、市民が芸術・文化に触れる機会の提供に努めています。

課題

- 観光活性化を推進するため、文化財を適正に保存するとともに、本市の魅力ある観光資源として活用することが必要です。
- 本市の歴史・文化を次世代へ確実に継承していくため、歴史的文化遺産の保全と伝承に努めることはもとより、歴史民俗資料館や文書館などを中心に、資料の発掘収集や調査研究・活用に努めていくとともに、拠点となる施設の整備・充実を図っていくことが必要です。
- 文化団体と連携し、市民が身近に芸術・文化などに親しめる機会をより多く提供することで、市民の意識高揚を図るとともに、市民の芸術・文化活動を支援し、地域文化のさらなる振興を図ることが必要です。
- 本市の誇るべき文化・芸術を市内外へアピールするためのイベントや情報発信方法の検討が必要です。

施策の
方向と
主な取組① 歴史文化遺産の保護・活用と施設の充実
② 芸術・文化活動の振興

① 歴史文化遺産の保護・活用と施設の充実

- 市民共有の資源である歴史文化遺産の保護と有効活用を図るとともに、伝統文化の積極的な保存と継承者の育成を推進します。
- 国の重要文化財である泉坂下遺跡や遺物を保存するとともに、展示施設の充実に向けて施設の整備を進めます。
- 市民の郷土への理解を深め、歴史文化遺産を後世に継承するため、市史編さんに取り組めます。
- 高部宿の歴史ある街並みを保存し、観光資源としての活用を図ります。
- 歴史的公文書や地域史料を文書館において適切に保存・公開し、これらの保存文書について、電子化や検索システムの導入を図り、利便性を高めます。

- 歴史講演会の開催などを通して、歴史文化遺産への理解を深め、郷土愛の醸成を図ります。



② 芸術・文化活動の振興

- 芸術・文化活動の振興を図るため、文化団体などの育成・支援と市民の芸術・文化に対する意識の高揚を図り、活動への参加を促進します。
- 市民が地域に根ざした芸術・文化活動の成果を発表する場や市民参加型のイベントの拠点となる施設の充実、質の高い芸術鑑賞の機会の提供に努めます。
- 図書資料や視聴覚資料など生涯学習活動に役立つ資料の収集を図り、市民の生涯学習活動を支援します。



関連計画

- ・ 第2期常陸大宮市教育大綱 (令和4年度～令和8年度)
- ・ 常陸大宮市教育振興基本計画【後期改訂版】 (平成30年度～令和4年度)
- ・ 第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)
- ・ 常陸大宮市文化財保存活用地域計画 (令和2年度～令和9年度)

施策6

スポーツ活動の推進

基本
方針

- 年齢や性別，障がいの有無にかかわらず，市民誰もが気軽にスポーツを楽しみ，健康増進や生きがいづくりに取り組むことのできる，活気のあるまちを目指します。

現状

- 少子・高齢化の進行や情報化の進展など，社会が大きく変化する中で，余暇時間の拡大や健康志向の高まりにより，主体的に自由時間を活用して，スポーツに親しみながら豊かなライフスタイルを送りたいという市民意識が強まっています。
- 地域社会の変化に伴い，スポーツ振興における課題や市民のスポーツニーズが多様化していることを踏まえ，本市では「常陸大宮市スポーツ推進計画」を策定し，市民と行政の協働によって，スポーツ振興施策を推進しています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により，スポーツ施設の利用制限や，多くのスポーツイベントの延期・中止など，これまで通りのスポーツ活動を行うことが困難な状況となり，運動不足やストレスの蓄積など，身体的・精神的な健康を維持するうえで支障をきたしています。

課題

- 市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるように，市民一人ひとりのニーズに応じた各種教室・大会の開催などを行うとともに，競技スポーツの普及や指導者の育成など，スポーツ活動のさらなる推進やスポーツ環境の充実が必要です。
- コロナ禍においても市民の心身における健康を維持するために，新型コロナウイルス感染症防止に十分配慮しながらスポーツ活動の方法を検討し，スポーツを推進していく必要があります。
- 本市には中核となる西部総合公園のほか，各地域に運動公園がありますが，老朽化が目立つ施設が多く，修繕の実施や今後の活用などについて検討する必要があります。

施策の 方向と 主な取組

- ① 生涯スポーツの推進・普及
- ② スポーツ団体の育成・指導体制の充実
- ③ スポーツ環境の整備・充実
- ④ スポーツを通じた人と人との「つながり」と「交流」の推進

① 生涯スポーツの推進・普及

- 「常陸大宮市スポーツ推進計画」に基づき、長期的な視点からスポーツ推進施策を総合的に推進します。
- 市民一人ひとりのスポーツニーズに対応した多様なスポーツ教室やイベントを企画し、生涯スポーツの推進を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブ「ひたまる 25」の活動支援および積極的な広報活動を行い、市民誰もがスポーツに親しめる環境づくりを推進します。



② スポーツ団体の育成・指導体制の充実

- スポーツ活動を積極的に推進するため、常陸大宮市スポーツ協会や関係機関と連携を図りながら、各種スポーツ関係団体の育成強化に努めます。
- 地域スポーツの担い手の育成に向け、スポーツ推進委員の研修の充実や各種スポーツ指導者の養成と活動を支援し、指導体制の充実・強化を図ります。
- 各種大会で優秀な成績を収めた選手の関東・全国大会への派遣を支援します。

- 多くの市民が有効かつ効率的に利用し、市民の健康・体力づくりに生かせるように、各スポーツ施設の整備充実と学校体育施設の利用促進を図ります。
- 老朽化が目立つ施設は、修繕計画を立て工事を実施し、利用率が低い施設については、「常陸大宮市公共施設等総合管理計画」に基づき、継続利用・廃止の検討を進めます。



④ スポーツを通じた人と人との「つながり」と「交流」の推進

- スポーツに対する関心の高まりや地域間交流の深化を受け、いきいき茨城ゆめ国体や東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを生かし、オリンピックやパラリンピアンといったトップアスリートの招聘を通して、市民にとって魅力的なスポーツイベントを開催するなど、人と人との交流を推進するとともに、市民がスポーツに関心を持ち、積極的に関わるができる事業を展開します。
- スポーツを通じた「常陸大宮」のPR や、市の歴史文化とスポーツを融合させたイベントの開催などにより、分野を越えての参加・集客を促し、スポーツの裾野の拡がりを目指します。



関連計画

- ・ 第2期常陸大宮市教育大綱 (令和4年度～令和8年度)
- ・ 常陸大宮市スポーツ推進計画 (平成30年度～令和4年度)
- ・ 常陸大宮市公共施設等総合管理計画 (平成29年度～令和28年度)

基本計画 大綱 2

だれもが安心して暮らせるまち (医療・福祉・防災)

政策1

健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

- すべての市民が心身ともに健康で、安心して生活を送ることができるように、充実した医療環境の整備を図るとともに、市民の健康・体力づくりに向けた取組を支援します。

施策1

安心できる医療体制の充実

施策2

総合的な健康づくりの推進



政策2**みんなで助け合い支え合うまちづくり**

- 市民一人ひとりが住み慣れた地域や家庭において、安心して自立した生活を送ることができるように、福祉環境の充実を図ります。

施策3 地域福祉の充実**施策4 障がい者福祉の充実****施策5 高齢者福祉の充実****施策6 社会保障の充実****政策3****災害に強いまちづくり**

- 災害に対して迅速かつ的確に対応できる防災体制の強化を図るとともに、市民の生命や財産を守るため、危機管理体制や救急・消防体制の充実を図ります。

施策7 防災・危機管理体制の充実**施策8 消防・救急救助体制の充実**

施策1

安心できる医療体制の充実



基本方針

- 誰もが「いつでも、どこでも、等しく」必要な医療サービスが受けられるように、医師・医療従事者の確保に努めるとともに、県や近隣市町村、関係医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

現状

- 本市では、医師確保基金を創設し、地域医療を担う人材の育成や確保に努めるとともに、常陸大宮済生会病院に対する運営補助や医師に対する支援を行い、地域医療体制の確立に向けて取り組んでいます。
- 本市では、県北西部地域の高度医療・緊急医療の中核となる常陸大宮済生会病院や国保美和診療所・緒川歯科診療所を中心に、地域の病院・診療所などの医療機関との連携を図りながら、救急医療体制の充実に努めています。

課題

- 茨城県の医師や看護職員などの医療従事者数は全国平均を大きく下回るとともに、地域間で偏りが見られ、特に本市が位置する常陸太田・ひたちなか保健医療圏は、県内でも極めて医師数の少ない地域であり、常勤の医師が不足していることから医師の確保が必要です。
- 茨城県や関係医療機関との連携を強化し、救急医療の一層の充実を図るとともに、総合的な医療サービスの向上に努めていくことが必要です。
- 安定した医療サービスの提供のために、市所有の医療施設の計画的な修繕が必要です。

施策の
方向と
主な取組

- ① 地域医療体制の確立
- ② 救急医療体制の充実

① 地域医療体制の確立

- 常陸大宮済生会病院を核として、地域医療体制の整備・充実を図るため、医師の確保に取り組むとともに、修学資金制度を活用して地域医療を担う人材の育成に努めます。
- 常陸大宮済生会病院に対する運営補助や国保美和診療所・緒川歯科診療所の医療機器の更新など、医療施設の整備を図り、市民が安心できる医療体制の充実に努めます。
- 医師会など関係機関と連携し、医療機関間の役割分担、かかりつけ医や在宅医療の普及・定着を促進します。
- 医科大学などへの寄附講座を行い、医師の確保に努めます。



② 救急医療体制の充実

- 関係医療機関の協力を得ながら、救急医療体制の充実に努めます。
- 医師会との連携により、夜間・休日における診療体制の充実に努めます。



施策2

総合的な健康づくりの推進

基本
方針

- 妊娠・乳幼児期から高齢期にわたり、市民一人ひとりが自身の心と身体の健康に関心をもち、市民と行政が一体となって、元気で活力のあるまちを目指します。

現状

- 本市では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指した健康増進の実践を推進するとともに、自殺対策に向けた取組を含めた、「第三次健康常陸大宮 21 計画」を実施しています。
- 近年では、生活習慣病に罹患する人が増え、国全体の医療費が増大しています。医療制度を今後も維持していくためには、生活習慣病の予防対策や医療費適正化への取組が重要です。そこで、本市では国民健康保険被保険者の特定健診、レセプトなどから得られるデータ分析に基づいた効果的かつ効率的な保健事業の実施や、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上に向けた取組を進めています。

課題

- 急速な少子高齢化の進展や、家族形態、生活様式の変化、地域の人間関係の希薄化などにより、健康に関する課題が多様化しています。そのため、乳幼児から高齢期までの各ライフステージに応じた健康づくりの取組や、健康づくりを支える社会環境の整備が必要です。
- 常陸大宮市の被保険者の一人当たりの医療費（療養諸費費用額）は年々増加傾向にあり、県平均よりも高い傾向にあります。また、総医療費に占める生活習慣病の割合が高いことから、生活習慣病の予防対策や医療費適正化への取組がますます重要になっています。

施策の
方向と
主な取組

- ① 健診(検診)や保健指導の充実
- ② 生活習慣の改善支援
- ③ 健康の維持・向上の推進
- ④ 健康づくりのための連携強化

① 健診(検診)や保健指導の充実

- 各種がん検診の受診率向上や生活習慣病の発症予防に取り組み、75歳未満のがん死亡者数の減少を図ります。
- 健康診査と保健指導を充実させ、75歳未満の脳血管疾患・虚血性心疾患死亡者数の減少を図ります。
- 健康診査及び特定健康診査実施率の向上や健康診査結果に基づいた保健指導に取り組み、糖尿病の発症予防及び重症化予防を図ります。

② 生活習慣の改善支援

- ライフステージごとの目標を設定し、適正体重を維持している者の増加を図ります。
- 生活習慣病予防や高齢者の介護予防のため、運動効果の周知や運動指導を実施し、運動習慣のある人の増加を図ります。
- 飲酒のリスクに関する教育・啓発を行い、生活習慣病予防や妊娠中の飲酒をなくす取組を推進します。
- たばこと健康についての正しい知識の普及により、成人の喫煙率を減少させ、特に妊娠中の喫煙をなくす取組を推進します。
- 口腔機能の重要性を周知するとともに、ライフステージに対応した歯科保健対策を推進します。
- ライフステージに応じた食に関する選択力が身につく指導や、関連する団体と連携し、食を学ぶ機会を提供するなど、食育を推進します。



- 次世代の健康維持として、妊産婦及び乳幼児への継続した栄養指導、親子（母子）健康手帳交付時にすべての妊婦に対し、胎児の発育と妊婦自身の健康に必要な栄養指導と、食に対する意識を高める指導、学齢期への保健指導などを推進します。
- 高齢者の健康維持として、特定健診・高齢者健診・骨粗しょう症検診の実施と、健診結果データに基づいた保健指導や、シルバーリハビリ体操指導者の活動支援などを実施します。
- 休養とこころの健康として、休養の重要性に関する普及・啓発、専門医師によるこころの健康相談の開催などを実施します。



④ 健康づくりのための連携強化

- 健康づくりに関する団体や関係機関と連携し、市民の主体的な健康づくりを支える地域づくりを推進するため、広報やホームページを通じた、健康づくり団体・グループの活動紹介など、健康づくりの輪を広げる仕組みづくりの推進や、食生活改善推進員連絡協議会の活動支援及び育成支援などを行います。
- 保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策との連携を図りながら、生きることへの包括的な支援を行います。



関連計画

- ・ 第三次健康常陸大宮 21 計画（令和 元年度～令和 6 年度）
- ・ 常陸大宮市国民健康保険第 2 期データヘルス計画・第 3 期特定健康診査等実施計画（平成 30 年度～令和 5 年度）

施策3

地域福祉の充実

基本
方針

- 市民，地域，行政が協働して，互いに支え合う地域福祉体制をつくりあげることで，福祉のまちづくりを推進します。

現状

- 高齢化や人口減少，地域における人と人とのつながりの希薄化といった地域社会の変化に伴い，様々な分野の課題が絡み合い，多様化・複雑化しており，個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え，複合的な支援を必要とするといった状況がみられています。
- 本市では，「第3期常陸大宮市地域福祉計画」に基づき，社会情勢や地域福祉活動の状況を踏まえながら，市民のニーズに沿った地域福祉の取組を進めています。

課題

- 地域社会が大きく様変わりしていく中，分野を超えて多様化・複雑化した生活課題に対応していくためには，従来の対象者別・機能別に整備された公的支援だけでは対応が困難であるため，高齢者や障がい者などへの福祉サービスの充実とともに，市民・行政・事業者などが互いに連携して課題解決に取り組む，地域福祉体制の構築が必要です。

施策の
方向と
主な取組

- ① ともに支え合う地域づくりの推進
- ② すべての人が輝く人づくりの推進
- ③ 安全・安心の暮らしづくりの推進

① ともに支え合う地域づくりの推進

- 各地域でのイベント情報の提供や、地域福祉活動の拠点の確保などにより、市民の地域活動への参加の促進を図ります。
- 高齢者一人ひとりの状況に応じた生活援助を実施し、自立を支援します。
- 市民活動団体の設立運営に関する相談窓口や支援体制の充実を図り、ボランティア団体やNPOの設立と活動を支援します。
- 地域福祉に関する情報の広報・啓発などを通じて、福祉に対する意識を醸成し、地域福祉を担う人材を育成・確保します。

② すべての人が輝く人づくりの推進

- 庁内関係各課及び関係機関との連携のもと、多様化・複雑化した課題やニーズに対応する情報提供体制や相談体制の充実を図ります。
- 地域福祉活動を通じて、市民が地域や互いの生活について関心を持ち、市民が抱えている様々な地域課題を把握・解決し、支え合える関係づくりと組織づくりを推進します。
- 高齢者・障がい者・子育てなど、各種福祉サービスの充実・提供に努めるとともに、地域課題に対し多職種が協働して課題解決に取り組みます。
- 生活困窮者など、支援が必要な人への相談窓口の周知と支援の充実を図ります。

③ 安全・安心の暮らしづくりの推進

- 成年後見制度の利用促進や、関係機関と地域の連携による切れ目のない支援体制の整備などにより、権利擁護を推進します。
- 地域や各種団体などと協力し、災害時などにおける要支援者の把握に努めるとともに、災害時などの支援体制や避難支援体制の充実を図ります。
- 公共交通の利便性向上や、高齢者、障がい者の移動サービスの充実など、外出支援の充実を図ります。

関連計画

・第3期常陸大宮市地域福祉計画（令和2年度～令和6年度）

施策4

障がい者福祉の充実

基本
方針

- 障がいのある人が安心して生活できるように、障がいを支える福祉サービスの充実を図るとともに、障がいのある人の自立と社会参加の支援を総合的に推進します。

現状

- 本市では、「ひたちおおみや障がい者プラン 2021」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人の尊厳および権利を尊重され、住み慣れた地域で社会を構成する一員として、ともに歩み暮らすことができる社会の実現をめざし、障がい者施策を推進しています。

課題

- 少子高齢化や核家族の増加、障がいのある人の権利擁護に関する法律の施行など、障がい者福祉を取り巻く環境の大きな変化に伴い、多様化・複雑化している課題やニーズに対応できるように、福祉サービスの拡充に努めるとともに、福祉サービスに関する情報の提供やサービスの質の向上を図る必要があります。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、障がいのある子どもの早期発見・早期療育や、障がいのある人への就労支援など、自立と社会参加の支援を総合的に推進する必要があります。

施策の 方向と 主な取組

- ① 相談支援体制の充実
- ② 福祉サービスの充実
- ③ 療育や特別支援教育の充実
- ④ 安全・安心な生活環境の整備
- ⑤ 生きがいつくりの推進
- ⑥ 誰もが暮らしやすい環境整備の推進

①

相談支援体制の充実

- 相談者に対し適切な支援が提供できるように、専門職を配置した総合的な相談支援機関である基幹相談支援センターの充実を図ります。
- 障がいのある人が様々なサービスを適正に選択できるように、ライフステージに応じた情報提供を行います。
- 権利擁護の視点から、成年後見制度の利用支援を行います。
- うつ病についての正しい知識を普及し、心の病の予防と治療に向けた相談支援対策を推進します。



②

福祉サービスの充実

- 障がいのある人が地域において安心して日常生活が送れるように、支援する様々なサービス・制度の普及と推進を図り、障がいの特性やライフステージ、利用者の希望に沿って円滑にサービスを提供できるように、サービス量の確保および充実に努めます。
- 障がいのある人が様々なサービスの提供を受けられるように、年金、医療費助成および手当などの周知啓発を推進します。

③

療育や特別支援教育の充実

- 障がいのある子どもができるだけ早い段階で適切な支援が受けられるように、関係機関との連携を深めて療育支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもに対し、一人ひとりの特性に応じた教育を進めるために、就学相談体制の充実を図ります。
- 児童発達支援センター（養育支援のための拠点）の設置を目指します。

④

安全・安心な生活環境の整備

- 障がいのある人が安全・安心な生活を送ることができるように、住宅、交通機関、歩道など、あらゆる生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連動したバリアフリー環境の実現に努めます。
- 災害時に支援を必要とする障がいのある人と、その家族が安心できる避難のあり方の検討を進めるとともに、日頃から地域で顔の見える関係づくりが構築できるように支援を行います。



⑤ 生きがいつくりの推進

- ハローワークや関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。
- 充実した生活を送ることができるように、生涯学習を通じて交流を図りながら、身近な地域での活動に積極的に参加できるように、障がいのある人の社会活動への積極的参加を促します。



⑥ 誰もが暮らしやすい環境整備の推進

- 「心のバリアフリー」を目指し、市民に対し、障がい者への理解や認識を高める普及啓発活動を推進します。
- だれもが安心して暮らしやすいまちをめざすため、公共施設や民間施設などのユニバーサルデザイン化を推進します。

関連計画

- ・ ひたちおおみや障がい者プラン 2021
（第3期常陸大宮市障害者計画 [令和3年度～令和8年度]、
第6期常陸大宮市障害福祉計画 [令和3年度～令和5年度]、
第2期常陸大宮市障害児福祉計画 [令和3年度～令和5年度]）

施策5

高齢者福祉の充実

基本
方針

- 高齢者が持つ知識と経験を活かし、社会参加を通じて、高齢者の誰もが自分らしく、安心して暮らせるまちの実現を目指します。

現状

- 本市の高齢化率は、令和2年10月現在で37.9%と、全国、茨城県の高齢化率を大きく上回り推移しています。さらに令和7年には団塊の世代が全て75歳以上、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、高齢化は今後さらに進展していくことが予測されます。
- 本市では、「常陸大宮市第8期介護保険事業計画」に基づき、令和7年、令和22年を見据えた中長期的な展望を踏まえ、高齢者福祉分野のみならず、あらゆる分野との連携・協働を図りながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるための支援を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」を深化、推進しています。

課題

- 高齢者数の増加、高齢者の一人暮らし世帯・高齢者のみ世帯の増加や認知症高齢者の増加に伴い、介護サービス需要の増加や多様化が予測されることから、介護人材の確保・介護業務の効率化を図るとともに、多様なニーズに対応するための包括的支援体制の構築など、社会福祉基盤の整備が必要です。
- 自立した日常生活の支援、介護予防や要介護状態などの軽減・悪化の防止のため、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進、健康づくりなど、地域の実態や状況に応じた様々な取組を行うことが重要です。

施策の
方向と
主な取組

- ① 健康づくりと社会参加の促進
- ② 地域で支える介護予防・生活支援
- ③ 介護保険サービスの充実に向けた取組の推進

① 健康づくりと社会参加の促進

- 高齢者の健康寿命の延伸に向け、保健事業と介護予防を一体的に実施します。
- 日常生活における支援が必要な高齢者の自立生活や、健康を支える高齢者福祉事業の充実を図ります。
- 高齢者クラブやシルバー人材センターにおける活動、生涯学習などへの参画を支援し、高齢者の社会参加を支援します。
- 誰もが安心して暮らしていくことができるように、住環境を整備するとともに、防犯・防災体制や感染症流行時の支援体制づくりに取り組みます。
- 「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、高齢者の虐待防止と権利擁護について支援を行います。

② 地域で支える介護予防・生活支援

- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくことができるように、介護予防の更なる普及啓発と高齢者の自立した在宅生活を支援します。
- 認知症に関する広報・啓発活動を充実させるとともに、早期診断・早期対応を実現し、認知症の方やその家族を支援します。
- ボランティア活動や地域での様々な活動が活発に行われるように、人材育成・情報発信などの取組の充実を図ります。
- 疾病を抱えながらも在宅で生活できるように、医療と介護の連携強化に取り組みます。

③ 介護保険サービスの充実に向けた取組の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるように、必要な介護保険サービスの提供体制の整備に努めます。
- 地域の実情に応じた支援体制の整備を進めるとともに、県との連携を図りながら関係機関との協働のもと、介護人材の確保・資質の向上に努めます。
- 介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すために、「介護給付適正化計画」を実施します。

関連計画

・常陸大宮市第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）

施策6

社会保障の充実



基本方針

- 市民が十分な社会保障や適切な医療を受けることができるように、社会保障に関する各種制度の適正な運用を図るとともに、医療福祉費支給制度については、少子化対策や社会福祉の観点から、公費負担割合や対象者の範囲など、多岐にわたる制度内容について適正な運用を図ります。
- 市民が国民年金制度を正しく理解し、年金受給権を確保できるように、広報活動や相談体制の構築により制度の周知・啓発を図ります。

現状

- 社会経済状況が大きく変化する中で、市民が安定した生活を送るために、社会保障の充実と安定化が課題となっています。
- 急激な少子高齢化や医療技術の高度化などを要因に、社会保障費は年々増加する傾向にあり、給付対象の年齢層も高齢化が進行しています。また、景気低迷や雇用情勢の悪化が続く中で、保険税収納率の低下、生活保護受給者の増加など、社会保障を巡る財政は大変厳しい状況にあります。
- 本市では、国民健康保険をはじめ、各種社会保障に関する制度の適正な運用と健全な運営に努めるとともに、医療福祉費支給制度についても、社会情勢や市民ニーズを考慮しながら、適正な支給を行っています。

課題

- 平成 30 年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営主体となり、制度の安定化が図られました。引き続き安定化に向けた取組を進めるとともに、制度の周知と普及・啓発を推進する必要があります。さらに、生活保護制度については、より適正な制度運営と自立支援を重視して取り組むことが必要です。
- 医療福祉費支給制度については、事業効果と事業費のバランスを図りながら、適正な運用をしていくことが必要です。

施策の
方向と
主な取組

- ① 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全な運営
- ② 国民年金制度の普及・啓発
- ③ 生活困窮者の自立支援と生活保護制度の適正な運営
- ④ 医療福祉費支給制度の充実

① 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全な運営

- 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の適正な運用と健全な運営に努めます。
- 制度の周知を図り、適正な資格管理や収納率の向上に努めます。
- レセプトの点検，ジェネリック医薬品の利用促進，医療費の分析などを行い，適正な医療費の支出に努めます。
- 保健・医療・福祉の連携を図り，総合的かつ効果的な事業の推進に努めます。

② 国民年金制度の普及・啓発

- 国民年金への加入促進や未納者の解消に努めるとともに，免除・納付猶予制度や学生納付特例制度などの周知を図るため，広報活動などによる制度の普及・啓発を行います。
- 年金事務所と連携し，各種手続や相談体制の充実を図ります。

③ 生活困窮者の自立支援と生活保護制度の適正な運営

- 生活困窮世帯への支援として，子どもの学習支援を行います。
- 生活困窮者の自立を支援するため，生活困窮者自立支援法に基づき，関係機関と連携しながら適切な措置を講じます。
- 生活保護者の自立を支援するため，生活実態とニーズを的確に把握し，相談・指導体制の強化を図るとともに，稼働能力のある受給者に対しては，自立支援プログラムに基づき，積極的な支援を図り，早期の自立を目指します。
- 市社会福祉協議会を通じて，生活困窮者を対象とした資金の貸付の実施，相談を行います。

④ 医療福祉費支給制度の充実

- 県の制度と調整を図りながら，適正な運用に努めます。
- 医療福祉費支給制度の周知を図り，対象者の把握と医療福祉費の適正な支給に努めます。

関連計画

- ・ 常陸大宮市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

施策7

防災・危機管理体制の充実



基本方針

- 頻発・激甚化する災害や複雑・多様化するリスクを内包する社会の中で、市民が安心して暮らすことができるように、「常陸大宮市地域防災計画」に基づき、「自助・共助」による地域防災力の強化に努めながら、防災体制や防災基盤の充実・強化を図り、災害に強いまちづくりに取り組むとともに、「常陸大宮市国民保護計画」に基づき、関係機関との連携を強化し、避難・救援体制の充実に努めます。

現状

- 令和元年10月の東日本台風では、本市において河川の堤防決壊や護岸の崩壊が発生したことから、国・県などと連携し復旧工事を行っています。
- 本市では、東日本大震災の経験を踏まえて、大規模地震などを想定した地域防災計画の見直しを行うとともに、防災行政無線の適正な維持管理に努めています。さらに、市民と防災関係団体による防災訓練の実施など、市民とともに地域防災対策の充実に努めています。

課題

- 東日本大震災や東日本台風における教訓を生かし、災害時の救急救助体制や迅速な災害情報の伝達、適切な避難誘導など、防災体制のさらなる強化・充実に努めるとともに、実効性のある防災計画の策定に取り組む必要があります。
- 災害時には市民の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことから、市民の防災意識を高めながら、地域コミュニティの自助・共助に根ざした総合的な防災体制づくりを進めていく必要があります。
- 国民保護法に基づき、国・県との連携のもと、市民の生命、身体及び財産を保護し、避難・救援への対応を適切に実行できる体制を整備することが必要です。

施策の 方向と 主な取組

- ① 地域防災対策の推進
- ② 防災体制の充実
- ③ 防災施設の充実
- ④ 原子力災害対策の充実
- ⑤ 危機管理対策の充実

① 地域防災対策の推進

- 東日本台風に係る市民意識調査を踏まえ、地域防災計画の改正や災害対応の充実を図ります。
- 市民の防災意識の啓発に努め、自主防災組織の設立を促し、活動支援に努めることで、地域防災力の強化を図ります。
- ハザードマップの検証・更新・周知を図るなど、計画的な地域防災対策を実践します。
- 市民参加の防災訓練の充実・強化を図るとともに、学校・職場・地域などにおける日常的な訓練の普及に努め、災害対応力の充実を図ります。



②

防災体制の充実

- 災害対応力の高い職員を育成するとともに、専門的な知識を有する職員を配置し、防災危機管理体制の強化を図ります。
- 災害時における国・県などの関係機関との迅速な連携体制や市町村間の相互応援体制、民間事業所などとの協力体制の強化を図り、総合的な防災体制の構築を図ります。
- 防災行政無線の適切な維持管理に努め、災害時に防災情報などを迅速に発信する体制を整備します。
- 自主防災組織などと協力・連携を図り、要配慮者に対応した防災体制を整備します。



③

防災施設の充実

- 避難場所や避難経路の周知徹底を図るとともに、避難場所における施設整備や備蓄品の確保を進め、避難所機能の充実を図ります。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、公共施設などにおいては上水道などのライフラインをはじめ、建築物などの計画的な安全対策を推進します。
- 風水害・土砂災害を可能な限り未然に防止するため、治山・治水対策を関係機関と連携して推進します。



④ 原子力災害対策の充実

- 原子力災害時における避難について、国・県・関係市町村と連携し、避難体制の確立に努めます。
- 原子力災害に対応できる資機材などの設備の充実を図ります。



⑤ 危機管理対策の充実

- テロや武力攻撃事態などに備え、関係機関などとの連携を強化し、市民の避難・救援を的確かつ迅速にできる危機管理体制の整備を図るとともに、国民保護制度の普及・啓発に努めます。

関連計画

- ・ 常陸大宮市地域防災計画（平成 29 年度・令和元年度・令和 2 年度改定）
- ・ 常陸大宮市国民保護計画（令和元年度改定）

施策8

消防・救急救助体制の充実

基本
方針

- 高齢化の進展や災害の形態が多様化する中で、市民の生命と財産を守るため、予防対策の強化を図るとともに、災害や救急時において迅速かつ的確に対応できる消防・救急救助体制の強化・充実を図ります。

現状

- 人口減少や高齢化、社会構造の変化などにより、消防・救急需要が多様化しており、防災体制の一層の充実が必要となっています。
- 本市の消防・救急救助体制については、多様な事故・火災の発生に備え、消防施設や消防力の強化を図るとともに、救急活動の増加に対応した資器材の整備や救急救助体制の充実に努めています。また、応急手当の普及活動などにより、救急救命士の養成や適切な応急処置ができるバイスタンダーとなる市民の育成など、救急救助に係る人材の育成を進め、救命率の向上に努めています。
- 地域消防に関しては、高齢化と人口減少によって各地域で消防団員を十分に確保することが困難となっており、消防団員の高齢化も見られることから、人材の確保が喫緊の課題となっています。こうしたことから、機能別消防団員や女性消防団員の育成に努めています。

課題

- 災害時、救急時において迅速かつ的確な対応ができる消防体制、救急救助体制の確立が必要です。
- 消防署や消防団などによる消防力の強化や、医療機関と連携した救急救助体制のさらなる充実を図るとともに、市民の災害や救急に関する予防意識を高めながら、安全な暮らしの確保に努めていく必要があります。
- 消防救急無線がデジタル化され、消防救急無線及び通信指令業務が県内の関係自治体において共同運用されており、これらを円滑に運用をしていく必要があります。

施策の
方向と
主な取組

- ① 消防体制の充実
- ② 消防施設の整備
- ③ 救急救助体制の充実

① 消防体制の充実

- 市民が安全な生活を送れるように、消防団と連携し、火災や災害などに迅速に対応できる消防体制の充実を図ります。
- 緊急時などに迅速に対応するため、県及び関係消防本部と連携し、消防指令業務の円滑な共同運用を推進します。
- 地域消防の核となる消防団員の確保に向け、消防団協力事業所表示制度を推進するとともに、団員の知識・技術などの向上に努めます。
- 火災予防や災害時の対処、避難場所や避難経路など、防災に関する市民への知識・情報の提供を図るとともに、学校や事業所などにおける消防訓練の充実に努めます。
- 防火クラブや消防団と連携し、住宅用火災警報器の設置促進とともに、点検・交換も広く呼びかけ、住宅火災の減少に努めます。

② 消防施設の整備

- 消防本部の車両や施設・設備を計画的に整備・更新し、消防機能の強化と充実を図ります。
- 防火水槽などの消防水利の整備に努めます。
- 消防団の車両や施設・設備を計画的に整備・更新するとともに、広域での機材の融通を図りながら、地域消防力の向上に努めます。

③ 救急救助体制の充実

- 疾病者に一刻も早い高度な医療を提供するため、医療機関から救急の現場に医師や看護師などの医療チームを搬送するドクターカーを令和2年度より本格導入したことから、運用体制の改善を図ります。
- 救急救助業務の高度化に必要な専門知識や技能習得のため、訓練や研修を通して技術の向上を図るとともに、救急救命士や救急隊員及び救助隊員を計画的に養成し、救急救助体制の充実を図ります。
- 医療機関やドクターヘリとの連携を強化し、病院搬送にかかる所要時間を短縮し、救命率の向上に努めます。
- 計画的に高規格救急自動車を更新するとともに、救急技術の進展に即した資機材の整備を図ります。
- AEDを活用した応急手当の普及・啓発や各種講習会を開催し、効果的なバイスタンダーの育成を図ります。



基本計画 大綱 3

自然と調和した快適で安全なまち (土地利用・社会基盤・環境・安全対策)

政策1 魅力と特色あるまちづくり

- 本市において、個人の好みに合わせた多様なライフスタイルを送ることができるように、目的に合わせて各拠点の整備を進めるとともに、本市ならではの住みよさや魅力を生かして、移住・定住を推進します。

施策1 計画的な土地利用と拠点づくりの推進

施策2 移住・定住の促進



政策2**社会基盤の整った快適なまちづくり**

- 道路・交通などの都市機能の充実や ICT(情報通信技術)の活用, 自然と調和のとれた住環境の整備を通して, 快適に暮らせるまちづくりを推進します。

施策3**道路・交通体系・河川の整備****施策4****住環境の向上****施策5****ICTなどの先進技術の活用とDXの推進**

政策3

豊かな自然と調和した環境にやさしいまちづくり

- 豊かな自然を後世へ継承するとともに、人と自然が共生する持続可能な生活環境づくりを推進します。

施策6

自然環境の保全と活用

施策7

地球環境・生活環境の保全と向上

施策8

循環型社会の構築



政策4

安全・安心な暮らしを守るまちづくり

- 防犯や交通安全対策が充実した安全なまちづくりを推進するとともに、安心して消費生活を送ることができる、安全・安心な暮らしの実現を目指します。

施策9

防犯・交通安全対策の充実

施策 10

生活安全の充実



施策1

計画的な土地利用と拠点づくりの推進

基本
方針

- 都市形成ゾーンと農業集落ゾーンの果たすべき役割を考慮した上で、本市の誇る豊かな自然環境や歴史的な街並みとの調和を図りながら、都市形成ゾーンへの都市機能の集約化や各地域の拠点となる施設の整備など、計画的な土地利用を推進します。

現状

- 本市は、都市形成ゾーン、農業集落ゾーン、工業流通ゾーン、自然環境ゾーンの4つのゾーンを設定しており、市民の生活拠点は、主に都市形成ゾーンと農業集落ゾーンで構成されています。都市形成ゾーンでは、都市機能の向上を目指し、道路や公園、下水道などの基盤施設の整備を進めてきました。一方、農業集落ゾーンでは、小規模集落と自然環境との調和、歴史的な街並みや建築物・景観の保全に配慮しながら基盤整備を進めてきました。しかし、急速な人口減少や少子高齢化の進展により、都市形成ゾーンにおいても空き家の発生などの空洞化が目立ち始め、さらに農業集落ゾーンにおいては、集落の維持・存続が危ぶまれる状況となっています。

課題

- 人口減少や少子高齢化が進展する中で、都市形成ゾーンでは、行政サービスや医療・福祉、商業などの都市機能を集約し、各種サービスを効率的に提供するコンパクトなまちづくりが求められています。農業集落ゾーンでは、各地域の特性を生かしながら、地域の拠点となる施設や生活関連サービス施設の整備・集約が求められています。また、市内全域を対象に、様々な人々が交流できる拠点を計画的に整備し、市民をはじめ、関係人口や来訪者らにとっても魅力のあるまちづくりを推進していく必要があります。

施策の
方向と
主な取組

- ① 計画的な土地利用の推進
- ② 常陸大宮駅周辺整備の推進
- ③ 地域拠点の整備
- ④ 交流拠点の整備

① 計画的な土地利用の推進

- 基本構想で掲げている土地利用の基本的な考え方や土地の利用・管理の方向性，さらに土地利用に関する各種計画に基づき，効果的・効率的な土地利用を推進します。
- 地震や水害などの災害をはじめ，交通の安全性や防犯にも配慮した，安全・安心な土地利用に努めます。



- 都市形成ゾーンの中でも、特に常陸大宮駅周辺の中心市街地において、行政サービスを提供する市役所本庁舎、生活サービスを提供する医療・福祉や商業施設、交流・文化施設となる公園や図書館、文化センターなど、都市機能の中核となる施設を集約し、コンパクトで利便性の高い中心市街地の形成を推進します。
- 新駅舎や駅西口と連携した子育て支援や多世代にわたる市民の交流機能を併せ持った新たな交流拠点（公園）の整備を推進します。
- 景観に配慮した歩きたくなるまちづくりや、自転車が走行しやすい環境の整備により、常陸大宮駅周辺の回遊性を向上させるとともに、ヘルスロードの整備を通して健康づくり（健康増進）をテーマとしたまちづくりを推進します。
- 地元団体や商工会などと連携し、各種イベントを開催するとともに、駅周辺の空き家をサテライトオフィスやコワーキングスペース（シェアオフィス）などのビジネス拠点としての活用を検討するなど、常陸大宮駅周辺の賑わいの創出を図ります。



③

地域拠点の整備

- 農業集落ゾーンでは、市民が住み慣れた地域で安心して生活できるように、各支所を支所・公民館などの複合的な機能を持った地域センターとして整備し、地域行政の総括的役割や地域コミュニティ活動の拠点、災害時には避難所などの役割を担う防災拠点としていくとともに、各地域の支所周辺には、公共施設や生活関連サービスを集積し、各地域の生活拠点としての機能を維持・向上させます。
- 歴史的な街並みや建築物、景観、さらに自然環境の保全に配慮しながら、地域の特性を生かした土地利用を推進します。



④

交流拠点の整備

- 道の駅をはじめとした観光物産施設や常陸大宮ショッピングセンターピサー口をはじめとした商業施設、さらに温泉・温浴施設など、市民をはじめ、関係人口や来訪者らにとっても魅力のある交流拠点を整備し、地域の活力と賑わいの創出を図ります。



関連計画

- ・ 常陸大宮市都市計画マスタープラン（令和 2 年度～令和 21 年度）
- ・ 常陸大宮市立地適正化計画（目標年次：令和 21 年度）
- ・ 常陸大宮駅周辺整備基本計画（平成 28 年度策定）
- ・ 常陸大宮駅周辺整備計画（令和 元年度策定）

施策2

移住・定住の促進



基本方針

- 暮らしやすいまちづくりを進め、進学・就職で転出した人材のリターンを促進するとともに、本市の魅力や移住・定住に関する各種情報を積極的に発信し、結婚・子育て世代を中心に移住・定住を促進します。

現状

- 本市の人口の社会動態を見ると、平成16年に常陸大宮市が誕生してから現在に至るまで、転出超過が続いています。さらに、近年は転出超過数は拡大傾向にあり、年間200～300人程度の転出超となっています。こうした状況に対し、「第2期常陸大宮市創生総合戦略」では、「人の流れづくり～人の流れをつくり、訪れたい・住みたいまち～」を基本方針の1つに掲げ、進学・就職で転出した人材のリターンの促進、結婚・子育て世代を中心に移住・定住の促進を図っています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響やテレワークの進展などにより、都市圏在住者の地方への移住が注目されています。

課題

- 本市の人口は、今後も減少が続くと見込まれていますが、人口の減少をより穏やかなものとするために、進学・就職で転出した人材のリターンの促進、結婚・子育て世代を中心とした移住・定住の促進など、ターゲットとなる層に対して、実情に即した各種施策を一体的に推進していくことが重要となります。
- 本市に魅力を感じている市外在住の方に対して、積極的にアプローチを行い、市内への移住・定住を促進していくことが重要となります。
- 多様な媒体を活用して本市の魅力を発信するとともに、移住・定住に関する情報を一元的に集約・発信することで、移住・定住につなげていくことが重要となります。

施策の
方向と
主な取組

- ① 情報の充実とPRの推進
- ② 移住体験の充実
- ③ 住宅取得の支援

① 情報の充実とPRの推進

- 本市の魅力をより多くの方に発信できるように、情報発信のための基盤を整備するとともに、発信する情報を効率的に収集し、本市の魅力をより効果的に発信する体制を整備します。
- 県や関係機関と連携しながら、都市圏の在住者などに対して、リモートによる移住相談会など、移住に関する相談ができる機会の充実を図るとともに、本市の魅力を積極的にPRすることで、移住・定住につなげます。
- 移住・定住のための支援策の充実を図るとともに、移住・定住に関する情報を一元的に集約・発信することで、移住・定住希望者に対して効率的・効果的なPRを推進します。

② 移住体験の充実

- 移住希望者に対し、市内でより長く暮らしてもらうために、実際に市内における生活や特色のある産業での就労体験などにより、移住希望者のミスマッチの防止を図りながら、本市への移住・定住を推進します。
- 移住体験後も市民と交流する機会を設けるとともに、住宅の取得や就業、子育てなどに関する相談や各種支援を紹介するなど、移住希望者の受け入れ体制を強化します。

③ 住宅取得の支援

- 生活の中心の場となる住宅を取得しやすいように、住宅取得に対する経済的な支援の充実を図ります。
- 空き家バンク制度などを活用し、空き家の売却・貸借を希望する方と購入・賃借を希望する方をつなぎ、空き家などの利活用を促進します。
- 子育て住宅など、間取り、駐車場などの特定の機能に特化した住宅の供給について検討するとともに、ニーズに合った方に対して効果的にPRする方法についても検討を進めます。

関連計画

- ・常陸大宮市人口ビジョン（改訂版）
- ・第2期常陸大宮市創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）
- ・常陸大宮市空家等対策計画（令和元年度～令和5年度）

施策3

道路・交通体系・河川の整備

基本
方針

- 都市の骨格となる主要な道路，及び安全・便利な暮らしを支える生活道路について，地域の状況に応じて整備・維持します。
- JR 水郡線・路線バス・乗合タクシーなどの公共交通機関の利用促進に取り組むとともに，各地域の拠点となる施設を効果的・効率的に結ぶ，持続可能な交通ネットワークの構築を図ります。
- 災害に強い，安全な河川の整備を図るとともに，豊かでうるおいのある河川環境を整備・維持し，観光や地域の交流の場としての活用を図ります。

現状

- 本市の幹線道路のうち，国道については概ね整備されましたが，県道については未改良区間が依然として多く残されています。また，市民の身近な生活道路である市道についても計画的に整備を進めていますが，整備路線数が多く，依然として整備すべき路線が数多く残されています。
- 公共交通網として，JR 水郡線や路線バスに加え，市民のニーズなどを踏まえ，指定場所から目的地までを送迎する予約制の乗合タクシーを運行しています。
- 本市には久慈川や那珂川，緒川，玉川などの清流が流れ，周辺の田園環境と一体となって象徴的な水辺空間を形成しています。河川の整備においては，防災などの安全面や水資源の有効利用に配慮するとともに，明媚な水辺空間を生かした河川環境の整備を行っています。

課題

- 道路については，まちづくりや交通安全，防災などを含めた総合的な観点から，主要路線を中心に計画的に整備を進めていくことが求められています。
- 公共交通については，市民をはじめ，市外からの通勤・通学者や来訪者などの利便性向上を図るとともに，各地域の拠点となる施設を効果的・効率的に結ぶ，持続可能な交通ネットワークを構築することが求められています。
- 河川については，防災や水資源の有効利用に配慮した整備・管理に加え，市民や来訪者らの憩いの場・アクティビティを体験できる空間として，河川環境の整備を図っていくことが求められています。

施策の
方向と
主な取組

- ① 道路などの整備・維持
- ② 公共交通の維持・確保
- ③ 河川の整備・維持

① 道路などの整備・維持

- 市内及び周辺市町と連絡する国県道などの骨格的道路について、引き続き関係機関に対して積極的に要望活動を行い、整備を推進します。
- 地域の状況に応じて、市民生活を支える身近な生活道路について、まちづくりや交通安全、防災などの観点から、総合的・計画的に整備していくとともに、適切な維持管理を推進します。
- トンネル・道路構造物などについても、強度や耐久性などの定期的な点検を行うとともに、必要な整備・補修について、予算の平準化や維持管理コストの縮減などの観点も含めて、総合的・計画的に事業を進めます。
- 道路の維持管理などについて、AI などの先端技術を活用した実証実験などを実施し、効果的・効率的な技術については積極的に導入を進めます。

② 公共交通の維持・確保

- 交通事業者や関係機関との連携を図りながら、交通手段の確保や利用促進に努めるとともに、各地域の拠点となる施設を効果的・効率的に結ぶ、持続可能な交通ネットワークの構築を図ります。
- JR 水郡線については、引き続き利用者の拡大を図るとともに、事業者への輸送力の強化を要請します。

③ 河川の整備・維持

- 国や県と連携し、引き続き災害に強い安全な河川の整備・維持管理に努めます。また、令和元年東日本台風で甚大な被害が発生した久慈川水系・那珂川水系では、関係機関と連携しながら緊急治水対策プロジェクトを推進します。
- 橋梁の強度や耐久性などの定期的な点検を行うとともに、必要な整備・補修について、予算の平準化や維持管理コストの縮減などの観点も含めて、総合的・計画的に事業を進めます。
- 憩いの場・アクティビティを体験できる水辺空間の創出について、関係機関との調整や各種検討を進めます。

関連計画

- ・ 常陸大宮市橋梁長寿命化修繕計画（令和 元年度～令和 5 年度）
- ・ 常陸大宮市地域公共交通網形成計画（平成 30 年度～令和 4 年度）

施策4

住環境の向上



基本方針

- 地域の住宅事情や特性を踏まえ、良質な住宅の供給を進めるとともに、市営住宅の適切な維持管理を図ります。
- 安心・安全な水の安定供給を図るため、災害に強い上水道施設の整備・更新を計画的に行うとともに、水道事業の効率化・健全化を推進します。
- 河川などの水質汚濁防止や生活環境の向上のため、地域の特性に応じた下水道事業・生活排水対策を推進します。
- 公園の適正な維持管理を図るとともに、市民らの憩いの場として利用できる公園の整備に向けて、各種取組を推進します。

現状

- 市営住宅については、快適な居住環境を確保するため、適正な維持管理に努めるとともに、老朽化などの状況を踏まえ、ライフサイクルコストの低減や集約化などを計画的に進めています。
- 上水道については、安心・安全な水の安定供給を図るため、災害に強い施設や管路の整備・更新を計画的に実施するとともに、水道事業の効率化・健全化に努めています。
- 生活排水対策については、下水道事業や浄化槽設置事業を計画的に進めています。
- 公園については、市民らの憩いの場として安全に利用できるように、適切な維持管理に努めています。

課題

- 住宅環境の整備については、結婚・子育て世代を中心とした移住・定住につながる、魅力的な住宅や宅地の供給を総合的・計画的に推進していく必要があります。
- 上水道については、老朽化する施設や管路を計画的に更新していく必要があることに加え、更新に伴う経費や人材の確保、さらに有収率の引上げなどが課題となっています。
- 生活排水対策については、下水道の普及啓発や浄化槽設置を計画的に進めるとともに、各種コストの縮減に努め、効率化に向けた取組を推進することが課題となっています。
- 市民から、子どもが遊ぶ場所の充実を求める声が多く、既存の公園設備の充実、新たな公園や室内遊び場の整備について検討し、取り組んでいく必要があります。

施策の
方向と
主な取組

- ① 市営住宅の整備・維持と良質な住まいづくりの推進
- ② 上水道事業の推進
- ③ 下水道事業・生活排水対策の推進
- ④ 公園・室内遊び場の維持管理・整備

① 市営住宅の整備・維持と良質な住まいづくりの推進

- 「常陸大宮市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の維持管理や集約建替などの各種施策を計画的に展開します。
- 子育て世帯などに特化した市営住宅の供給について、住宅の利用形態や建設候補地などの各種検討を進めます。
- 災害に強い住宅の普及を図るため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事など、住宅の耐震化に向けた取組などを推進します。

② 上水道事業の推進

- 合理的・効率的な事業運営を行うとともに、水道料金の適正化についても検討し、経費の縮減と収入の確保に努めることで、持続可能な水道事業を目指します。
- 良質で豊富な水源の確保や水質試験体制の強化により、安心・安全な水道水を供給するとともに、環境にやさしい水道システムの構築を目指します。
- 浄水場や基幹施設・管路の更新・改良、耐震化・浸水防止対策などのハード面での事業に加え、防災計画の充実などソフト面での強化を図り、有収率の向上や災害に強い水道施設の整備を目指します。

③ 下水道事業・生活排水対策の推進

- 下水道の普及啓発を図り、加入・接続を促進するとともに、公共下水道事業の使用料徴収に民間の活力を利用するなど、コストの縮減に取り組めます。
- 公共下水道計画区域・農業集落排水事業区域以外の市内全域において、補助金の助成などにより浄化槽の設置を促進するとともに、維持管理に関する啓発活動を行います。

④ 公園・室内遊び場の維持管理・整備

- 公園施設や遊具の安全管理を徹底し、親子や子ども達が安全に過ごすことができる空間の維持管理に努めます。
- 既存の公園設備について、各施設の特色を出しながら充実を図るとともに、公園や室内遊び場の新規整備などについて、常陸大宮駅の周辺整備をはじめとした開発事業と連携しながら検討を進めます。

関連計画

- ・ 常陸大宮市公営住宅等長寿命化計画（令和 2 年度～令和 11 年度）
- ・ 常陸大宮市住生活基本計画（平成 28 年度～令和 7 年度）
- ・ 常陸大宮市水道事業経営計画（令和 3 年度～令和 7 年度）
- ・ 常陸大宮市下水道事業経営戦略（公共下水道事業特別会計）・（農業集落排水事業特別会計）（平成 29 年度～令和 8 年度）

施策5

ICTなどの先進技術の活用とDXの推進

基本
方針

- 様々な分野において ICT（情報通信技術）などの先進技術を活用するとともに、それらを利用して行政サービスや業務プロセスの変革を行う DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。また、それらの活用による各種リスクに対する適切な対応や情報格差の解消に向けた各種施策を展開します。

現状

- 情報化を取り巻く社会環境は、ICT の能力向上や利用しやすい機器の普及、また価格の低下などに伴い、身近なところに急速に浸透するとともに、それらを活用し変革を促すことで競争上の優位性の確立を目指す DX の動きも活発化しています。本市では、通信インフラの整備など、ハード面における情報通信環境の整備を進めるとともに、様々な分野において、発信する情報の整備や行政サービスの効率化など、ソフト面においても各種施策に取り組んでいます。

課題

- 様々な分野において、整備された情報基盤を活用し、市民ニーズの高い情報の発信や行政サービスの高度化・効率化などが求められています。また、ICT の利活用が進むにつれて、通信量の増加が予想されることから、高速化への対応が必要となり、第 5 世代移動通信システム（5G）など、新たな基盤の整備が求められています。
- ICT の習熟度・利活用度により、情報格差の拡大が懸念されるため、適切な対応をとっていく必要があります。
- 高度化する ICT などの先進技術の利活用には、多くのリスクが存在するため、こうした各種問題に対して適切な対応をとることができる人材を育成していく必要があります。

施策の
方向と
主な取組

- ① 情報共有のボーダーレス化の推進
- ② 先進技術を活用したまちづくりの推進
- ③ 先進技術に関するリテラシーの向上

① 情報共有のボーダーレス化の推進

- 市公式ホームページや各種 SNS などの充実を図り、市民をはじめとした多様な人々と行政との情報の共有化に加え、いつでもどこでも情報にアクセスできる仕組みづくりを推進します。
- 情報格差を解消するために、紙媒体での情報提供など、ICT 弱者にも配慮した情報提供を推進します。

② 先進技術を活用したまちづくりの推進

- 災害や緊急時への対応として、ICT を活用して必要な情報を即時に発信できる体制を整備し、市民の安全対策を推進します。
- 子育てや保健・医療・福祉分野など、市民の関心が高い分野の情報を一元的に集約・発信し、ニーズに合った情報へ総合的にアクセスできる環境を整備します。
- マイナンバー制度の活用などにより、行政手続きのオンライン化などを推進し、市民の利便性の向上を図ります。
- 各種行政システムのクラウド化、ペーパーレス化、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）の利活用などに取り組み、効果的・効率化な行政運営を推進します。

③ 先進技術に関するリテラシーの向上

- すべての市民が ICT などの先進技術の恩恵を受けられるように、行政関連施設に市民が利用できる ICT 設備などを設置するとともに、ICT などの習熟度を高める各種講習会の実施などを推進します。
- 高度化する先進技術を利活用する際のリスクを認識し、また諸問題に対して適切な対応をとれるように、行政における人材育成に取り組むとともに、市民や企業などへの教育・支援を推進します。

施策6

自然環境の保全と活用

基本
方針

- 森林や清流など、本市の豊かな自然環境の保全と活用について、市民と協働して取り組むとともに、有害鳥獣対策を推進します。

現状

- 本市は、面積の約 6 割を森林が占めているほか、久慈川や那珂川、その支流となる緒川や玉川をはじめとする多数の河川が流れ、水資源にも恵まれています。これらの森林や水辺は、さわやかな空気、豊かな緑、清らかな水など様々な恵みをもたらす本市の誇れる自然環境であるとともに、貴重な動植物が生息する場となっており、市民らとともに自然環境の適切な保全に取り組んでいます。
- 近年は、放置林の増加などにより、優れた自然環境が失われつつあるとともに、水源かん養など公益的機能の低下や動植物への影響など、多岐にわたる影響が懸念されています。また、農林業の担い手不足などにより森林や里山の荒廃が進むとともに、有害鳥獣による農作物への被害が急増しています。

課題

- 市民らと協力して森林や里山、水辺の適切な保全に取り組むとともに、市民や来訪者らの憩いの場や自然体験などによる自然環境の活用、さらに街並みや歴史文化遺産と一体となった景観の形成が求められています。
- 農作物などに被害をもたらす有害鳥獣に対しては、捕獲などの適切な対策を講じていく必要があります。

施策の
方向と
主な取組

- ① 里山・水辺の保全と活用
- ② 環境美化の推進と美しい生活空間の確保
- ③ 有害鳥獣対策の推進

① 里山・水辺の保全と活用

- 造林・間伐など森林資源の整備を推進するとともに、湧水・湿地・溪流などの水辺環境周辺の保全に努めます。
- 森林や水辺とふれあえる公園の整備・維持管理を推進し、市民や来訪者らの憩いの場や自然体験、グリーンツーリズムなどで活用される空間の創出を図ります。

② 環境美化の推進と美しい生活空間の確保

- 市民や市民団体と協働した里山や山林の手入れ、水辺の美化活動やクリーン作戦などを推進し、地域一体となって里山や水辺の美化に努めます。
- 景観に配慮した建築物や看板などの設置、歴史文化遺産とその周辺環境の整備などを一体的に推進し、自然や街並み、歴史文化遺産などが調和した美しい生活空間の創出を図ります。



③ 有害鳥獣対策の推進

- 有害鳥獣による農作物などへの被害を防ぐために、捕獲活動の取組や被害防止対策に関する支援を実施します。



関連計画

- ・ 常陸大宮市環境基本計画（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ・ 常陸大宮市鳥獣被害防止計画（令和 4 年度～令和 6 年度）

施策7

地球環境・生活環境の保全と向上

基本
方針

- 再生可能エネルギーの活用を推進するとともに、市民・事業者・行政が連携して地球温暖化対策や環境汚染の防止に取り組めるように、環境意識の醸成に向けた教育・学習の充実を図ります。

現状

- 地球規模での環境問題が深刻化する中、SDGs（持続可能な開発目標）においても、気候変動に対する具体的な対策や持続可能なエネルギーの確保、安全な水の確保などに対する取組が求められています。環境問題への対策に関心が高まる中、本市においても、2050年の二酸化炭素の排出実質ゼロに向けてゼロカーボンシティ宣言を発出したほか、「常陸大宮市環境基本計画」をはじめとした環境分野に関する各種計画を策定し、各分野の環境対策を推進しています。また、環境市民会議などを通して、市民・事業者・行政が協働し、環境負荷の低減や環境保全に積極的に取り組んでいます。

課題

- 太陽光発電や木質バイオマスなど、有効な再生可能エネルギーの活用を推進していくことが重要となります。
- 市民・事業者・行政が連携して、省エネルギーへの取組や省エネルギー機器を普及啓発していくなど、横断的な取組を推進していくことが求められています。
- 良好な生活環境を維持していくために、各種検査や調査、市民・事業所への啓蒙や指導を継続的に実施し、環境汚染などの公害を未然に防止することが重要となります。
- より多くの人々が、環境に関する各種取組を実践することが重要であり、環境教育・環境学習の機会の充実を図り、環境意識を醸成すること求められています。

施策の
方向と
主な取組

- ① 地球温暖化対策の推進
- ② 環境汚染の防止
- ③ 環境教育・環境学習の推進
- ④ 公営墓地・斎場の適切な管理・運営

① 地球温暖化対策の推進

- 太陽光発電や未利用間伐材を利用した木質バイオマスの有効活用など、再生可能エネルギーの活用を推進します。
- 市民・事業者・行政が連携して、節電や節水などの省エネルギーへの取組、省エネルギー住宅・工場の建築や省エネルギー機器の普及啓発を推進します。
- 公共交通機関の充実による利用促進、自転車や徒歩による移動がしやすいまちづくりなどに取り組み、低炭素社会の実現を推進します。
- ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けた具体的な各種取組について、その方向性を検討します。

② 環境汚染の防止

- 大気・水・土壌環境の保全や騒音・振動・悪臭対策のため、各種検査や調査、市民・事業所への啓蒙や指導を継続的に実施し、健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。



③ 環境教育・環境学習の推進

- まちづくり講座（環境講座）による環境学習の推進や、環境市民会議と連携した体験型環境学習の充実などを通じ、市民の環境意識の醸成を図ります。
- 放課後子供教室の活用や、地域の人々との協働による体験型学習などにおいて、学校での環境教育を推進するとともに、学校での環境美化活動の取組などを通じ、環境意識の醸成を図ります。

④ 公営墓地・斎場の適切な管理・運営

- 公営墓地の需要と動向を的確に把握し、適切に管理します。
- 利用者の要望などに配慮しながら、適切な斎場の管理・運営に努めます。

関連計画

- ・ 常陸大宮市環境基本計画（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ・ 地球温暖化対策実行計画（令和 4 年度～令和 8 年度）

施策8

循環型社会の構築

基本
方針

- 市民・事業者・各種団体・行政が連携しながら、ごみの減量化・再資源化を推進し、環境負荷の少ない資源循環型社会の形成を図るとともに、不法投棄のない美しいまちづくりを推進します。

現状

- 本市では、分別収集によるごみの減量化や再資源化を推進しており、こうした活動に対して各種支援を行っています。また、美化活動を通じて環境美化に取り組むとともに、様々な機会や媒体を通じて広報活動などを展開し、市民の環境に対する意識の醸成に努めています。

課題

- これまでの大量消費・大量廃棄型の社会システムを見直し、資源を大切にする循環型のまちづくりを推進していくことが求められています。また、ごみの不法投棄は、まちの景観を損なうことに加え、自然環境にも多大な影響を及ぼすことから、市民・事業者・各種団体・行政が連携して、これらの対策に取り組んでいくことが求められています。

施策の 方向と 主な取組

- ① ごみの減量化・再資源化の推進
- ② 廃棄物処理体制の充実
- ③ 美しいまちづくりの推進

① ごみの減量化・再資源化の推進

- マイバックの利用促進，ごみの分別・減量に向けたマニュアルを作成し，広報などで周知を図ることで，市民や事業者のごみの減量化・再資源化に対する意識の醸成や取組を支援します。
- 子供会や高齢者クラブなどの団体による資源ごみの回収を支援し，資源の再利用・再資源化を推進します。
- 農業用使用済プラスチックの有効利用を推進することにより，環境保全を図ります。



② 廃棄物処理体制の充実

- 各種リサイクル法や廃棄物処理法に基づいた取組や適正処理を推進します。
- ごみ収集体制・ごみステーションの整備，資源ごみの回収など，ごみの適正な収集と処理を推進します。
- 大宮地方環境整備組合や周辺自治体と連携し，老朽化したごみ処理施設の整備の方向性を検討・調整するとともに，し尿処理施設の適正化も図ります。
- 「常陸大宮市災害廃棄物処理計画」について，これまでの地震を中心とした内容に加え，近年被害の大きい風水害に関する内容を充実させ，総合的な災害廃棄物処理体制の構築を図ります。

③ 美しいまちづくりの推進

- 環境保全推進協議会や各種団体と連携し，地域の環境美化活動を推進します。
- 不法投棄の巡回パトロールや監視活動の充実など，市民との連携により不法投棄監視体制の強化を図ります。
- ポイ捨て禁止などの環境マナーや環境モラルの向上を図るとともに，不法投棄防止に向けた広報活動を推進します。

関連計画

- ・ 常陸大宮市環境基本計画 (平成 30 年度～令和 9 年度)
- ・ 常陸大宮市一般廃棄物処理基本計画 (平成 24 年度策定)
- ・ 常陸大宮市災害廃棄物処理計画 (令和 3 年度策定)

施策9

防犯・交通安全対策の充実

基本
方針

- 地域の安全を確保するため、犯罪や交通事故を未然に防止する環境の整備を進めるとともに、教育・各種キャンペーンなどにより、防犯・交通安全に対する市民意識の醸成を図り、地域の住民が各種活動の主体となる地域自衛型の防犯・交通安全体制づくりを推進します。

現状

- 本市では、各種防犯対策を推進しており、特に、子どもの安全確保に向けて、防犯連絡協議会員をはじめ、地域住民が一体となり、通学路の防犯パトロールなどの実施に努めています。また、防犯カメラやLED 防犯灯などを設置し、犯罪の未然防止や安全確保に向けた取組を推進しています。
- 地域の実情や要望を踏まえつつ、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を図るとともに、交通安全運動などを通して、交通安全意識の醸成に努めています。

課題

- 警察・学校・地域・行政などの関係機関や団体が連携し、防犯意識の醸成や防犯体制のさらなる充実など、ソフト面の強化を図るとともに、防犯カメラや防犯灯の設置など、ハード面の防犯環境と一体となって、防犯・交通安全対策を推進していくことが求められています。

施策の
方向と
主な取組

- ① 防犯体制・活動の充実
- ② 防犯環境の整備
- ③ 交通安全対策の推進

① 防犯体制・活動の充実

- 警察・学校・地域・行政などの関係機関や団体が連携し、自主的な防犯組織の組成・活動など、地域が中心となった防犯体制の充実を図ります。
- 犯罪や非行につながる有害環境の浄化を図るとともに、パトロールなどの防犯活動を推進します。
- 防犯キャンペーンの実施など、広報活動の充実を図り、市民の防犯意識の醸成を図ります。

② 防犯環境の整備

- 犯罪や不正行為の監視や抑止のため、防犯カメラの設置を計画的に推進します。
- 通勤・通学などの外出時の安全確保と防犯強化のため、道路などに LED 防犯灯の設置を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。



③ 交通安全対策の推進

- 交通安全に対する正しい知識の習得と実践を図るため、年齢や社会生活の状況に応じて体系的な交通安全教育を推進します。
- 警察・学校・地域・行政などの関係機関や団体が連携し、交通安全運動や市広報誌の活用など、様々な機会や媒体を通して交通安全意識の醸成を図ります。
- 防護柵や道路標識、カーブミラーなど、交通安全施設の整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。
- 交通事故の抑制を図るため、自動車運転のリスクの高い高齢者に対して、運転免許証の自主返納を呼びかけるとともに、公共交通機関の利用を支援します。

関連計画

・第11次常陸大宮市交通安全計画（令和4年度～令和8年度）

施策10

生活安全の充実



基本方針

- 消費者被害に関する相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携して消費者被害を未然に防止する総合的な取組を推進します。
- 犯罪被害者やその家族に対し、常陸大宮市犯罪被害者等支援条例に基づく総合的な支援を実施し、平穏な生活を取り戻すサポートを行います。
- 適正な管理が行われていない特定空家などについて、発生抑制や所有者に適切な管理を促していくとともに、空き家バンク制度などを活用して、空き家・空き家跡地の利活用・流通を推進します。

現状

- 消費者と事業者との各種取引や契約の複雑化・多様化に加え、悪質な詐欺や販売方法の巧妙化など、消費生活に関する様々な問題が生じています。本市では、市消費生活センターを中心に、消費者からの相談に応じて支援を行うとともに、消費者啓発活動や消費生活に関する情報提供を行っています。
- 常陸大宮市犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者らに対する総合的な支援を実施しています。
- 空き家について、定期的な実態調査の実施などにより、実態の把握に努めるとともに、空き家バンク制度などの活用により、空き家・空き家跡地の利活用・流通を促進しています。

課題

- 複雑化・多様化する消費者被害に対して、消費者啓発活動や消費生活に関する情報提供により、消費者被害を未然に防止するとともに、市消費生活センターを中心とした相談体制の充実や、関係機関と連携した被害防止に向けた総合的な取組を推進することが求められています。
- 高齢化の進展などに伴い、空き家が増加し、まちのにぎわいや土地の有効利用の妨げとなることが懸念されています。また、適切な管理が行われていない空き家（特定空家）が、保安や衛生、景観などに深刻な影響を及ぼすことから、関係機関や地域・住民団体などと連携して、総合的な空き家対策を推進することが求められています。

施策の
方向と
主な取組

- ① 安全・安心な消費生活の実現
- ② 犯罪被害者らへの支援
- ③ 空き家対策

① 安全・安心な消費生活の実現

- 消費者被害の未然防止を図るため、若年者から高齢者に至るまで幅広い年代の市民に対して、消費者啓発活動や消費生活に関する情報提供を行います。
- 市消費生活センターの機能強化を図り、相談しやすい体制づくりを推進します。
- 国や県などの関係機関との連携を強化し、複雑化・多様化する消費者被害に対して、迅速かつ適切な対応ができる体制を構築します。

② 犯罪被害者らへの支援

- 犯罪被害者やその家族に対し、常陸大宮市犯罪被害者等支援条例に基づき、見舞金の支給や日常生活の支援など、平穏な生活を取り戻すために必要な各種支援を総合的に実施します。

③ 空き家対策

- 特定空き家などに対する効果的な取組を推進するために、市内の組織体制を整備するとともに、関係機関や地域・住民団体との連携を強化します。
- 定期的な実態調査や各種団体・市民からの情報提供をもとに、空き家などの実態把握に努めるとともに、情報の一元化や共有化を推進します。
- 空き家が周囲の生活環境に及ぼす影響などについて、市広報紙などを通じて市民や所有者に周知することで、特定空き家などの発生抑制に努めるとともに、所有者に空き家の適切な管理を促します。
- 空き家バンク制度の活用や空き家等解体費補助制度の活用により、空き家・空き家跡地の利活用・流通を促進するとともに、住宅診断の推進により、消費者が安心して中古住宅を購入できる環境を整備します。

関連計画

・常陸大宮市空き家等対策計画（令和元年度～令和 5 年度）

基本計画 大綱 4

みんなでつくる協働のまち (自治・交流・連携)

政策1

市民の多様な活動を推進するまちづくり

- 一人ひとりの個性を生かしながら地域コミュニティの充実や市民活動の活発化を図り、市民と行政との協働のまちづくりを推進します。また、友好都市などとの交流や国際交流を通して、地域の活性化を図るとともに、多文化共生の視点に立った環境づくりを推進します。

施策1

地域コミュニティ活動の充実

施策2

市民と行政による協働の推進

施策3

友好都市交流・地域間交流の推進

施策4

国際化への対応

施策5

公平な社会づくりの推進



政策2**戦略的な視点に立った持続可能なまちづくり**

- 質の高い行政サービスの提供に努めながら、効率的・効果的な行財政改革により、将来を展望した戦略的な視点による持続可能な行政経営を推進します。また、今後さらなる市の発展に向け、自治体間や大学・企業などの多様な主体と連携を図り、相互の発展につながる取組を推進します。

施策6**効率的・効果的な行政経営の推進****施策7****多角的な連携の推進**

施策1

地域コミュニティ活動の充実

基本
方針

- 特色と活力ある地域づくりを進めるため、市民が自らの意思で地域づくりに取り組むことができるように、その推進母体となる自治組織の育成と支援を行うとともに、様々な地域コミュニティ活動を通して市民同士のつながりや地域の一体感の醸成が図られ、地域力の一層の伸展につながるよう支援します。

現状

- 本市では、それぞれの地区において、様々な分野において自主的な活動が行われてきましたが、近年、区や班への未加入者の増加や人口減少・過疎化の進展により、一部の区や班においては、組織が弱体化し、地域活動が困難になっています。
- 地域コミュニティ活動の維持・活性化に向けて、集落支援員を配置しているほか、地域おこし協力隊などの外部人材を活用し、地域資源の発見や活用、定住などを図っています。

課題

- 市民一人ひとりが、地域における学習や対話を通じて、地域社会の多種多様な課題を認識するとともに、市民自身が地域社会を支え、地域社会から恩恵を受けているという当事者意識を持つことが必要です。地域づくりは、外部から画一的な取組を押しつけることなく、市民が合意形成に向けて話し合いを繰り返し、自らの意思で立ち上がるというプロセスが重要です。
- 地域コミュニティが衰退すると、地域の特色や文化が失われたり、災害時に対応する機能が失われたりするなどの問題が引き起こされる恐れがあり、地域コミュニティの機能の強化が重要で、そのための具体的な方策を検討していくことが必要となります。
- 市としては、地域づくりのための情報提供を行い、市民の自治意識の高揚を図っていくとともに、地域の様々なコミュニティ活動の活性化や班への加入促進、活動の拠点となる施設の充実などを図っていくことが必要です。

施策の
方向と
主な取組

- ① 自治組織の育成と支援
- ② コミュニティ活動の活性化
- ③ 庁舎・公民館などの利活用

① 自治組織の育成と支援

- 市民の自治意識の高揚を図るとともに、地域を支える区や班の課題を整理し、これらのあり方について検討を行いながら、多様な主体との協働により自治組織の育成と支援に努めます。
- 地域活性化支援交付金の交付や、区長などが他の自治体のコミュニティ運営を学ぶ機会を提供するなど、地域コミュニティ活動を支援します。
- 区長会との意見交換会などを通して、地域づくりや市政への反映に努めます。

② コミュニティ活動の活性化

- 集落支援員や地域おこし協力隊と連携し、元気な地域コミュニティづくりを推進します。
- 市民参加の祭りやイベントなどについて、新型コロナウイルス感染症などの影響を考慮しながら、今後の開催方法や新たなイベントの実施などを検討し、身近な地域コミュニティ活動の充実を図ります。
- 研修会などの実施により、地域の主体的な活動を支えるリーダーづくりを推進します。
- 多様な地域コミュニティ活動を支えるボランティアや各種団体・NPOなどと連携を図りながら、地域コミュニティの推進体制づくりに努めます。
- 地区集会所の建設や修繕に対する補助を行い、地域コミュニティ活動の拠点としての機能を高めます。
- 住民・地域・行政・外部専門人材などが連携して地域の重要プロジェクトに取り組めるように、関係者間を橋渡ししながらプロジェクトをマネジメントする人材である「地域プロジェクトマネージャー」の任用を検討します。



③ 庁舎・公民館などの利活用

- 各支所を支所・公民館などの複合的な機能を持った地域センターとして整備し、地域行政の総括的役割や地域コミュニティ活動の拠点、災害時には避難所などの役割を担う防災拠点として活用を図ります。

施策2

市民と行政による協働の推進



基本方針

- 将来にわたってまちを持続・発展させるための新しい仕組みとして、行政だけでは解決できない課題に対して、市民や市民団体、企業など多様な主体と行政が、お互いの特性を正しく認識し、尊重しながら、対等な立場のもとで協働しながらまちづくりを推進します。

現状

- 本市では、平成27年12月に策定した「常陸大宮市市民協働のまちづくり指針」で市民協働によるまちづくりの方向性を示しました。また、平成30年3月には「常陸大宮市市民協働のまちづくり基本計画」及び「常陸大宮市地域創生まちづくり指針」を策定し、市民協働のまちづくり指針の目標及び「常陸大宮市総合計画」の将来像の実現に向け、協働のまちづくりを進めるための体制を整備し、総合計画や市民協働のまちづくり指針で掲げた施策を進めています。

課題

- 市民協働のまちづくり指針では、本市の地域課題を①高齢化、②過疎化、③地域活動、④子育て、⑤防災・減災、⑥海外出身者（多文化共生）の6つのテーマに分類しています。これらの地域課題は、市民と行政が手を取り合いながら一緒に解決していく必要があります。行政だけでなく、市民目線の柔軟な公共サービスを市民も一緒になって提供する協働がこれまで以上に求められています。

施策の
方向と
主な取組

- ① 協働のしくみと体制づくり
- ② 市民参加機会の拡充
- ③ まちづくり活動の支援

① 協働のしくみと体制づくり

- 市民団体などによる委員会を設置し、基本計画の進捗状況の確認や、市民協働事業の審査などを行うことで、市民団体などが協働事業の実施に関与するとともに、自らが責任をもって協働事業を推進するための体制の構築を進めます。
- 市民協働を推進するため、市役所各課の協働事業実施体制の構築を推進します。

② 市民参加機会の拡充

- 協働の取組や市民団体などの活動情報を、ホームページなどの情報媒体を活用するなどして広く市民に発信し、情報の共有や市民参加意識の啓発に努めます。
- 行政や地域が抱える課題について、市民と行政が協働して解決する仕組みである市民協働のまちづくり提案制度を活用し、市民団体などと行政による協働事業を実施します。

③ まちづくり活動の支援

- 様々な分野の市民団体などの活動を促進するため、ひたまる先生会や市民協働のまちづくり提案制度を活用し、市民を対象とした協働の担い手となる人材の育成・支援を幅広く進めます。
- 市民団体などの活動を広げるとともに、市民団体間の交流や連携を深め、市民団体などによる自主的な活動を促進します。
- 人や情報が集積し市民団体などの活動をサポートする拠点の設置を進めます。



関連計画

- ・ 常陸大宮市市民協働のまちづくり指針（平成 27 年度策定）
- ・ 常陸大宮市市民協働のまちづくり基本計画（平成 30 年度～令和 4 年度）
- ・ 常陸大宮市地域創生まちづくり指針（平成 29 年度策定）

施策3

友好都市交流・地域間交流の推進



基本方針

- 友好都市である秋田県大館市及び宮城県蔵王町との友好都市交流事業を積極的に推進するとともに、本市の特性を生かし、県内外の都市との様々な分野における地域間交流を進め、交流人口の拡大を図り、地域の活性化を推進します。

現状

- 本市は、豊かな自然環境などの地域資源を生かして、東京都豊島区や日野市とイベントなどを通じた交流を進めてきました。
- 平成27年10月には秋田県大館市と歴史的な縁をもとに友好都市協定を締結し、産業祭などでの相互交流や子ども同士の交流、教員などの研修交流を実施しています。また、令和3年2月には宮城県蔵王町と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるパラオ共和国のホストタウンとして、相互に連携してきた縁をもとに友好都市協定を締結しました。

課題

- 今後は、これまでの取組をさらに発展させ、地域資源を最大限活用し、ふれあいを主体とした新たな交流の展開を図って交流人口を拡大し、地域のさらなる活性化に向けて取り組んでいくことが必要です。また、他の都市との交流は、地元の農産物や工芸品などの特産品の需要拡大といった効果が図られることから、交流・誘客の総合的な取組を行い、相互発展につなげていくことが必要です。

施策の
方向と
主な取組

- ① 交流基盤の整備と交流資源の発掘
- ② 交流・誘客の促進と情報発信の推進

① 交流基盤の整備と交流資源の発掘

- 「オカリナーの森」や「道の駅」など交流拠点となる観光・レクリエーション施設の充実を図るとともに、農家民泊や教育旅行などの体験型交流の受入体制の充実を図ります。
- 農産物や工芸品などの特産品の既存資源の磨き上げに取り組むほか、新たな交流資源の発掘に取り組みます。



② 交流・誘客の促進と情報発信の推進

- 友好都市の秋田県大館市及び宮城県蔵王町とは、産業や観光、文化、教育、防災に関する協定の内容の具体化や、人的交流をはじめ教育・歴史・文化・観光・産業など多面的な交流や連携を継続的に推進するなど、交流を通して地域の活性化を図ります。
- 本市の特性を生かした自然体験やイベント、子どもたちのスポーツ交流などを通して、東京都豊島区や日野市との継続的な交流を推進し、交流を通して地域の活性化を図ります。
- 本市ならではの農産物や特産品、体験型メニューなどを充実させ、これらを積極的に情報発信し、誘客を促進します。
- SNSの活用やふるさと応援寄附、観光物産イベントや県のアンテナショップなど、多様な媒体・機会を活用し、誘客・交流につながる効果的な情報発信の推進を図ります。



施策4

国際化への対応

基本
方針

- 市民主体の国際交流をより推進し、互いの文化を理解・尊重し合い、多文化共生視点に立った環境づくりを進め、すべての市民が安心して暮らせる国際化に対応したまちづくりを進めます。
- 園児・児童生徒へ一貫した外国語教育や国際理解教育などの推進を図り、国際的な視野を持った国際感覚あふれる人材の育成に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症により対面での活動が制限される中、ICTを活用したオンライン教育などの新しいコミュニケーションツールの導入を進めます。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において、「ホストタウン」として交流と友好関係を築いてきた「パラオ共和国」との交流を継承します。

現状

- 交通・情報通信網の飛躍的な発達により様々な分野でのグローバル化が進み、本市においても多くの海外出身者が定住しており、国際化が進んでいます。
- 国際性豊かで広い視野を持った人材の育成を図るため、一貫した外国語教育の実施、海外研修やホームステイの受け入れ、常陸大宮市国際交流協会への支援などの各種事業を進めてきましたが、これらは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動が制限されている状況です。
- 国では、外国人住民の増加・多国籍化、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年度に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、ICTを活用した行政・生活情報の多言語化、外国人住民との連携・協働による地域活性化を推進しています。

課題

- 市内在住の海外出身者も地域社会の一員として、日本人と同様に、安心して生活できるような環境整備を行うなど、多文化共生のまちづくりが求められています。
- 市民の国際感覚の醸成や多文化交流など、国際理解や国際交流の推進に向けた取組をさらに進める必要があります。
- コロナ禍においてオンライン教育のメリットが再認識されたことから、場所の制限を受けないオンラインツールなどを活用した国際交流を進めます。

施策の
方向と
主な取組

- ① 国際感覚を持つ人材の育成
- ② 国際交流の推進
- ③ 国際化に対応した基盤づくりの推進

① 国際感覚を持つ人材の育成

- 国際感覚を持つ人材を育成するため、幼稚園、小・中学校における一貫した外国語教育を引き続き進めるとともに、自国文化や異文化の理解を深める指導の充実を図ります。
- 語学力の向上や国際相互理解、国際的な視野を持った豊かな人材を育成するため、中学生海外研修を引き続き推進します。

② 国際交流の推進

- 常陸大宮市国際交流協会などが催す交流イベントなどの活動を支援し、相互に連携して海外出身者と市民との交流機会を広げます。
- 留学生などの受け入れは新型コロナウイルス感染症の影響で制限されていますが、引き続き関係機関と連携し、ICTを活用した新しいコミュニケーションツールを用いた方法など、再開するための方策を検討します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンとして友好関係を深化させてきたパラオ共和国との交流を継続することで、相互文化の理解を深めます。



③ 国際化に対応した基盤づくりの推進

- 民族や人種による差別や偏見をなくし、互いの文化を理解・尊重し合える啓発活動の推進を図り、多文化共生の環境づくりを進めます。
- 海外出身者が住みやすい国際化に対応したまちとして、多言語による情報提供の充実を図るなど、ICTなどを活用しながら海外出身者に対する各種行政サービス・相談体制づくりを推進します。

施策5

公平な社会づくりの推進

基本
方針

- 人権尊重の理念の普及と人権意識の醸成を図るとともに、学校教育や社会教育などを通して、人権教育・人権啓発を推進します。
- 「一人ひとりが輝く」「自分らしく生きる」ことを実現するためのアプローチとして、無意識の思い込みに気づくこと、多様な生き方を理解し寄り添うことに焦点をあて、「気づこう共に 寄り添おう共に ～誰にでもやさしいまち 常陸大宮～」を掲げて男女共同参画の取組を推進します。

現状

- DV（ドメスティック・バイオレンス）や、職場などでのセクハラ、学校でのいじめなど、様々な人権侵害が起きています。人権の世紀といわれる 21 世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指し、家庭・学校・職場・地域社会など様々な場面で「人権とは何か」を考え、豊かな人権意識を育て、周囲への思いやりをもった行動ができるように取組を推進しています。
- 本市は、性別にとらわれず、自分らしく生きることを基本としたまちづくりを目指して男女共同参画を推進してきました。令和3年3月に「第3次常陸大宮市男女共同参画計画」を策定し、時代の変化などに対応し、無意識の思い込みによる差別の撲滅など、様々な視点から男女共同参画社会を捉えて総合的に施策を推進しています。

課題

- 今後とも、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが活躍できる公平な社会づくりに向けて、人権教育・人権啓発のさらなる推進や、人それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていくことが必要です。
- 政策意思決定に女性があまり参加できていない、男女間の賃金に差がある、育児や家事に男性があまり参加していないなど、多くの問題があり、男女共同参画社会の実現は未だ道半ばにあり、男女共同参画を進めていくことが必要です。

施策の
方向と
主な取組

- ① 人権教育・人権啓発の推進
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大
- ③ 安全・安心な暮らしの実現
- ④ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

① 人権教育・人権啓発の推進

- 学校教育や社会教育，家庭教育などを通じて，幼児から高齢者まで，それぞれの段階に応じた人権教育や人権尊重の意識を高める学習や研修を推進します。
- 人権週間などにあわせて啓発活動や街頭キャンペーンを行い，人権啓発を推進します。
- 人権擁護関係機関との連携を図りながら，相談・推進体制の確立に努めるとともに，総合的に人権施策を推進します。

② あらゆる分野における女性の参画拡大

- 政策・方針決定過程に積極的に女性を登用し，性別にとらわれることのない人材活用を進め，女性の職域の拡大や意識改革を推進します。
- 男女が仕事と家庭生活を両立できるように支援の充実を図り，男女の均等な雇用機会や待遇の確保を促進し，働く女性の活躍推進を支援します。
- 「女性が活躍できる地域社会の構築」を目指し，地域活動への女性の参画を進め，女性リーダーの育成に努めます。

③ 安全・安心な暮らしの実現

- DV，各種ハラスメント，児童虐待などの未然防止の取組を進め，男女間におけるあらゆる暴力の根絶を図ります。
- 生活が困難な状況にある人や高齢者・障がい者・外国人などへの支援と相談体制の強化を図り，多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けた取組を推進します。
- 市民のライフステージに合わせた健康づくりやメンタルヘルス，保健指導を推進します。

④ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 男女共同参画の視点に立ち，不公平な慣行の見直しと市民意識の改革を促進します。
- SDGs（持続可能な開発目標）やジェンダーギャップなど，国際的な動向の情報や国際交流の場を提供します。
- 学校教育や生涯学習を通じた男女共同参画教育の機会を促進します。

関連計画

・第3次常陸大宮市男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度）

施策6

効率的・効果的な行政経営の推進

基本
方針

- 少子高齢化など社会環境の変化によって、財政や人材などの行政資源が限られていく中で、市民ニーズはますます多様化・複雑化しています。こうした状況においても、行政サービスを低下させることなく多様な市民ニーズに対応していくために、計画的かつ継続的に行財政改革を行い、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供することのできる行政経営を推進します。

現状

- 地方分権の進展に伴い、国や県からの権限移譲が進む中、昨今の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では、ポストコロナ時代における新たな日常の実現のために次世代型行政サービスの推進、新しい働き方・暮らし方、変化を加速するための制度・慣行の見直しなど、新たな取組が求められています。本市では、「第4次常陸大宮市行財政改革大綱」を策定し、市民の視点に立った行政サービスをさらに向上させ、効率的・効果的な事務事業の執行を図っています。

課題

- 少子高齢化の進行に伴い、今後も人口減少の傾向は続く見込まれ、市民サービスを維持するためには、将来を見据えた行財政改革が必要です。さらに、新型コロナウイルス感染症により社会情勢が大きく変化している中で、様々な行政課題に対処していくためには、限られた予算・人材を有効に活用するとともに、ICTを積極的に活用していく必要があります。
- 本市の公共施設は合併前に整備されたものが大部分であり、今後、これらの老朽化への対応は、財政負担の軽減・平準化を念頭に、長期的な視点に立って、更新・長寿命化などを計画的に行い、最適な配置を実現することが重要になります。

施策の
方向と
主な取組

- ① 人材育成と職場環境の向上
- ② 持続可能な財政基盤の確立
- ③ 市民サービスの向上と業務の効率化・適正化
- ④ 情報発信の強化

① 人材育成と職場環境の向上

- 本市の発展に不可欠な人材を確保するため、情報媒体などを利用し広く周知・案内を行い、多様な人材を確保します。
- 常陸大宮市人材育成基本方針に基づき、職員の育成やスキルアップを図ります。
- 意欲をもって仕事に取り組んでいる女性職員が能力を最大限発揮できるように、能力向上のための支援やジョブローテーションを実施し、女性の登用に努め、女性が躍進できる環境づくりに取り組みます。
- 職員がいきいきと働くことができるように、メンタルヘルス対策の強化やワークライフバランスを推進して職場環境の向上を図るとともに、働き方改革を推進するため、テレワーク制度の導入を検討します。



②

持続可能な財政基盤の確立

- 将来にわたって安定的な財政基盤を維持するため、税収などの収納率向上、ふるさと納税や企業版ふるさと納税などの活用による歳入の充実、国・県などの補助金の積極的な活用など、歳入の確保・強化に努め、持続可能な財政運営を推進します。
- 公共施設の老朽化が進む中、民間事業者の能力・資金などを活用し、施設運営の効率化を図るため、PPP／PFIなどの導入を検討し、経費の節減・合理化の促進を図ります。
- 公共施設は、「常陸大宮市公共施設等総合管理計画」に基づいて、計画的かつ効率的な管理・運用を推進して総資産量の最適化と長寿命化を図るとともに、施設の情報を総合的に管理し、計画的かつ効率的な保全などを行うための公共施設マネジメントシステムの構築を検討します。
- 廃校などの未利用財産については、有効活用を十分検討するとともに、利用予定のない資産の処分や指定管理の委託方法のあり方の見直しを行います。



③

市民サービスの向上と業務の効率化・適正化

- 電子自治体の推進については、マイナンバーカードの活用、電子申請・届出システムの導入により、市民サービスの向上に取り組めます。申請方法、添付書類等については、ICTの効果的な活用により、市民の利便性の向上や事務処理の効率化を図ります。
- 総合的な執行体制を確立するために、プロジェクト制を活用し、効果的に事務事業を推進します。繁忙期は横断的な応援体制を推進することで効率的な業務執行体制を確保し、簡素で機能的な組織を構築します。
- 円滑な事務事業の推進については、執務環境の改善、事業の選択と集中、業務プロセスの見直し、ICTを活用し業務の効率化などに取り組めます。WEB会議システムを活用し、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に向けた業務体制を構築するとともに、タブレット端末などによるペーパーレス会議を推進し、紙資料の削減と会議運営の効率化に取り組めます。
- 出資団体の事業運営については、経営評価を行うなど総合的な視点から指導・調整を行い、経営の健全化を図ります。

④ 情報発信の強化

- 多様化する市民ニーズに対応するため、従来の紙媒体による行政情報の提供に加え、市ホームページなどの電子媒体による情報提供を引き続き行っていくとともに、市の行政情報アプリ「ひたまるアプリ」や各種 SNS を活用した積極的な情報提供を推進します。
- 定住プロモーションや観光プロモーションとの適合を図りながら、シティプロモーションを推進します。



関連計画

- ・ 第4次常陸大宮市行財政改革大綱（令和3年度～令和7年度）
- ・ 常陸大宮市公共施設等総合管理計画（平成29年度～令和28年度）

施策7

多角的な連携の推進

基本
方針

- 新型コロナウイルス感染症のパンデミックがもたらすニューノーマルの中で、市域を超えた共通課題や相互発展につながる施策を効果的に推進するため、自治体間の相互連携を推進するとともに、専門的知識や技術を有する大学や企業などとの連携による先進的な事業の取組を推進します。

現状

- 本市では、防災や消防救急、災害などに対応するための広域的な連携に取り組んでいるほか、友好都市交流や地域間交流などを通して、特産品開発や地域ブランドの確立に向けた継続的な支援と体制づくりを推進しています。また、茨城大学や筑波銀行などとの連携によるまちづくりを進めています。

課題

- 新型コロナウイルス感染症のパンデミックがもたらすニューノーマルの中で、近隣・遠隔地を問わず、広域的な連携により、地域資源の強みと弱みを相互に補完するなど、自治体間の連携を推進していく必要があります。また、大学や企業などが有する専門的知識や技術などを有効に活用し、市民の生活に寄与する効率的・効果的な事業を推進することが求められています。

① 広域連携の推進

② 産学官連携の推進

① 広域連携の推進

- 関係自治体や近隣地域の自治体との交流を進め、様々な分野での相互連携を図り、効率的・効果的な広域連携を推進します。
- 国や県などの動向や本市との関係性を踏まえ、新たな連携や交流について、調査・研究を進めます。



② 産学官連携の推進

- 大学が有する専門的知識や知的資源，企業などが有する技術や経営戦略などを有効に活用し，地域課題の解決や地域の活性化，地域産業の発展に向けた先進的な取組を進めるため，大学や企業などとの連携を推進します。
- 担い手や参加者が固定化せず，あらゆる人が幅広く関われるような連携・取組を推進します。



基本計画 大綱 5

魅力ある資源を生かした 活力と誇りあふれるまち (産業・観光)

政策1

誇りあふれる新たな産業を創出するまちづくり

- 本市の魅力ある地域資源を最大限活用し、新たな「ものづくり」と「しごとづくり」を創出し、暮らしを支える活力と力強い産業づくりを推進します。

施策1

誇れるものづくりの推進

施策2

新たな産業の誘致・育成



政策2**交流とにぎわいを創出する魅力あるまちづくり**

- 暮らしやまちに、交流とにぎわいを創出する観光や商業の振興を図り、「出会いとふれあい」の価値観をもとに、人々の行き交うまちづくりを推進します。

施策3**魅力ある観光の振興****施策4****にぎわいのある商業の振興****政策3****活力ある農林業等の推進によるまちづくり**

- 本市の基幹産業である農林業の振興を図り、安全・安心な農産物などを供給する産地づくりと、産地や地域を支える意欲ある担い手づくりを推進します。

施策5**活力ある農業の振興****施策6****地域の特色を生かした林業の振興**

施策1

誇れるものづくりの推進

基本
方針

- 生産者向けの具体的な支援を講じながら、本市の魅力ある資源を活用した特産品の開発や生産・加工・流通を一体的に展開する地域の6次産業化、農商工連携の促進を図ることで、新たなものづくり、しごとづくりを推進します。
- 本市において生産・加工された製品などの付加価値を向上させるため、常陸大宮ブランドを構築し、市内製品の販売促進と市のイメージアップを図ることで、市民が愛着を持ち、「常陸大宮らしさ」のある、誇れるものづくりを推進します。

現状

- 地域資源を活用した新たな産業の創出に向けた取組を進めるとともに、道の駅常陸大宮～かわプラザ～などを拠点としながら特産品などの開発・販売促進に努めています。
- 市内で生産された優れた農林水産物や加工品などに対し、市が特産品として認証を行う『常陸大宮さん』認証制度を創設し、地域ブランド化を推進してきました。

課題

- 国内のマーケットが人口減少により縮小する中で、付加価値を高める6次産業化やブランド化を図り、生産拡大や販路拡大を支援するなど、地域産業の活性化につながる、新たな産業の創出が求められています。
- 6次産業化の推進と同時に、本市の事業者に合わせて、生産、加工、販売の各段階でそれぞれの強みを発揮できる農商工連携の推進についても検討する必要があります。

施策の 方向と 主な取組

- ① 産業の複合化の推進
- ② 常陸大宮ブランドの構築
- ③ イメージアップと販売の促進

① 産業の複合化の推進

- 農林業や商業、工業などとの連携・複合化による新たな特産品づくりや産業づくりを促進します。
- 県や JA、6 次産業化サポートセンターなどの関係機関と連携し、意欲ある直売出荷農家や各種団体などを対象とした生産拡大に向けた企画や研修会などの取組を支援します。
- 地域資源を活用した特産品づくりを進めるため、農産物などの加工・販売施設の整備を促進し、産業の複合化に向けた取組を支援します。



② 常陸大宮ブランドの構築

- 市内で生産される優れた農林水産物や加工品などの生産拡大・販売促進の取組を推進するため、常陸大宮市特産品の『常陸大宮さん』認証制度を推進するとともに、認証されることによる効果や恩恵を事業者に的確に伝え、生産者の取組を促進します。
- 本市の魅力ある地域資源や特性を再認識し、地域の新たな個性として農林水産物を基調とした常陸大宮ブランドを創出するとともに、市内外への積極的なプロモーション活動を展開します。



③ イメージアップと販売の促進

- 道の駅や直売所、観光・温泉温浴施設などを拠点とし、さらには市内外でのイベントなどでの PR 活動を展開するなかで、常陸大宮市特産品認証商品などの販売促進を通じて、市のイメージアップを図ります。
- マーケットの多様化などに伴い、県や企業、日本貿易振興機構（ジェトロ）などと連携を図り、国内および諸外国も視野に入れて各種商談会などにも参加するなど、さらなる需要を開拓していくための地域産業の生産拡大と販路拡大の取組を支援します。
- 市のホームページや SNS などを積極的に活用しながら、効果的に「常陸大宮らしさ」を発信していくブランド戦略を推進します。
- 販売促進事業とともに、「常陸大宮らしさ」が溢れる魅力ある商品開発を推進します。

施策2

新たな産業の誘致・育成

基本
方針

- 各種情報の提供など起業者を支援する体制の充実を図りながら、意欲ある個人・団体の起業を積極的に支援し、誇りのある産業の創出や新たな産業構造の確立を目指します。
- 本市の立地特性を生かし、工業団地への企業誘致の推進や新たな工業団地の整備を検討するとともに、既存企業や優良な人材の流出を防ぐため、経営の安定化や育成を支援し、地域とともに歩む活力ある産業の振興を図ります。

現状

- 近年の産業を取り巻く環境は、経済のグローバル化などを背景に、長らく事業所数や従業員数、製造品出荷額などの減少傾向が続いています。雇用情勢についても、アルバイトやパート、派遣労働者といった非正規雇用の増加が進むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、厳しい状況が続いています。
- 本市では、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定を受け、商工会などと連携して起業に向けた支援を進めています。
- 地域の雇用の場として、水戸北部中核工業団地及び宮の郷工業団地に積極的に企業誘致を進めた結果、新たな企業を誘致するための敷地が不足しています。

課題

- 地域経済の活性化や就労機会を今後も創出するため、より戦略的な企業誘致を進めるとともに、既存事業所や創業者の流出を防止し、さらなる振興・育成を図っていく必要があります。
- 社会経済環境の変化にも耐えることができる、付加価値生産性の高い産業構造を構築するため、本市ならではの地域資源や特性を生かした新たな産業などの創出を目指す意欲ある起業者らに対し、積極的な支援・定住の促進を行う必要があります。
- 創業したものの、事業の継続が難しい事業者のために、創業後も継続して支援していく必要があります。
- さらなる企業誘致のためには、新たな工業団地の整備について検討する必要があります。

施策の
方向と
主な取組

- ① 起業支援体制の充実
- ② 持続的な企業誘致と誘致企業の定着推進
- ③ 企業活性化の支援
- ④ 就労対策の推進

① 起業支援体制の充実

- 創業に関するセミナーを開催するほか、広報やリーフレット、ホームページなどを通じて起業のための各種情報提供を積極的に進めます。
- 起業希望者のニーズに応じた支援体制を整備するとともに、起業希望者のためのワンストップ相談窓口を設置し、金融機関・商工会・県内大学などとの連携により、サポートの充実を図ります。
- 地域の資源や環境を生かした新たな分野での事業の展開を促進します。
- 国や県などが行う、起業希望者を対象とした起業活動に必要な研修会の開催や資金調達などの取組を支援し、起業育成やベンチャー企業などの創出を支援します。
- 起業後・創業後も引き続き支援を行い、事業の継続をサポートします。

② 持続的な企業誘致と誘致企業の定着推進

- 市内の工業団地に空きがないため、新たな工業団地の候補となる用地の調査を実施します。
- 税制免除や立地奨励金などの優遇措置による立地優位性を生かし、県などとの連携を図りながら企業誘致や誘致企業の定着を推進します。
- 本市に立地する企業の事業環境の向上を図るため、各種基盤や水の供給といったインフラ整備などの充実を図るとともに、県など一体になって継続的なフォローアップを行い、立地企業のニーズ把握ときめ細かな対応に努めます。

③ 企業活性化の支援

- 企業の経営安定化に向け、関係機関と連携し各種融資制度など支援を図ります。
- 異業種交流・同業種交流を促進し、企業の活性化を支援します。
- 県や商工会などの支援機関・専門家との連携による相談体制の充実など、企業の課題解決に向けた取組を支援します。

④ 就労対策の推進

- 就労を希望する高校生や女性、障がい者、高齢者など、多様な人々の就労機会の拡大を図るため、ハローワークや事業所、市内の教育機関などとの連絡体制を確立し、職業能力学校の紹介や地元企業への啓発活動を進めます。
- 勤労者福祉の増進と安定した労使関係の形成を促進するため、ハローワークや県などが行う労働福祉団体などに対する支援や労働者に対する労働相談などの取組を支援します。

施策3

魅力ある観光の振興

基本
方針

- 「人と人がつながり よろこび交わる 常陸大宮」をキャッチフレーズとして、本市を好きになって、何度も訪れてくれるリピーターやファンづくりを進めることが本市にあった観光振興であると考えます。
- 横のつながり、観光人材の発掘・育成、観光情報の集約と発行力の強化、地域資源を活用した観光商品の拡充と観光基盤の整備による観光機能の強化を図ります。

現状

- 自然とのふれあいや体験・交流を基本とした観光の振興を図ってきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、観光客数は感染拡大前の水準まで戻っていません。
- 道の駅常陸大宮～かわプラザ～を活用し、市の魅力や情報を積極的に発信しています。

課題

- 地域ごとに観光資源や市民の考え方が様々であり、市に魅力がないと感じる市民が一定数いることから、観光振興を進めるためには市民意識の醸成が必要です。
- 多様な宿泊形態に対応できる施設が少ないこと、案内板などがなく、市内周遊につながらないことなど、地域資源の整備が必要です。
- ふらっと訪れる観光客が、情報を得られないため市内周遊につながらなかったり、事業者の体制が十分でないため観光客を受け入れられないことなどがあり、受け入れ体制の整備が必要です。
- 外国人をはじめ多様な人を受け入れられる体制や、色々なアイデアや取組を実現できるような体制を構築することが必要です。

施策の
方向と
主な取組

- ① 観光資源の連携強化
- ② 観光の担い手育成
- ③ 観光プロモーションの充実
- ④ 体験型ツーリズムの充実
- ⑤ 伝統を生かした観光づくり

① 観光資源の連携強化

- 市内に点在する観光資源をつなぎ、観光客に長く滞在してもらうためのコンテンツの開発を支援します。
- 地域活性化の活動をしている多くの人や団体、事業者間の連携を強め、市内の観光資源の組み合わせにより新たな観光資源の開発に関する活動を支援します。



② 観光の担い手育成

- 市民や観光業従事者など、観光をはじめ地域活性化に寄与する人材の育成を進めます。
- 本市と事業者との連携により、市全体で観光の担い手を育てる体制や仕組みづくりを行います。
- 観光振興を図るために、本市で暮らす誰もが地域を誇りに感じて、発信することができる意識づくり、郷土愛の醸成を進めます。

③ 観光プロモーションの充実

- SNS を利用したリアルタイムの観光情報の発信をはじめ、情報を受け取るターゲットを想定した「伝わる」プロモーションを展開します。
- 集客力のある近隣観光地への来訪者に対して、本市へも足を運んでもらえるように、広域で連携した観光商品の展開やプロモーションを進めます。



④ 体験型ツーリズムの充実

- 本市への移住や定住までも想像ができるような里山体験をはじめ、農業体験、市の地域資源を生かした体験をキーワードに、来訪者とその受け入れ側、さらに市民を巻き込んで、ゆっくり・じっくりとした時間を暮らしの中で体験する滞在型ツーリズムの提供を進めます。



⑤ 伝統を生かした観光づくり

- 古くから受け継いできた歴史や文化、伝統を生かしつつ、若い人材の確保による新たな価値観の融合で、本市だからこそ体験できる四季や自然、里山、食などを観光商品として確立します。
- 本市在住ではない方に対して、本市のことを考え、関わり続けてくれる「ファン（関係人口）」となってもらう取組を推進します。



関連計画

・常陸大宮市観光振興基本計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

施策4

にぎわいのある商業の振興

基本
方針

- 多様化する消費者ニーズに対応し、利便性や利用価値のある商業環境の形成を進め、魅力とにぎわいのある、地域に密着した身近な商業の振興を図ります。
- 商店街・商工会・市民・行政が連携した様々な取組を推進し、にぎわいを創出することで地域商業の活性化を図ります。

現状

- 本市と常陸大宮市商工会が連携し、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、市内の商店などで使用できる「常陸大宮市プレミアム付商品券」を発行し、市内の消費拡大と地域経済の活性化を図っています。
- 市民には商業施設の充実が求められており、市民のニーズに沿った商業の振興を図る必要があります。
- 市内商店街などにおけるイベント開催などを支援する一方で、既存商店街では空洞化が進み、空き店舗が増加しているため、それらの利活用策を検討しています。
- インターネットショッピングの普及などにより、消費者ニーズや購買手法が多様化している中、今後、さらなる消費人口の減少や後継者不足などにより、商店の撤退や買い物弱者の発生が課題となっています。

課題

- 商工会の充実・強化を進め、商業経営者の連携や育成を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る支援などを行い、経営の安定化を図る必要があります。
- 大型店と既存商店との適正な機能分担を考慮しながら、連携やイベントなどを通じ、商工会を中心に市民や行政などが一体となって、地域商業の活性化を図る必要があります。
- 多様化・高度化する消費者ニーズに応えていくとともに、買い物弱者対策などの地域課題を解決する新たなサービスの創出や集客力のある魅力的な個店づくり、空き店舗の活用などにより、商業の活性化を図る必要があります。

施策の
方向と
主な取組

- ① 商店街の活性化と魅力づくりの支援
- ② 商工会との連携によるまちづくりの推進
- ③ 経営安定化に向けた企業経営の支援

① 商店街の活性化と魅力づくりの支援

- 常陸大宮駅の周辺整備と連携し、歩道や駐車場などの道路環境の改善を進め、利便性と魅力ある商業環境の整備を進めます。
- 商店街の空き店舗の活用を図り、商店街の空洞化の解消に努めます。
- 商店街全体の活性化や魅力の向上を図るため、消費者の購買や消費喚起に結び付くような積極的な取組を支援します。
- 買い物の利便性の向上を図るとともに、消費者ニーズや買い物弱者などの課題に対応する新たなサービスの創出や商品の提供に取り組む商業者を支援します。

② 商工会との連携によるまちづくりの推進

- 商工会の活動支援や強化を促進し、商業経営者間の連帯意識の向上を図りつつ、商業活動活性化のための環境づくりを進めます。
- 地域商業の活性化や商店街のにぎわいを創出するため、商工会を中心に市民や行政などが一体となってイベントなどに取り組みます。

③ 経営安定化に向けた企業経営の支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、または、その恐れがある市内の中小企業者に対して、支援制度を案内するために「新型コロナウイルス相談窓口」を設置し、経営の安定を支援します。
- 地元商店などの経営安定化を図るため、融資制度の効果的な利用を促進します。
- 商業者の抱える諸問題についての相談体制の強化とともに、次代の地域商業を担う若手経営者や地域リーダーを育成する各種研修会や交流会などを支援します。

施策5

活力ある農業の振興

基本
方針

- 農地の集約や農業生産基盤の整備を進め、耕作放棄地の解消を図るとともに、生産性の向上により、農業経営の安定化や意欲ある担い手の確保・育成に努めます。
- 環境にやさしい環境保全型農業などによる安全・安心で高品質な農畜産物の生産を推進し、本市ならではの新しい時代にふさわしい活力ある農業の振興に努めます。

現状

- 本市では、土地改良事業や各種補助事業を進め、農業生産基盤の充実を通じて安定した経営形態の確立に努めるとともに、新規就農者への支援や担い手の育成に努めています。が、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴い、耕作放棄地が拡大しています。
- 高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生や、放射性物質による汚染、食物アレルギー・遺伝子組換え食品の安全性の問題などにより、食の安全性に対する消費者の関心がより高まっています。

課題

- 耕作放棄地の解消に向け、農地の集約化や農業生産基盤の計画的な整備を図るとともに、農業を支える意欲ある担い手や新規就農者などの確保・育成を進める必要があります。
- 消費者の求める安全で質の高い農産物を安定的に供給するため、環境保全に配慮した農業の推進や家畜飼養管理、衛生管理の徹底、家畜伝染病の発生防止策の実施に取り組む必要があります。
- 農業機械が年々高騰しており、農業者の事業運営に影響を与えています。

施策の
方向と
主な取組

- ① 生産基盤の整備
- ② 農地の有効活用
- ③ 農業経営の支援と担い手の確保・育成
- ④ 特色ある農業の振興
- ⑤ 畜産の振興

① 生産基盤の整備

- 「常陸大宮市田園環境整備マスタープラン」などに基づき、地形的な特性や自然環境に配慮しながら農業生産基盤の整備を推進します。
- 常陸大宮市農業公社が実施する「農業機械・施設共同利用推進事業」を支援し、農業経営の効率化を図るために農業者の生産基盤の整備を進めます。

② 農地の有効活用

- 農業委員や農地利用最適化推進委員、常陸大宮市農業公社や農地中間管理機構などと連携し、農地の集積・集約化を推進するとともに、耕作放棄地の解消に取り組みます。



③

農業経営の支援と担い手の確保・育成

- 認定農業者などの確保・育成を図り、先進的農業に対応できる担い手の確保に努めます。
- 次世代を担う農業者となることを志向する方に対して、就農意欲の喚起や就農後の定着を図るために支援・指導をします。
- 就農や住宅など様々な支援の相談窓口についてはワンストップ化を目指し、また、関係機関と連携して営農指導体制の強化を図ります。



④

特色ある農業の振興

- 持続可能な社会への関心や消費者の食の安全への意識の高まりなどを踏まえ、環境への負荷が少ない農法で、安全で安心な自然本来の味を感じることができる、高付加価値な農産物を生産する有機農業を推進します。
- 市内に有機農業のモデル地区を設定し、農地の集積・集約化を図るとともに、そこで得られた優良事例や知見を生かしながら、有機農業の取組の拡大を図ります。
- 有機農業に関する研修会や研修受け入れ先の情報提供など、知識や技術の習得を支援するとともに、土壌診断などを通じた土づくりを推進する環境の整備など、技術的な支援の充実を図ります。
- 生産者と消費者が交流する機会や農業体験学習の場を設け、有機農業や食育などへの理解を深める取組を推進します。



⑤ 畜産の振興

- 安全性や品質，生産性の向上を目指し，畜産農家の経営基盤の強化を図ります。
- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ，豚熱（CSF）などの発生に対する防疫体制を強化するとともに，家畜防疫対策に取り組む畜産農家を支援します。



関連計画

- ・ 常陸大宮市田園環境整備マスタープラン（平成 25 年度策定）
- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 28 年度改定）
- ・ 常陸大宮農業振興地域整備計画書（平成 25 年度改訂）

施策6

地域の特色を生かした林業の振興

基本
方針

- 地域森林・林業の活性化を進め、本市の豊かな森林資源が循環し、環境と地域経済に寄与する循環型地域社会の実現に向けて、計画的な林道整備など森林施策を進めるとともに、林業・木材業者の育成を図ります。

現状

- 特用林産物である原木しいたけ（露地栽培）のうち、県が定める管理計画に基づき管理されるものについては、令和3年3月に一部出荷制限が解除されました。
- 林道などの基盤整備や高性能機械導入を進めるとともに、森林環境譲与税などを活用し、計画的な造林・間伐などを進め森林の保全に努めています。また、木質チップの製造施設を整備し、木質チップを燃料として利用する木質バイオマスボイラーを市内の温泉・温浴施設へ導入するなど、木質バイオマスの利活用を進め、未利用間伐材などの森林資源の有効利用を図ってきました。

課題

- 林業・木材産業の成長を図るため、林道などの基盤整備や造林・間伐などの森林整備の取組をさらに推進する必要があります。また、林業関係団体への支援や市産材の利用促進を図り、林業の一層の活性化に努める必要があります。
- 豊富な森林資源の有効利用を図り、カーボンニュートラルに寄与するように、木質バイオマスのさらなる利用促進を図る必要があります。また、原木しいたけなどの特用林産物や漆の生産振興・利用促進を図り、本市の特色ある林業の振興に努める必要があります。

施策の
方向と
主な取組

- ① 森林の保全・整備の推進
- ② 森林資源活用への推進
- ③ 特産林産物・市産材の活用への推進

① 森林の保全・整備の推進

- 林業関係団体への支援を推進し、森林の整備や林業従事者の確保と育成に努めます。
- 森林の持つ公益的機能を維持・強化するため、ドローンなどの先端技術を活用しながら、森林の間伐や造林の支援を進めます。
- 効率的な間伐をはじめ、林道や作業道の整備など森林施業の集約化や林業生産基盤の整備に取り組めます。

② 森林資源活用への推進

- 未利用間伐材の有効利用と地球温暖化対策のため、木質バイオマス利活用（木質バイオマスの燃料利用など）を促進し、豊富な森林資源の活用を推進します。
- 脱炭素社会の実現に資する取組のため、建築物などにおける木材の利用を促進します。
- 多様な機能を持つ森林への理解・関心を深めるため、様々な学習活動や観光・レクリエーション活動などを推進します。



③ 特産林産物・市産材の活用への推進

- 特産林産物（しいたけや漆など）の生産振興を図るため、生産団体への支援や利用促進のためのPR活動を行うとともに、特産品として安全・安心な特産林産物の流通を推進します。
- 公共施設などの整備において、市産材の利用に努めます。
- 「常陸大宮市木造住宅助成制度」を通じて、市産材を使用した住宅建設を促進します。



関連計画

- ・ 常陸大宮市バイオマスタウン構想（平成 20 年度策定）
- ・ 常陸大宮市森林整備計画（令和 元年度～令和 10 年度）
- ・ 常陸大宮市有公共建築物の木造化・木質化等の推進に関する指針（平成 23 年度策定）
- ・ 常陸大宮市地域新エネルギー重点ビジョン（平成 22 年度策定）

資料編

1 策定経過

2 審議会条例

3 審議会委員名簿

4 諮問書

5 答申書

6 用語解説

年月日	内容
令和2年 12月	まちづくりに対するアンケート調査 一般・17歳：令和2年12月3日～令和3年1月8日 14歳：令和2年12月下旬
令和3年 5月12日	第1回常陸大宮市総合計画推進会議
5月18日	第1回常陸大宮市総合計画審議会（諮問）
8月26日	第2回常陸大宮市総合計画推進会議
9月24日	第2回常陸大宮市総合計画審議会（書面開催）
10月28日	第3回常陸大宮市総合計画推進会議
11月15日	第3回常陸大宮市総合計画審議会
令和3年 12月10日 ～令和4年 1月11日	パブリックコメント
令和4年 1月17日	第4回常陸大宮市総合計画推進会議
1月24日	第4回常陸大宮市総合計画審議会 総合計画審議会（答申）
3月23日	令和4年第1回常陸大宮市議会定例会（議決）

昭和 44 年 3 月 17 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、常陸大宮市総合計画審議会(以下「審議会」という。)をおく。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、常陸大宮市総合計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議をする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 一般市民
- (4) 市の職員

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

◎会長 ○副会長

選出区分	氏名	所属等
市議会議員	小森 敬太郎	市議会議長
	黒部 博英	市議会副議長
学識経験者	◎馬渡 剛	茨城大学人文社会科学部社会科学科教授
	○川野 和彦	元県職員
	榎村 英子	元市職員
市民代表	梶山 登司	市区長会会長
	飯田 正博	市商工会会長
	菊池 和博	市観光協会会長
	細貝 政光	常陸農業協同組合大宮支店長
	角田 二雄	市森林組合組合長
	藤田 大樹	市 PTA 連絡協議会会長
	鈴木 幸子	市男女共同参画推進会議副会長
	石崎 育子	市ボランティア連絡協議会会長
	西村 和也	市まちづくりネットワーク加盟団体（フロイデ DAN）
	後藤 直美	聖愛保育園園長
	菊池 勝雄	市スポーツ協会理事長
	宇野 浩二	交通事業者（茨城交通株式会社大宮営業所所長）
	寺門 由紀	常陸大宮大使
	國安 恵子	市消防団女性分団分団長
	都竹 友美	農林畜産業関係者（つづく農園）
	秋山 裕子	魅力ある情報発信連絡協議会委員
	大曾根 祐子	駅周辺整備検討委員会委員
	岡崎 瞳	保育所・幼稚園保護者代表（大宮幼稚園 PTA 会長）
	堀江 里美	市民代表（子育て世帯）
	松原 功	元地域おこし協力隊
	葛西 絢子	市内事業者
	飯嶋 祐太郎	文化センター館長
市職員	茅根 正憲	市教育長

常 大 企 政 第 39 号

令 和 3 年 5 月 18 日

常陸大宮市総合計画審議会 会長 様

常陸大宮市長 鈴木 定幸

常陸大宮市総合計画基本構想の改訂及び次期基本計画の策定について（諮問）

本市では、長期的な視点で目指すべきまちづくりの方向性を示した、総合計画基本構想「ひたちおおみや未来創造ビジョン」を策定し、将来像を「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」と定めるとともに、同基本構想に基づく基本計画として、「ひたちおおみや未来創造アクションプラン」を策定し、地域の個性や特性を生かしたまちづくりを進めてきました。

この度、今般の行政を取り巻く社会・経済情勢の変化、また本市の現状や諸課題などを「ひたちおおみや未来創造ビジョン」に反映するとともに、令和4年度を初年度とする「ひたちおおみや未来創造アクションプラン」を策定したいので、常陸大宮市総合計画審議会条例第2条の規定により貴審議会の意見を求めます。

令和 4 年 1 月 24 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸 様

常陸大宮市総合計画審議会
会 長 馬 渡 剛

常陸大宮市総合計画基本構想（改訂案）及び基本計画（案）について（答申）

令和 3 年 5 月 18 日付け常大企政第39号により諮問のありました常陸大宮市総合計画基本構想（改訂案）及び基本計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、常陸大宮市のまちづくりの指針として妥当なものであると認め、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、本答申及び審議過程で各委員から出された意見を十分尊重し、下記の事項に留意されるよう要望します。

記

- 1 本市においては人口減少が急速に進行しているため、政策プロジェクト「人口流出を防ぐダム（政策）の構築と実践」を着実に推進されたい。
- 2 全ての市民が安心して暮らし続けることができるよう、自然環境の保全に加え、地域コミュニティの維持、空き家対策などを引き続き推進し、地域の特色を踏まえた均衡のとれたまちづくりを推進されたい。
- 3 本市の魅力である豊かな自然、歴史や文化を活用した観光振興をはじめとする各種の事業を推進する際には、市外に対して、幅広い媒体を活用した情報発信を検討されるとともに、市内に対しても、市民が本市の魅力を知り、誇りや親しみを持つための取組の充実を図られたい。
- 4 総合計画の理念については、市民や関係団体など広く周知するとともに、施策の実施にあたっては、適切な進行管理や評価検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど、市民との協働による実効性の高いまちづくりを推進されたい。

ア行	空き家バンク制度	市内の空き家を所有者などが物件登録を行い、市がインターネットなどでその情報を公開し、利用希望者に紹介する仕組み。
	オンライン	コンピューターなどの機器がネットワークに接続された状態。
カ行	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量・除去量を均衡させること。
	関係人口	特定の地域に継続的に多様な形で関わる人々。
	クラウド	利用者がソフトウェアなどを持っていなくても、インターネット上で必要に応じてサービスを利用できる仕組み。
	グリーンツーリズム	緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。
	グローバル社会	地域や国家のレベルを超えて、世界規模でお互いに影響を与え合う社会。
	コワーキングスペース	共有型のオープンスペースにて仕事をするスタイルのオフィススペース。
サ行	サイバー空間	コンピューターやネットワークによって構築された仮想的な空間。
	サテライトオフィス	企業や団体の本拠地から離れた所に設置されたオフィス。
	シェアオフィス	1つのオフィスを複数の企業や個人が共有して使用するオフィス。
	ジェネリック医薬品	新薬の特許が切れたあとに販売される、新薬と同じ有効成分・品質・効き目・安全性が同等であると国から認められた薬。
	ジェンダーギャップ	男女の違いによって生じる格差。
	情報格差	情報通信技術を使える者と使えない者との間に生じる格差。
	情報社会	知識や情報に価値が置かれ、情報の生産・収集・伝達・処理などを中心として社会・経済が発展していく社会。
タ行	ダイバーシティ社会	多様な背景を持った人々や価値観を認め合い、受容する社会。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

	地域プロジェクト マネージャー	地域でプロジェクトを実施する際に、外部専門人材・地域・行政・民間などの関係者間を橋渡ししつつ、プロジェクトをマネジメントする人材。
	地域包括ケアシステム	要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように支援する体制。
	超スマート社会	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。Society5.0の推進により実現が期待される。
	テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
ナ行	ニューノーマル	新型コロナウイルス感染症など、社会の大きな変化に対応した新たな常態。
	乗合タクシー	市内を運行する予約制の乗合タクシー方式による送迎サービス。
ハ行	バイスタンダー	けが人や急病人が発生した場合、その付近に居合わせた人。救急処置を施すことが求められる。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	パンデミック	感染症や伝染病が世界的に大流行する状態。
	フィジカル空間	実際の世界。サイバー空間と対比する際などに使用される。
	ヘルスロード	健康づくりのために、茨城県が指定する誰もが安心して歩くことができるウォーキングコース。
ラ行	ライフサイクルコスト	構造物の企画・設計から、その役割を終えて解体に至るまでにかかる全ての費用。
	レセプト	医療機関が患者に保険医療を施した際に掛かった費用の内訳を記入した明細書。
	連携型中高一貫教育	設置者の異なる中学校と高校が、教育課程の編成や教員・生徒の交流等を通じ、中高の連携を深めるかたちで行われる教育。
ワ行	ワーク・ライフ・ バランス	仕事と生活の調和がとれた状態。

英数字

英字	AED(自動体外式除細動器)	突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓を正常なリズムに戻すための医療機器。
	AI(人工知能)	言語の理解や推論，問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。
	DX (デジタルトランスフォーメーション)	データやデジタル技術を活用して，社会のニーズを基に，製品やサービスをはじめ，業務や組織などを変革すること。
	ICT(情報通信技術)	通信技術を活用した情報のやり取り。
	IoT(モノのインターネット)	家電製品や車などの様々なモノとインターネットを接続し，相互に情報交換を行う仕組み。
	PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)	公共施設などの建設，維持管理，運営などを民間の資金，経営能力，技術的能力を活用して行う手法。
	PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)	公共団体と民間が連携して公共サービスの提供を行う枠組み。
	RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)	人間がコンピューター上で行っている定型作業を，ロボットを利用して自動化すること。
	SDGs(持続可能な開発目標)	2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す，17のゴール・169のターゲットから構成された国際目標。
	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。
	Society5.0(ソサエティ 5.0)	サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより，経済発展と社会的課題の解決を両立する，人間中心の社会。
数字	5G(第5世代移動通信システム)	「高速・大容量」，「低遅延」，「多数端末との接続」といった特徴を持つ次世代の移動通信システム。

基本構想改訂・基本計画決定 令和 4 年 3 月

常陸大宮市役所 政策審議室 企画政策課

〒319-2292

常陸大宮市中富町 3135-6

TEL. 0295-52-1111

FAX. 0295-53-6010